

法務委員會議錄 第三十号

神病あるいは病者に至らぬ者につきましても、そういう者の治療とか、そういう者の行為についての監視、予防という面も力を尽くしてまいる。また、いま申し上げました道義の高揚、社会秩序維持のためには政治家が姿勢を正しまして、かようなおかしな人たちが、その群れに対し、これがあるいは賃揚するとか、社会的にそれを認めるがごとき行為を避けまして、えりを正していく、こういう総合的な対策が必要と存するのでございます。そのほか、よくお話に出ますが、昭和三十六年の暴力対策の閣議決定等の各項目につきまして連絡を相互とりながら進めてまいり、かような考え方でございます。

○井伊委員 ただいまのお答えは、暴力犯罪の防止対策ということにつながる非常に広い範囲の対策を述べられておられるのであります。しかし、私のお聞きしたいのは、いま問題になっております暴力団の規制のためにいまの暴力行為等処罰に関するところの法律を改正しようとしている、そうして説明も常に暴力団ということをもって説明をされておるのでありますが、その暴力団対策の根拠が、基本方針がどうも私はここにはつきりしていないと思うから、その暴力団に対するところの対策をお聞きしておるのであります。いかがでしょうか。

○賀屋国務大臣 いま申し上げたことが結局暴力団対策になるのでございまして、たびたび申し上げますように、暴力団というものはたとえば雲のようなものでございまして、その場に行きますと表向きはこれが建設事業である。その建設事業が法人であるとし、その法人のメンバーが、いわゆる

社会通念では暴力団ではない。そこ

に使用される人々、法人外でございしますが、そういうものがある。それじゃその建設をやっておる法人と使用される人とが一同となつてどういう団体組織をしておるかという、形の上ではそういうものはない。事実上のつながりはあるかもしれない。これは建設業に限らない、いろんなものにあります。いまは建設業も発達しまして、全く近代的な事業もございしますが、古めかしいものもまだ一部残つておるのじゃないか、土建業などにそういうものがある。そういうふうな暴力団は、たびたび申し上げますように、法的に定義をしてはつきりつかめるようなものでもございせん。一つの社会全体のみずみから出た現象でございまして、直接的には、今回の法律の中で厳罰主義で臨んでどんどん検挙しそれを処罰するというのが一番効力があると思うのでございせん。しかし、それじゃそれだけで暴力団対策かという、これはいま申しましたように全面的にいろいろものを施策していくということがぜひ必要で、処罰主義だけで暴力団が全滅するかといえ、これはやはりそれのみで全滅するということとは困難と思うのであります。非常に有力な手段は、いま申し上げましたように、どんどん処罰主義でいけば相当に暴力団制圧ができる。その上に各般の対策を総合してまいりますれば、近代におきます病気が、だんだんにその局所療法をやるとともに全身療法をやります、健康体になればその病根がなくなるといふのとやはり同様な現象であり、したがって同様な両面の方法が要るものだ、かように

考えております。

○井伊委員 基本方針というものの、暴力団に対する基本方針も、一般の暴力犯罪を行なうようなそういう地帯に対しての対策も結局は同じことであつて、直ちに暴力団そのものをどうするということとは考えられない、考えないというお考えのようですが、一般的に刑を重くする、それも急にはそれが効果があるというものじゃないから、自然に周囲を、あるいは教化の面からいったり、あるいは行政上の協力を得たりして、行政上の措置においても、あるいは法制上の措置においても、あるいは防止対策に対する懇談会を置くというふうなことに置いて、自然にそういうものが改善されて、そういう事案がなくなつてくるということを持つ、そういうことになりませんか。これは一般の対策と何ら違いがないのであります。刑罰だけを重くして他のほうをゆるがせにしてもいいというふうなことがあるはずはない。この場合においても、ちつとも違ひはないと私は思う。大臣のお考えといたしまして、特に暴力団に対するところの対策というものが別になつていふふうにお答えから受け取るのであります。それでよろしうございませうか。

○賀屋国務大臣 率直に申し上げますと、私の申し上げることをばやかしにおいてになるのです。直接の方法と間接の方法と申し上げているので、ものごとは両方要ると思うのでございまして。直接の方法は、いま御審議を願つて法律を早く実行して、これを大いに有効強力に進めることが直接の方

法であるということをお申し上げておることは、たびたび繰り返すとおりでございます。しかし、それだけでいいかという、それはそれだけでいいのではない。こういう方法をみな併用しなければならぬ。そういう複雑多岐なもの、決して同じじゃないので、たとえば近ごろやつと学校でも修身教育というふうなことが言われるようになりまして、暴力というものを対して、進んだ国民が、民主国民が、文化国民がいかに考えるか、ただ横つらを張り倒して愉快だというような、素朴な、封建時代のような観念ではいかぬということを感じつける。いろいろなものうちでことに暴力ということをお考えすれば、そういう対策がとれるわけでありまして。あるいは学校教育あるいは社会教育、それじゃほかのと同じじゃないか、それはその点は同じでございまして、その中に個々それぞれ対象とすべきものは対象としていくわけ

でございます。それで暴力団をどうするかといふこと、これはたびたび申し上げるやうに、暴力団というものは、われわれのいわゆる常識概念にはございまして、つかまえてみれば雲か霧のようなもので、遠くから見れば暴力団というものがある。しかし、そこに行つて法的につかまえていふとすればつかまらぬじゃないか。一体団員がだれであるか、団員というものは明瞭に実証されているのか、登録されているのか、どこにあるのかといふ、これはどうもあそここの親分の子分に違ひないといふけれども、必ずしもそれが明確でない。半分分子であるか、一〇〇分子であ

るか。また、ただそこに行つて働いてるだけで、明確でないものもずいぶんあるし、第一、組織というものがはっきりいたしません。そして、ほかの正常なものとかと一緒にある場合もありまして。それで先ほども、私もつかまにくいから説明も十分ではありませんが、正確につかめない。法律上それをつかめればつかんで、こういう場合には解散をさせるとか、そういうふうなそのものずばりの対策はない。そこで暴力団が事実において一番犯しるの行為をつかまえて、どんどんそれをやるのが一番暴力団対策になるという面をつかまえたので、では、それだけでおしまいかという、前にいろいろ申し上げましたやうに、すべきことはこれだけで全部じゃないか、ございせん。一番直接的に有効なものであるという意味のことを申し上げておる次第でございせん。

○井伊委員 御説明によりまして、やはり効果の直接間接、こういうものを考えておるのであつて、その点からいへば、やはりこれは特に暴力団ということとを明らかにしないで、そうして一般の法律として個々の人に適用するところのこの法律の改正である。そういうところからいたしますならば、特にこの提案の理由の中に強調したわけておるところの暴力団に対するものであるという特別の説明のしかたというものは無理なじゃないか、納得させるためには、暴力団といへばすぐこれはみな常識によつて大体の見当がつく、こんなやうなところで強く打ち出しておられるといふふうには私は思うのです。暴力団というものをそうでなく一般の

ものと同じに適用するというような、規定のしかたがそういうふうになつておるのでありますから、その暴力団を取り締まるというふうなことを特に大きく掲げられるというのとはどういふものかと思つておるのです。それでありますから、特に暴力団規制に対するところの根本的な考え方というものはないかということをお聞きしておるのであります。

○賀屋国務大臣 私は、町で被害を受けた人は、やはり暴力団は困ると思つてゐると思つてゐます。あそこでは暴力団が何人かおつて、強そうな悪そうな人間がいる。また、そういうのが銃砲刀剣類を持ち、ピストルあるいはあいくち、日本刀を持ちまして、実際にそこで社会通念として暴力団といふものをやはり考へて、それに属してゐる者だといふのでよいこわがり、またそういうのがたまたま悪いおそろしい脅迫とかあるいは殺傷をやつてゐることは事実でございます。これは暴力団でなければそれは殺傷していいか、銃砲刀剣類で傷つけて、暴力団じゃないからといってほつておいていいか、それはそうではありませぬ。実際いまの社会の考へとして、親分のようなもの、兄貴分のようなもの、そういうものが一緒になつて、一人が何かすればあつたがする、こういうものが社会通念にある。そういうものをのければ国民の日常生活が非常に安心になるということも私は普通の常識観念だと思つてございします。そういうような暴力のうちで特に悪質で国民が日常不安を感じるものをやる。そうすればそれは大体は暴力団にいけますから暴力団をなにするのである。こういうふうにし

上げておるので、それも何でもなし、そのとおりだと思ひます。しかし、それではかりに暴力団でない者がそういうことをやつたら、それはやはりほつておくわけにいかぬ、同じ程度ですから処罰されます。そういうものが暴力団につながつたり、あるいははつきり暴力団に入らないでも、入りそうなあぶない不良少年であつたりするようなわけですから、社会的通念から見まして、この法律は暴力団をねらつてゐるのだと言つても少しも私は間違ひじゃないと思ふ。事実のねらいがそこにくのです。それは法制上暴力団といふことを書いてないじゃないか、暴力団を解散するような規定もないじゃないかと仰せになれば、いま言つたように、どうもこれは法制的にはつきりつかめるものではないのだから、つかめればむろんやりますが、つかめない。研究しましてもつかめないのですから、その行為を罰する、各人の行為を罰する。こういうことになつてゐるので、それだから暴力団でないとは決して言えないと思ふのであります。法制的に暴力団及び暴力団員以外の者はやらぬ、そういう意味でもないでございします。そこで、暴力団といふものが社会で事実上存在するけれども、法的に間違ひのない意味に定義をつけ、それうして法の規制の網に入れにくいからということをおし上げておる次第でございます。

○井伊委員 いまのお話の中にも出てきておりますし、前々からの説明の中にも、暴力団の法的概念を正確に把握することはできない、むずかしい、こういうふうなことを言つておられる。それはそうだと思うのです。なかなかむ

ずかしいだらうと思ふのです。しかし、今度のこの法案が提出されまうと、暴力団という名称を掲げたところの資料がたくさん出ております。単に暴力犯罪ではないのです。暴力団といふものを表題にして「暴力団構成員の前科概要統計表」の中でも、その十一表以後のところでは暴力団を掲げて、その概念がつかめないのに、これを累計をし、分析をしていくというふうな、そういうことが出来るか、根本的に言へばそういうあれがあるのです。これは常識的なものの考え方に出ておる。この資料に出ておりますものは、まづまづ意見のものの収集でありましようか。

○賀屋国務大臣 資料は常識的に認定でつくられるわけでありまう。法律問題で暴力団とは何ぞやといふものが規定できない。暴力団員とはだれかといふことを法律的に裁判で立証する問題と、社会常識で暴力団員と認められるものとこの区分は私は違ふと思ふのです。常識的にそれだといふと思ひます。大体その資料は御要求にもなりますし、実際がねらつておるからそれがたくさん出るものでありまして、實際やつてみましたらまちまちで、いわゆる暴力団と認められるものがかりにないといひましたら、ほとんど私は重罪、悪性の暴行行為はないと思ふのです。あとには変質者の、むしろ病理学的に新たな暴力対策の分野と申しますか、そこへまゐりますもの以外に、銃砲刀剣類などを持つてやる者はほとんどなくなつてはないか、こう思ひますし、おそらく社会もそう思つてゐるのではな

いか。それだから、事実問題としては、暴力団といふものを対象にしていろいろ表もつくるなり、なにもつくる。しかし、それではそこで警察がかりに暴力団に入れたといふもの、これを裁判にして、立証して、暴力団であるといふことにすると、これは私は非常に困難性があるのではないかと思ひます。

○井伊委員 少し入り過ぎたと思ひますが、いまの審議をするにあつて出てきたもの、それと説明とあわせて、法的概念はなかなかつかみにくい、しばしばそういうふうな言つておられる。しかし、資料といたしまして出てくるところのものは、実はそういうものによらない常識に基づいてこれが集められたものであるという説明であります。統計から見ますといふと、「暴力団構成員の前科概要統計表」といふものの初めのところには、これは昭和三十六年の一月一日から三十七年の十月三十日までの間、法務省の刑事局に全国で二十二の地方検察庁から報告のあつた事件報告中、暴力団構成員が関係してゐるおまな事件の全被疑者の前科を前記二十二の地方検察庁に照会した結果、右各庁から報告された前科調書であることが明記されておられます。そうしますと、各二十二の地方検察庁が報告してきたものは、ただ事件報告書である。その事件報告書の中から特に一つのものを選んで、すなわち暴力団、したがつて暴力団の構成員、こういうものに關係のあるものを照会された。こういうことになりまして、これは一つの意思だと思ふのです。一つの見解であつて、二十二の地方検察庁のまちまちのあれではない。その中から暴力団といふものはかくかくのも

のだといふ一つの考へがなければ、私はそういう照会ができないと思ふ。照会しても、向こうのほうの照会の答えといふものは結局おのの常識によつてこの報告をしてきた、こう見たいいのでしようか。私はむしろ法務省刑事局の出されたものだから、刑事局のほうでそういうふうな一つの見通しといふものをやはり持つておつて、この照会をされたものと見ざるを得ないのです。この点は、やはり暴力団が何であるかといふ考へ方は相違わらずわからないのだ、あやふやなんだ、つかみにくいのだ、こういうことでいふまゝを伺ひます。

○竹内(三)政府委員 先ほど大臣が申されましたように、暴力団といふものを法律的に定義をしますことは困難であるといふことを申し上げておるのでございまして、これを社会通念あるいはもつと別の立場から、学問的に申しますならば、刑事学的にこれをつかむといふことは、それぞれの分野から一応の定義のようなものを考へることはできると思ふのです。それで警察当局が暴力団と社会通念上見られるものを警察取り締まりの観点から想定いたしますことは、これも決して不当なことではないわけですから、そのお手元でございましておきます資料は、私のほうはそういう立場をすべて離れまして、いわゆる凶器準備集合罪といふのが、先般昭和三十三年に刑法の一部改正でそういう犯罪ができましたが、その犯罪にひつかかつてまゐりました関係者、これは名前はどうあるうとも、凶器を持つて集まつて出入りしようといふ、そういう實際に目をつけまして、

そういうものに関与した者、そういう観点から照会をいたしました資料としてつくったものでございます。この前、これも資料で差上げたのでございすが「暴力団について」という資料がございす。その第二項のところ、警察取り締まりの面ではどういふふうな暴力団を考へておるかということにつきまして、警察庁組織令の第十条の二の第二号に暴力団というものの対して一定定義のようなものをしております。そういうものを一定の根拠として警察では取り締まりの対象にしておられると思うのですが、いま申したのは、すべてこれは警察取り締まりの面から、あるいは社会通念の面から、あるいは刑事的な面からとらえたものでありまして、それでは法律的には暴力団とは何かということ定義づけますことは、大臣も申しましたようにまことに困難な問題であります。

○井伊委員 一定警察取り締まりの面では定義を普通下しておるわけですが、そうして、やはりそれに似たような考へて材料も集められておる。警察のほうから出ておるものもあると思うのですが、そういう考へ方と、この資料でいただいております「暴力団について」の、そのところのあれを考へてみると、確かにこれは立法に当たられるところ、の、原案をつくられる刑事局のほうと警察のほうとの、実際の仕事の関係もありましようけれども、とにかく一方のほうでは、もうすでに定義をしなれば輪郭がつかめないことから出ておるわけですから、一方のほうからいうと、今度ようやくこれが出てきますという、これはどうも定義が下しにくい、こういうようなことになるこ

とが、この「暴力団について」と書いてあるものの中にも明確にそれが出ております。「暴力団を定義することはむずかしい。しかし、それは、現に多数存在している。そして、それらの中には、いわば公然と存在しているものもある。」、こういうふうに出ておられるので、これを政府として一体をなしてこれを定義することがどうしてもできない。警察のほうは警察のほうでや、また別に、定義することができないからと言っておられるわけですが、私は、これは立場ですからそれはいいと思うのですが、何ゆえにそれならばそういう定まらないものを、説明の場合においては、常識的な警察のほうで定めておるような範囲内でこの暴力団というものを扱っておるか。そういうものをこの審議の際に提出されるかということ。それが暴力団を規制するんだということを強く言われるがゆえに、そういうふうな疑問が出てくるのです。暴力団自体の定義がわからないといつても、材料だけはよその常識的なものだけで集めたものをあれして、数の上ではこのとおりであるとか、あるいはだんだん減っていくとか増していくとか言ってみても、根本的にはそれはわからないことではないか。それを審議の材料として、これで御納得をいただきたい、こういうことなんです。そういうところは、提案をされる政府の中に足並みのそろわないところがあると思う。私は、このことについてこれ以上、やはりこの資料でもって、そうして説明とあわせて、それを審議をしていかどうかという

の資料に基づいて、その事件がどういふふうな推移するかというふうなものを調べたわけですが、ところが、質問の間にわかつてきたことは、それは定義を下すことはできないということが出てきたわけですが、そうするといふと、初めからそれはわかつている話なんです。定義することはできないんだ、しかしこれは出すんだ。それで材料とはいへば、自分の腹に納得がいったものじゃないのです。納得のいっただけでいいことは、この項にちゃんと書いてあるわけですが、その納得のいっただけでいい材料に対して、そうして委員にこれを納得せよ、これは無理じゃないかと思う。その点はどうお考えになるのですか。

○賀屋国務大臣 実は、私はおほめをいたしたいのではないかと申すのです。人権の尊重ということが非常に大事な問題になりまして、大ざっぱに、大づかみに刑罰の対象になるものをきめるなどということは、これは非常に責任を感じてやらなければならぬ。そういう立場に立つて申し上げておるので、実はそういう点よく見てやっただとおほめをいただきたいくらいに思ふのであります。常識的に暴力団というものはわかつているから、かりに法律的にはどうも精密にいかぬけれども、これをきめてやるというふうなことにいたしますれば、それこそ人権の侵害をも顧みないような法律のあれになるのではないかと。それで困りますから、すべて正確に考える。私も、こういうことを申し上げて恐縮なんです。世の中にはいろいろ悪いことがあつても、それが全部刑罰法令に載せられておるわけではないので、よ

くよくのことでなければ刑罰法令には載せられない。また違法と定められなくても、刑罰の定めのないものもございしますし、それから道義的には非常に問題でも、別に法律では処罰に至らないという問題もあるものでございまして、犯罪の対象にするものにつきましては、よほどこれは厳格に考えなければならぬ。常識的には社会の問題として、こういうことをなくしたいと思つても、それを犯罪の対象にします場合には、そう通常概念だけではいかず、はっきりした概念にしなければならぬという点に苦心をいたしております。お話しのごとく、初めからそういう団体をつかまえてやることでございました。研究いたしましたのが、どうもそれは無理である。外国の例を見ましても無理である。ということで、遺憾ながら、早くつかまえてやりたいというふうな思いをいたしておる。また、これをむしる自制をしておる。また、これが私はほんとうだと思ひます。それでですから、ほんとうにこれを間違ひなく定義ができる——今後研究しました上でむろんやるつもりでございます。ただ現状でこれを定義づけ、法律の対象にするのは、幾ら省内の者が研究しましても、とうていまだ自信が持てない状態であるのでございす。そういう意味におきまして、むしる苦心の存するところであると御了解を願ひたいと思ふのでございす。

○井伊委員 言うまでもなく、刑罰法規を定めるといふことは、これは一般国民の権利を規制することなんです。この暴力団に關するといふと、これは尊重しななければならぬ。この点についての立法者として

の態度は、それは厳正でなければならぬと思ふ。私はその点において、暴力団だからすぐやめていいというふうなもの、第一の線では出てこないと思ふ。そう思はない。しかし、これはいまの社会の現象として、みんなの見るところ、これをどうしても規制しなければならぬという段階にあることは、これは私も認めます。私も、それに対してはある程度においては賛成をするのでありますけれども、立法するときは、これを特定して、なるべく他のほうに及ぶことのないように万全の策を講じなければならぬと思ふと同時に、規制するものも規制されるものも、それが誤つて広く解釈されて、結局罪のない者が罪のあるように指彈されることのないように、双方ともにこれに対する注意は払わなければならぬのであります。だから私は、これに對して反対をしておるという、そういうあれではありませぬけれども、国民全体の権利を規制制約するのでありますから、ほんとうに一つのものに急にこの対策を講ずるものとして立法をするといふそのことの急なるがために、資料はこれでもいいというふうなことは、立法府の扱いとしては私はまかりならぬというふうな考へるのです。何かまだ定義を定めることに苦心が行き届かないのではないかと、それよりも待つていただかない、急ぐのだ、こういうふうなお考えがあるのではないかと。なぜそういうふうにして急がなければならぬのか。それはわかりませぬけれども、立法府は、ことに刑罰の法規を定める場合においては、これはどこまでも国民の権利というものを尊重するといふたてでまえていかなければなら

らない。でありますから、これを審議するにあたって、何もいまこれができれば直ちにその目的のとおり、暴力団そのものが減るのでもない。おそらくはその中核となるところのものにはいさかも触れなくて、むしろその末々のところのものがひつかかるのではないかと、そういうふうになりましょう。それで、今日この統計を、私が幾分非難しながらこの材料を使うのもどうかと思ひますけれども、いまのところ青少年の犯罪の団体というふうなものは、これによればだんだんと減っていく傾向を示しております。青少年の不良団のほうは、これは下がりぎみはなっております。会社ごろや新聞ごろ、これもだんだん下向きになっております。売春暴力団、これは大した上がり方をしておりませんけれども、まづ少し上がりぎみであります。港灣暴力団のごとき、あるいはその他というもの、これに入らないところのもの、これもいずれも下向きであります。あるところのもので上がっておるものは何であるかという、よく徒、テキヤ、これだけはだんだん上がっておりであります。こういうふうにして所属団体別に、この検挙した報告書の中にはそういうものが出ておるのがあります。これをそのまま受け取ったとしてもだんだん下火になってきておるもの、もの、がほとんどであって、よく徒、テキヤ、それから売春暴力団というものがいさかその尾を引いておるという、そういう状況であります。これは金銭についてのものでありませんが、三十二年から三十六年までの統計です。そういうことでありますが、こ

うして見れば、大体暴力団を規制しようとするならば、目的はそんなに広いところの材料をあれする必要はもうない。おそらく求めておるところのものはよく徒とかテキヤとかあるいは売春暴力団とかいうものでないか、こう思うのです。これはいままでやはり実際には警察側において、これに對してさまざまな機会においてこれを研究したり、あるいは裁判所においてこれを処罰したりしておるわけでありまして、その結果でもありまして、いまのような趨勢をたどっておりまして、この上は、要するに減らないで、そうして上がりぎみになっておるというところでは、私は、暴力団の対策というものをただ一般の暴力犯罪というふうに広くこれを扱って、そうして資料にそのことが出ておるのではありませんけれども、しさいに見ればそういう形をとっておりまして、そうすると、対策もおのずから的がだんだん出てきておるのではないかと、私がだんだん縮まってきたのではないかと、私はむしろ非常に心配しておりますことは、年々その数が減るとかふえるとかというものはあまりたいしたことではないが、中核になっておる固定した数というものがあつておるわけでありまして、固定した数があるというところに私は問題があると思ふ。それは三十二年、三十三年、三十四年、三十五年、三十六年、こういうこと年次別の統計がありますが、それにおきましても、結局よく徒といつたようなものは三千九百あるいは四千、六千、こういうふうにはこれのほらほうです。そのほかのところ、たとえば青少年の場合におきましては一

万八千六百四十、それが二万六千二百十、さらに二万三千九百三十五、二万二千五百二十五、二万八百十三、これはこういうふうになりつづつある傾向を示しておりますが、それにしましても、この五年間を通じて二万二、三千の固定しておる数があるわけであり、それは同じ人のものが三十二年にも、三十四年にもあるものもありましようけれども、年々に事件が起きておるところから見るならば、私は新しい層じやないかと思ふ。年次が変わるに従つて新しいのじやないかと思ふ。この毎年青少年の場合において二万三千くらいの人たちが入れかわり立ちかわり新しいのが入ってきてくれないという、そういう点に私は非常な問題があると思ふのです。決して数が少しふえてきたとかいうようなこと、あるいは減つてきたとかいうようなことよりは、固定している数が相当大きいということ、そういうことは注意しなければならぬことだと思ふのです。それはどこから来ておるのか。これは言つてみれば、教化も足りないし、あるいは裁判の効果もないというところになるのか、とにかく入れかわり立ちかわりくるけれども、いつも同じくらしいものがあるというところは、これはほんとうに注目すべきことであると思ふ。

このことを考えてみまして、やはり暴力団というのは定義はむずかしい、こういうことも私は一応わかるのでありますけれども、それがどうしてできないか。定義は、これは具体的に何々団なんという名前をあげることでできないことは言うまでもありません。そういうものでなく、抽象的にでも、やはりここにある警察取り締まりの面での定義がございます。一応の定義があります。それが完全であるかどうかは別問題として、とにかくこれでやつておるのです。やつておるから、いままでこれで間違ひなくやつておるわけですね。そういうのに、今度法律のときにおいては、何か目標が暴力団に對するのだ、こういうふうにならば、暴力団の取り締まり対策というものは特にきつくりしていなければなりませんし、資料もまたそれに基づいていかなければならぬ。そのもとではやはり概念の確定でありましょう。それはむずかしいというならば、これはいつまでたつてもむずかしいのか、あるいは研究をすれば完全なものにいかなくともそれが出せるのか、私はその点をお聞きしたいと思ひます。

○賀屋国務大臣 いま仰せのように暴力行為がだんだん下火になれば非常にうれしい次第でございます。世間も安心でございますが、大体犯罪の趨勢は皆さんも御承知いたしておりますように、戦後は二倍半にも増加いたしております。しかし、内容を大別すれば、その増加の一倍半は大体交通事故に関するものでございまして、そのほかの刑法犯またはそれに類似するような刑事法犯は大体横ばいになっております。横ばいになっておりますが、その内容を解剖すると、窃盗、詐欺、横領等の財物犯が三〇%も減つておる。減つたものを埋めておるのはいかにいふと、暴行、傷害で埋めておるわけでありまして、非常に大勢としてふえておるというところは、いかなる次第でございませう。暴力団と申しまして、お話しのようによく徒、テキヤもありまして、売春暴力団、麻薬暴力団、そのほか土建業の表看板で相当の暴力をふるうものもございませう。内容はよく徒、テキヤに限らず非常にたくさんあるようございませうが、大体において世間が暴力行為に非常におびえて不安を感じておるの、その中においても銃砲刀剣類を用いるような者、もう札つきのこわいといういわゆる常習のくせのある者、それが一番不安のもとになっていま世間が不安を感じておるというところは私は事実だろふと思ふのでございませう。

そこで仰せのようにその暴力団というものは悪い中心であるから、これを定義してやれということ、私はその意味においては全くごもっともな考え方ですが、これは毎々申し上げますように研究しても非常に困難であり、少し大げさな表現になりますが、世界の刑事法の大勢もそういうものはつかまえてやりにくいのだということですから、私は政治的に考えますと、もしも事務当局がその定義を一生懸命に研究して、その定義ができるまでは手をつかねておるということ、困るのであります。それは学問的には大事でございませうが、何年何年かかつて、できるかきぬかちょっと見込みのない研究をやつて、それまでこういう社会不安を起して、あるいは暴力犯に對して刑罰法令を考へないと言われたら、それこそわれわれは政治的に困るので、そういう一年、二年あるいは三年、あてもないようなことを考へられては困るので、いまの刑法の改正につきましても、御承知のように数年後には全面的改正をしますが、それまでは待つてないというのが、いまの社会の情勢である次第であります。それで、暴力団の定義は法制上

できませんが、銃砲刀剣類、そういうものをもちてやります傷害等の暴行行為、またいわゆる杖つきの常習犯、これをとらえてやれば大部分の目的は現実に達し得るわけですから、そういう方向からいくということが実際に適切ないき方ではないか。私は、定義も研究してもらいたいと思うが、そればかりやっていて、それができるまでは刑法罰令を何とかしないというのではむしろ困るので、今回の措置のほうに現状においては適切じゃないか、かように思う次第でございます。

○井伊委員 いまの暴力団の犯罪の中に銃砲刀剣類を用いるあれが多いというところでありますが、この拳銃や銃砲、これに対する取り締まり、これはあるようですけれども、これがいつも、さつき申しますようにそういうものをもちて暴行をするというそういう数を見ますと、銃砲類というものが数減っておりません。こういうものはその押収したところの数が示されておるのでありますから、その分だけなくなっておるはずなのに、相変わらずその次の場合においては、それと同数のものがまた出てきておるといふやうなことが見られるのであります。そういうことを見ますと、何か際限なくどこから供給される道がある、こう考えるのです。そういうものをとめる實際上の方法、どういふふうになっておりましようか、これをお聞きしたいと思います。

とを禁じて罰をつけておるわけでございます。したがって、所持という段階で、まだ傷害や殺人というような実質の犯罪に至らない以前において取り締まる、こういうことができるやうな仕組みになっております。それからなお、外国からこういう武器が入ってくるということになりますと、関税法の規定とか、こういうものを取り締ましますのにはいろいろな分野でできるだけ早い時期に押えるということが大事なかれでございます。したがって、銃砲刀剣類等所持取締法のごときものは、犯罪に至る以前の所持の段階で押えるという仕組みでございます。まず銃砲刀剣類を持っておるといふことで罰し、それを持っておるのがまだわれわれの目に触れないためにわからなかった。そしていよいよ犯罪を行なう、傷害を犯したり殺人を犯したりということになりましたと、傷害罪あるいは殺人罪で罰する。こういうことで幾重にも段階を経て規制をしていく。そういう余さず漏らさずという体制になつておるわけでございますが、仰せのように押収して没収されるにもかかわらず、次々とこういうものがわれわれの目をくぐつていわれる暴力団といわれる人たちの手に入つてきますことはまことに遺憾でございます。警察当局におかれましても、そういう点に着眼いたしまして、新聞等でも御承知のように、大量の武器が取り立てられておる段階で検挙いたしました事例は少なからずございます。そういうことで極力その以前の段階における取り締まりということに御留意を願つておることと思ふのでございますが、なお、こまかい点は警察の御当局から御説明を伺うことにいたします。

○松井(誠)委員 関連をしてお尋ねをいたしたいと思ふます。先日私は銃砲刀剣類による傷害の刑について資料の提出をお願いした。けさ東京地裁管内だけの昭和三十八年中における資料が提出されたわけでありました。私が申し上げるまでもございせんけれども、銃砲刀剣類による傷害の刑を引き上げるといふのが今度の改正案の一つのねらいで、その最大の理由というものは、銃砲刀剣類による傷害の刑が軽過ぎる、幾ら行政的な措置をやつてもそれには限度がある。具体的に言へば、検事が求刑を引き上げて、引き上げること自体に常識的に限度がある。あるいはそれによって行なわれる判決の刑の引き上げにも限度がある。だから現行法の下限を上げなければならぬというのが、おそらく唯一の改正の理由であつたと思ふのです。ところが、それでは具体的に銃砲刀剣類による傷害の刑が現実になつておるかという統計がなかつたわけですから、考へてみれば、非常に手ばかりな粗雑な資料であつたと私は思ふ。この三国会にわたる十分な準備期間があつたにもかかわらず、その資料がなかつた。きょうは提出をされましたけれども、それは東京地裁だけの資料なんです。しかし、それでも私はおよそのこのとがうかがわれると思ふのです。このいただきました資料を見ますと、全体が二十四という数字です。この二十四件の中で一年以下の判決というのはいくつもない。つまり現在の刑によつても二十四件のうち二十一件は一年以上の刑が科せられておる。そうしますと、一体何のために一年以上という下

限の引き上げをやらなければならぬのか。これは改正理由というものが根本的に不十分であるというところになりはしないか、私はそう思ふのですけれども、いかがですか。

○竹内(壽)政府委員 直接のお答えを申し上げます前に、この表につきまして御説明をしようと思つておきたいと思ふのでございます。

傷害罪の犯行に際しまして銃砲刀剣類がどの程度用いられているかという件数につきましては、すでにお手元に差し上げてあります暴力犯罪関係統計表の第九表、十表と追録の六表によりましておわかりいただけると思ふのでございますが、推計されますところは年間約千件でございます。この種の事件が非常に多いというわけではございません。しかしながら、千件という数字は容易ならざる数字であることは御理解いただけると思ふのでございます。そこでこの種の傷害罪に対する科刑についての統計の作製は毎々申し上げますようにきつめて困難でございます。それはどういふわけかと申しますと、この種の傷害事件はその性質からいましてほとんどがいわゆる暴力団の構成員によつて犯されておる事犯でございますが、暴力団の事犯の中には、大部分が出入りや世間でいわれております傷害された際に発生するものが多いのでございまして、そういう場合には、ほとんど前後いたしました殺人とか殺人未遂とか兇器準備集合等の事犯を相伴つておるのでございまして、そこで殺人までいかなくても、この種の事犯を犯します者は、毎々これも御説明申し上げておるのでございしますが、非常に前歴を持つておる者が多

いのでございまして、その他の軽微な犯罪を伴う場合もあつて、したがつて具体的な事件の量刑にあたりましては併合罪として処断される場合が多いのでございます。したがつて、銃砲刀剣類を用いた傷害について実際にどういふ刑を盛つておるだらうかというところを見きわめまことは、具体的事例からなかなか拾ひ出すことができないのでございます。そういうわけで、この点は私どもとしては、この部分については刑が非常に軽いから刑を引き上げるといふよりも、こういう犯罪が千件も年間にあるというところに着目いたしておるのでございます。松井委員から御要望をいただきましたので、実を申しますと、一昨日から昨夜にかけてまして私どものほうでは全力をあげて調査に当たつたのでございまして、時間的な制約もございまして、全国的な調査はとうてい不可能でございますので、東京地裁のほうから昭和三十八年度一年間にわたる判決結果、これは膨大なものでございまして、これを全部取り寄せて集計調査したのでございします。この中にはそのほかにもたくさん銃砲刀剣類を用いた傷害を含んでおるのでございしますが、そういうものの中には殺人とか殺人未遂等も含まれておりまして、それでは銃砲刀剣類からどういふ刑が盛られるかということをうかがうのに先ほど申したようにさぶる困難であります。そこで軽い罪、銃砲刀剣類を用いた傷害よりも軽い罪を伴つておるものは、これは重いほうで処断されることになりまして、それから、それを含まれて、それから銃砲刀剣類を用いた傷害だけ、軽い罪と併合になつておるもの、この部分だけ

をずっと拾い出してまいりますと、この二十四件が出てきたわけでございます。

いま、三件しかないじゃないかとおっしゃいましたが、これは六件あるわけですね。一、二、四、それから十一、十三、二十一、この六件が一年以下の刑が盛られております。それから一、四、十三、二十一につきましては、その上執行猶予がついている。こういうのが科刑の実情でございます。この刑が不当であるとか何とかいうことは私は一がいには言えないと思うのでございまして、これは個々の具体的なケースでございますので、いかなる法定刑を盛ったといたしまして、その具体的な事件に即して最も適正な妥当な刑が盛られるということになるわけでございます。中には、この量刑では不当だとして検察官のほうから控訴を申し立てておるものもあるようでございしますが、そういう実情でありまして、この種の犯罪の刑が軽いからというこの部分につきましては、そういう観点にむしろ重点があるのじゃなくて、このような事件が千件もあるというところに着目をいたしまして、傷害罪の中でもこの種の傷害につきましては重い法定刑を盛るのが相当だ、こういうのが立法趣旨になっておるのでございまして、この刑を重くするということをお願いしたのは、重く処罰するということでございまして、毎々申し上げておりますように、やはり保護観察あるいは矯正教育、そういうようなリハビリテーションのことも考えましてこの刑を重くする、これは刑事政策上の要請に基づくものでございまして、そういう点を考

慮してのこととございまして、この具体的な量刑が足りない足りないとし上げておられますのは、銃砲刀剣類というのは新しい罪でございまして、従来足りない足りないとして申しておりますのは、その他の暴力行為についての科刑全般について言っておるのでございまして、暴力行為取締り法そのものだけじゃなくて、暴力団等の構成員が犯します犯罪は、この統計表にございまして、いろいろな種類の犯罪がございしますが、そういうものを総括的に見まして一般的に軽いということ、これは私が指摘するのではなくて、世論の指摘しておるところだと私は思うのでございまして。

○松井(誠)委員 率直に言って、このいただきます資料と、少なくともいままでの立法理由の説明との間には食い違いがある。この食い違いを局長はなくするために、また立法理由の趣旨が私は少し変わってきたと思ひます。いまのような刑では、つまり刑を重くするために行政的な措置では限度があるというのを何度か言っておられる。もう一つ、もちろん国民に対するPRという面も言っておられますけれども、しかし最大の理由は、これの下限を上げなければ現実には刑を重くできないんだということが、唯一の理由ではないか。かつたかもしれないけれども、最大の理由であった。ところが、今度はそれがこの資料によつてくずれたとなると、刑を上げることが主たる目的ではなくて、何か国民に対するPRのほうを前面に出そうとされる。これは明らかに私は、いままでの立法趣旨についての説明とは大きなズレがあると思ひます。それからもう一つ、私がいま申し

上げておるのは、銃砲刀剣類による傷害のことであつて、常習暴力行為のことについては申し上げておるのではありません。したがって、問題を銃砲刀剣類による傷害だけに限定をしてお答えをいただきたいと思うのです。そうしますと、少なくとも、この傷害よりも重い殺人なり殺人未遂というものの刑は、これはもう銃砲刀剣類による傷害という刑を上げる上げないにかかわらず、そちらのほうで重く罰せられることができるわけですから問題はない。問題は、やはりこの統計にあるとおり、傷害と同時に、それよりも軽い刑と一緒に犯されたというときに、この銃砲刀剣類による傷害の刑を上げることが初めて意味を持つわけですね。この初めて意味を持つ統計を見ると、実は改正理由というものは消えてしまふような資料だと思ひます。

私は三つと申し上げましたけれども、あれは間違ひで、なるほど六つでございしますが、この六つの中にも、いわゆる銃砲刀剣類等所持取締法による銃砲刀剣であるかないか疑問のものもあるわけですね。たとえば短刀と書いてある。これが銃砲刀剣類等所持取締法による刀剣になるかどうかは、これは必ずしもはっきりいたしません。あるいは銃剣とかある。この銃剣というの、刀剣に入るのか入らないのかはわからない。したがって、これが全部いわゆる新しい改正案による銃砲刀剣類による傷害かどうかということもはっきりしない。したがって、この軽い六つというのは銃砲刀剣類、今度の改正案によれば必ず一年以上になる刑であるかどうかさえもわからない。かり

にそうであつたところで、二十四という中の六つです。そしてこの六つというのは、おそろしくいろいろ理由があつてこういう刑が盛られたのだと思ひます。裁判官も非常識じゃないから、やはりほんとうに銃砲刀剣という危険な道具を用いての犯罪というものは現実に重く処罰している。この統計表をごらんのとおり処罰しておられるわけですね。一体なぜ一年以上という刑を盛らなければならぬのか。私は関連ですからこれでもうやめますけれども、いまの局長の御答弁は、立法理由の説明について非常にいままでの御説明と食い違いがある。そしてこの資料そのものは、少なくともいまの立法理由の説明からいへば、その立法理由そのものをなくするような資料であるというところ、そのことを申し上げたいと思ひます。

御意見を伺いたいと思ひます。

○竹内(壽)政府委員 ただいまも申し上げましたように、暴力団等の構成員が犯す暴力犯罪全般について、この刑が下限のほうに集中しておるといふことを繰り返して申し上げております。この法律は、これも申し上げたのでございしますが、一つのパイロットのようなものでございまして、この刑を引き上げることにによりまして、その他一般の暴力犯罪に対しまして、法を執行します警察官、検察官、裁判官等におかれて、それぞれこの法の趣旨とするところをくんで、暴力犯罪全体について重く量刑がなされることを期待する、こういう意味もこの法律の改正にはあるわけでございます。そういう面の資料の説明等をいたしてまいりましたが、銃砲刀剣類を用いる傷害というのは、従来

傷害罪の中で処理されてきたわけでございます。いま、こういうものを私どもは常識的に考えますと、ピストルを撃つて殺意がないというふうな、私はむしろふしぎなくらいに思ひますのでございしますが、現実にはやはり傷害罪であつて、しかもピストル等を使ったという事例が先ほど申しますように年間約千件ある。この事実を軽視できないのでございまして、こういうものについて特別な構成要件を定めるといたしますれば、それはその刑が軽いか重いとかということもさることでございます。が、それ以上に、こういう構成要件を持つておる犯罪というものは刑が一年以上十年以下ということとは当然な法定刑じゃないか。現に準備草案にも大体これと同じ考えを盛つておるのでございしますが、そういうふうに見てまいりますと、この刑を引き上げておられます。これは、そういう特別な重構成要件のもとで考えられた法定刑でございまして、当然でございまして。それからなお、趣旨を変えた、変えたというふうにおっしゃいますけれども、趣旨は何も変わっていないわけですね。変わったとおっしゃるのは、私にはちよつとわからないのでございまして、この暴力法改正をやりました、ほかの暴力犯罪はそのままになっておるわけですね。しかし、そのまゝになっておるものにつきましては、この改正の趣旨が理解されて適用されるということがこの法律の改正のねらいの一つでもあることを、これは繰り返して繰り返して私は申し上げておるわけで、私はその趣旨が変わつたというふうには申し上げるわけにはいかないし、また考えてもおらないこととございまして。

○松井(蔵)委員 そういふ御答弁で

は、私はまた申し上げなければならぬと思ひますけれども、先般私が申し上げましたが、準備草案ではこういう形の加重類型がないわけです。つまり傷害の結果によつて、生命に危険を及ぼすような傷害の場合には刑を重くする、そういう考え方がある。それなら私は常識的にわかる。そういう結果によつて加重するといふなら常識的にわかる。しかし、用いた道具によつて加重するといふのは、これは理論的にむづかしいといふことで、準備草案の中では、つまり、傷害の結果によつて刑の重い軽いといふことを区別をして

は、それならわかる。そういうことではなくて、わざわざ銃砲刀剣類といふ、そういう定義をすることからくるいろいろないまいか、あるいはこの具体的資料等の食い違い、そういうものからくる問題がある。問題は、やはり傷害の結果によつて、重大であるか軽微であるかによつて刑を盛るといふことならわかります。しかし、そうじゃないから問題がある。そうじゃないです。

○竹内(憲)政府委員 松井委員のお考えも一つのお考えでございしますが、傷害の結果の重大性に着目して刑を重くするといふ立法例もたくさんございします。日本の刑法準備草案もそういう考へ方に立つておるのでございしますが、目を諸外国の立法例に向けると、やはり傷害の結果に重きを置いて刑を重くするといふ立法例ももちろんございしますが、手段方法の悪性に着目して刑を重くするといふ立法例もたくさんあるわけでございます。その中には武器を用い、凶器を用いたといふような言

い方をする立法例もありますし、それに加えて毒物、劇薬物、そういうものを手段とする傷害、これを重く罰するといふ立法例もございします。それで、おわかりにならないければ、そういう外国の立法例もごらんいただきまして御理解をいただきたいと思ひのであります。

○井伊委員 本改正案の中に恐喝を加えないといふことについては、非常に大きな穴になっておると思ひます。他の委員からもその点を質問されておるのでありますが、何といつても暴力団のこれらの多くの犯罪といふものは、その犯罪自体が本質的なものではな

く、財産を得るということが中心、これが暴力団の本質だと思ひます。いれや、だんだん暴力団には自分のようなものがたくさん集まつてくる傾向があります。暴力団自体は、数はもうとまるだろうと私は思ひます。大体ふえな

いと思ひます。地方においでくわすかな犯罪を犯したチンピラが、だんだん社会から疎外をされて、そうして大きなところに集まつてくるという傾向があります。こういうふうになつてきて、暴力団はこれに対して十分な経済的な援助をするという力はだんだんなくなつておる。そうすれば、その下のほうのまかなわれないところにおいて、みづからの手でもつてやるのが、これがあつては脅迫になり、あるいは傷害にもなり、暴行にもなり、器物損壊にもなる。そのほかに恐喝も実は加はると思ひます。また上のほうのあ

か、配下の者を養つていくという意味においては、十人ないし三十人が大

体とまりだといふことですが、そういう者をあつていく上においては、その中心の人が他のほうからいて、いい恐喝をやるといふようなことは、これは見えてくることです。こういうことによつてそのいいのいい脅迫

何もしないでいける。これは上のはうではなくて、結果は同じことにな

るけれども、堂々として威圧を加え、畏怖を与えて、そうして財物を得るといふ行き方といふものは、これは上のほうにももちろんある。むしろそれが大きいだろうと思ひます。こういうふうでありますから、ほんとうに暴力団を壊滅させるまでの考え方を持っておられるかどうかわかりませんけれども、その下のほうの人たちのやる傷害、暴行、脅迫といふようなものにすぐ当たるようなものをだけをやりましたが、収穫は何にも得られるものじゃないです。その点から言へば、恐喝といふものはどうしてもこの中に入れないければならぬものであつたかと思ひますが、入れなかつた関係は、これは財産犯だといふような分類のほうからくる学問的な考へ方、それから今度の立法の上から言

力犯罪を犯すのでございますが、その中で恐喝という、暴行、脅迫を加えて人から財物を取る、こういう財産犯と暴力犯との結合した恐喝罪といふものを犯す。この数が非常に多いことは御指摘のとおりでございまして、暴力団対策を考えます場合に、恐喝罪について何らかの手を打つていきたいといふことは、私も研究の過程におきまして十分研究をいたしましたのでござい

ます。その点は仰せのとおりでござい

す。しかし、この恐喝罪を、たとえば常習という形で取り入れるといふことになりま

す。また暴力団がしばしば行なつております強盗とか、窃盗とか、横領とかいふような問題との関連をやはり考えなければならぬ。

〔委員長退席、三田村委員長代理着席〕

りますが、いまの刑法は財産犯についてやや重く、人の生命、身体、名誉といったようなことについてやや軽きに失しておるのではないかと。このことは、現在の社会情勢に必ずしも適合しないじゃないかといふことに注目いたしまして、刑の是正がはかられておるのでござい

ます。そういうふうに見てまい

は、現行法がかなり重い刑を盛つておるといふことが言えるのでござい

まして、先般申しましたように、こういう暴力団の構成員等は、恐喝もやりま

は新しい刑法に盛り込んでいくべき性質のものである、こういうことであります。本質はそういうあれだと思つてますが、暴力犯罪取り締まりの根本は、大正十五年の制定の当時は、常習の規定が別になつて、二百八条、二百二十二条、二百六十一条の罪を犯した者は三年以下の懲役、五百円以下の罰金、こういうふうになつておつたのを、今度それが第一条の第二項のところで削除して、それと同時に一条ノ三というものを新設する。そこへいって暴行、脅迫、器物損壊、この三つものをいままであつたのよりもさらにそれを重くしまして、常習である場合においてはこれはこの三つのものについて五年以下三ヶ月以上、こういうことになりまして、そのほかこの機会に傷害が一つ入って、傷害が常習でやられた場合においては、一年以上十年以下という刑に改められて、いずれもこれは刑法の規定がこちらの特別法のほうに移されたときに、一つの基礎として罰則が重くなつておる。今度またそれが暴力行為等処罰法の中の改正として、刑法の中からさらに傷害を抜いてきて、それが常習であるときにおいては、これはまた前と比較にならぬほどの重い一年以上十年以下というものに加えておる。ここにまた加重規定が二段になつて進んでおるといふことが考えられるわけだ。こういうふうになつております。これが二年なり三年なりその後刑法の全面改正が行なわれるそのときに、その規定されたものの規定の中に、改正される際に、いまの暴力行為等処罰法に関する法律は結局刑法の中にそのまゝ繰り入れられていくという性質のもの、大抵刑法から出てきてお

るものですから、また刑法のほうに自然に入つていく、こういうふうな考えられるとき、これは自然に——これは推測ですけども、審議もあるもので必ずしもそうなるとは言ひ切れませんが、これも、そのまゝすべつていくならば、この加重せられたる刑というものは、新しい刑法の科刑の基準になるといふふうな考へるのであります。必ずやこれ以上、下げられるということとはできないと思ふ。あるいはいふもの形に直るといふこともできないと思ふ。そうすれば順繰りに他の科刑は重くなつていく、せざるを得ないことになると思ふのです。そういうふうな考へると、これは容易ならぬことであるが、私は、これから後のことではありますけれども、大体その辺は予想がついておつて、そうしてこういうふうな刑の加重規定を置かれるようになったのか、その全面改正のときにおいて大体予想しておられるのかどうか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○竹内(壽)政府委員 それは全面改正の作業が現に進行中でございますので、その結果がどういふ結論になりましかは、もちろん予測はできませんけれども、一応の参考資料としてできております準備草案でございますが、この法定刑とか、犯罪類型とかというものは、たゞいま私どもが立法いたしました場合には、これは参考にしておるわけでございます。将来の新しい刑法がいまの立法のために非常に妨げられるというふうなことのないうちに、私どもとしては配慮をいたしてあります。したがつていま、いまやつたことがそつくりそのまゝ新しい刑法の中に入るんだというふうには考へておりませんけれども、いま準備草案などに示されております考へ方というものを、新しい立法でひどくねじ曲げてしまふというふうなことの起こりませんように、そういう配慮はいたしておるのでございまして、法定刑を考へます場合も、準備草案で盛つておるものを参考にしたしておるのでございまして、一年以上十年以下というふうなのは、準備草案にもある刑をそつくりそのまま持つてきておるのでございまして、ただ、つなぎである刑を重くしていくということになりまして、特別の重い犯罪類型を考へて、その犯罪類型に値する法定刑ということになりますので、こういう新しい立法を重くするがためにやります場合に一番心配になりますのは、犯罪類型の個別化と申しますか、細分化と申しますか、そういうことが非常に広行なわれましかした場合に、新しい刑法への影響が考えられましか、この改訂は必要最小限度にしておくのがこの段階では相当だといふ考へで、実は恐喝もやつたほうがいふとは思ひますけれども、そういうことを避けたのは、そういう点も一つ考慮がありましてのことでございます。

○井伊委員 時間がありませんからこれでけっこうです。
○三田村委員長代理 志賀義雄君。志賀(義)委員 これまで委員長を通じてたびたび暴力行為等処罰法の一部を改正する法律案について、法制審議会の完全な記録を要求してあります。が、委員長はしかるべき手続をとられたものと思ひますが、その結果はどうなりましたか。
○三田村委員長代理 その問題については、前会から今々委員長からここで御報告申し上げたはずだと思つております。

○志賀(義)委員 いや、まだ正式に同つておりません。あなたは臨時におかわりになつたからおわかりにならないと思ふのですよ。
○三田村委員長代理 それでは後刻委員長出席の上で御答弁いたします。
○志賀(義)委員 まづいときに委員長がいなくなつた。(笑聲)
○三田村委員長代理 委員長の職務を行なつておりますからどうぞ進めてください。
○志賀(義)委員 実は正式には本委員会において委員長から報告を受けておりません。しかし、委員長が私に耳打ちされたところでは、どうも出すのがまづいようで出さないのだ、こういうふうな報告を言われましたが、いまだに提出がありませんが、それはどういふことでしょうか。
○竹内(壽)政府委員 会議録は幹事の責任でつくることになっておりまして、その会議録を国会の御要望によりまして特に会長の許可を受けてお出しをいたしておるのでございます。本来会議録をつくるべきことは、法制審議会の規則としましては書いてないようでございますけれども、私どもとしては、資料でございますので、必ずつくることにいたしております。そのお話のことは、そのときに会議録をつくります方法として、速記をつけておつたようだから速記そのものを出せ、こういうことであります。これは会議録をつくります者の記憶、筆記漏れ等を補充するために速記をつけておるの

でございまして、国会の速記というふうなものとは全然性質の違つたものでございまして。しかし、この会議録は幹事の立場でつくりましますもので、責任を持つて書いておるので、私もその場に出しておりますが、会議録を通説いたしまして、中身は全然実情から離れたものは一つもないので、ただ違ひますことは、この際発言したのがだれ某であるといふことは具体的には、私はよく目で見えてわかつてゐるわけですが、会議録には何某、何某といふことは書いていないようでございますが、それは事の性質上、名前をあげて書きまことは適當でないと思ひます。そので、それが出ていないだけであつて、中身につきましては、全く会議の実情は会議録の中に詳細に出ておりまして、その間に少しもそごしてゐるものはないといふふうに見ております。

○志賀(義)委員 議事録として当委員会に出されたものは要旨であります。しかも、いまあなたが言われるように省略があります。ところで、そういうものは国会へ出すべき性質のものでないと言われるけれども、昭和三十三年、持兇器準備集合罪の審議のときには完全な会議録を出し、発言者の名前まで出ております。前にそういう例があるのに、今回再三要求したのに出されない、これはどういふことですか。先例もあることですよ。都合が悪いことがあるのですか。

○竹内(壽)政府委員 三十三年のときも強い御要望によつて出したと思ひます。今回も強い御要望によりまして議事録を出したのであります。要旨と書いてあるかどうか知りませんが、これはもう三十三年のときと全く同じ

でございまして、中身はもっとも変わっていないわけでありまして、

○志賀(義)委員 そうではない、三十三年の持犯器準備集の審議のとき

の議事録は、発言者の名前まであるのです。しかし、いまあなたは幹事として議事録を出して、責任を持って編集して、内容には相違はないと言われまして、けれども、表紙には議事録と書いてあるが、中は要旨です。前に出して、発言者の名前までも書いてあるのに、今回出せない理由を伺っているのです。

○竹内(壽)政府委員 特段の理由はございまして、三十三年のときに名前まで入った議事録が出ておるといふことでございまして、それはまあ私はいくつかでございまして、私は、個々の発言者の名前は公開しないほうが――本来あれは秘密の性質のものだと思

いますので、その点ははばかって、名前だけを出ないほうがいいんじゃないかといふことは、私の意見としては持っておりますが、中身についてこれこれ意見は私も申しております

○志賀(義)委員 出されないのは、刑事法部会の審議の過程で相当問題があったように見受けられるのです。これはあなたの、昨年の第四十三通常国会で刑罰委員が質問したときのお答えの中で、実は聞きのがすことのできない御発言がありました。どうも公表するとまずいことがあると見受けられます。

では申し上げますが、あなたから相違ない発言もそのときがありました。たとえばこういう発言があった。何ぶん政党内閣から改正をせかれてお

りますのでというふうな発言があるのですよ。御記憶はありませんか。

○竹内(壽)政府委員 全く記憶がございしません。どういふことを言ったのか

○志賀(義)委員 私は無責任な発言はいたしません。ただやわらげて発言しているのです。どうも都合の悪いことは忘れられる。忘れたことをここに

されればまずいから出し渋られるのでしよう。一つ証拠が出たじやありませんか。昨年一月二十八日のある党の法務部会で、その党の議員が、刑事法部

会で反対したのはだれかとお聞きになって、あなたはだれが反対したということをお答えになつておられる

○竹内(壽)政府委員 私は全くわからない。そんなことは私には全くわかりません。そんなことは法制審議会で申し上げる筋合いのことじやございませ

○志賀(義)委員 法制審議会とは申しております。ある党の法務部会の中

において、ある議員が質問があったときに、その質問は、刑事法部会

で反対したのはだれかと聞いたときに、あなたのほうからだれが反対した、

こういうことを言われた覚えはないか、もしあったとすれば、そういうある党の法務部会

で名前を出せるものが、当法務委員会に名前を出せないわけはないじやないかと思ふのですが、その点はいかがですか。

行っておりますので、もし刑事課長に記憶がありましたら刑事課長から答えたいだきしたいと思います。

○志賀(義)委員 その党の名前も、それから聞かれた議員の名前も、その質問のあった日もわかつております。ただ、いまは二月二十八日であつたといふことだけを申し上げておきます。このういふふうにしますと、あなた方ここに出されるのはどういふ悪いから出されない。そういう重要な資料を出さないで審議をやれと言われても、これでは客観的には審議を妨害する結果になるのじやありませんか。その点いかがお考えでしょう。

○竹内(壽)政府委員 審議の御便宜を考へまして、秘密会でありまして、議事録を差上げて、御審議の便宜をはかつておるので、決して妨害する考へなどはございせん。

○志賀(義)委員 もっとも便宜を考へてないじやないですか。じや、その刑事法部会で今度の案の刑の下限を上げる問題ですね、いままでは量刑が安過ぎるから刑の下限を引き上げる、こういうふうになつた。その原案が刑事法部会で修正された。しかもこれが総会ではまたひっくり返つておる。こういうことがありましたね。三十八年一月二十四日、法制審議会第二十八回議事録の要旨によりまして、法務省当局は今回の改正の最も重要な部分は下限を定める点である、こう言つておられる。それに間違ひありませんね。それで刑事法部会での修正案は、改正の趣旨の大半が没却されることになる。ぜひとも下限の設定をお願いしたい。つまり本案の最も決定的な重要な問題として、刑の下限を引き上げる、それ

に對して刑事法部会では専門家、実務家の多くの方が反對しております。ところが昨年六月十四日の当法務委員会において、社会党の刑罰委員の質問に答えて、専門家の反対意見に對して總

会では常識が支配したといふことをあなたは言われております。これは御記憶でしょう。ここに議事録もちゃんとあります。それをちょっと読んでみます。

「大体この總會といふのは、常識的な考へ方が出るような委員の選定になつておるに私は思ふのでござい

ます。それから部会のはは専門家と言いますか、エキスパートの方でございまして、學者、裁判官、弁護士、検

察官等もろろ入つておりますけれども、主として刑法の専門家でござい

ます。云々となつております。そしてなおこういう発言もあなたはされてお

る。常識が支配して、常識どおりになつたといふことは、政府原案そのものが常識的に國民の期待に沿ふものであるという結果にほかならぬと思いま

す。さらにあなたはこう言われてい

る。「しかし、その問題と――その問題といふのは常習性認定の資料の範圍がはつきりしないことと、その下限を取つたといふことを結び合せて、何かイージーゴーイングに押しつ

けようとしたところが専門家らしくないという意味で申し上げたわけではござい

ますが、あなたはこう言つておる。――三田村委員長代理退席、委員長着席――御記憶でしょうね。専門家らしくないイージーゴーイングな考へ方と、あなたは法務大臣が責任を持つて選んだ委員の発言に對して言われるのですか。そのところを確かめておきたい

と思ひます。

○竹内(壽)政府委員 実はその部分は申し上げました。申し上げましたが、私ちょっと言い過ぎたと思つては後悔しております。

○志賀(義)委員 法務大臣、刑事局長はあつさりあやまられましたか、あなたの前任者で、あなたでなかつたのですか、法務大臣のもとで刑事局長、近くは次官に榮転されようとする人が、法務大臣の選んだ委員に對して、何か専門家らしくないイージーゴーイングな考へ方なんといふことをこの國會に來てまで言われる、これはいいことでは

しょうか。どうでしょう。

○賀屋國務大臣 刑事局長本人が言い過ぎだと言つておりますから、ちょっと言い過ぎだと思ひます。

○志賀(義)委員 実はこれを私が申し上げるのは、こういうところ今度の原案をどうしてもごり押ししようとする意圖がある。それをおそれるから、私はわざわざあなたの発言を申し上げたのです。先ほどもあなたの発言を引用しましたが、刑の下限をつける問題は本案の中心問題、これがくずれたら案の意味がなくなる。そこでこの問題で刑事法部会で多くの人が反対したのです。そして反対したのは、名前はあなたが伏せておられますけれども、裁判所側委員、それから學者側委員、弁護士側委員に反對の意見が多かつたのでしよう。どうですか。

○竹内(壽)政府委員 そうだつたと思ひますが、正確には記憶いたして

○志賀(義)委員 それでそういう反對意見が多くあつたにもかかわらず、そのときと同じ案をまた出してこられ

る。そしてあなたの発言の中に、政党内閣から改正をせかれていと言。そうなりますと、常識が勝ったということには、せかれていのでこういうふうには持つてきた、こういうことも含まれていのはありませんか。

○竹内(壽)政府委員 政党内閣関係云々ということは、私記憶がないのでございすが、どういいう根拠でございしますか。

○志賀(義)委員 つまり私の言おうとするのは、刑事法部会で反対が多数あった。そのときにまたあなたは相委員に対して珍妙な発言をしておられる。反対したのは十人、賛成したのは九人、委員長を加えると十人、十人だからと言われる。こういうことは国会で言われるべきことじゃないのです。当委員会においても、反対十人、賛成九人のときには、これは委員長は自分を加えて十人だから半々だなどと言いません。委員長は必ず多数に従って決定するのです。あなたはつきり相委員に対してそう言われている。別段専門家の方々も、とにかく九、十という数字でございします。もし部長が投票すれば、「これは十対十なので、部長はつきりと政府原案に賛成しておられましたので、そうすると、これは別に否決されなくて済む筋合いの数字であつたわけですか。こんな珍妙な投票の原則がありますか。国会であな

たは相委員にそんなことを言っているのですよ。言つた覚えあるでしょう。○竹内(壽)政府委員 そのとおり申しましたし、昨日もたしかそういう御質問がございましたのでお答えをしたわけでございますが、それは会議録にもそのとおり出ておるのでありますし

て、実情を、そのときのいきさつを、御質問がございましたので正直にお答えを申し上げました。

○志賀(義)委員 正直がよくないのですよ。反対が十、賛成が九だ。だからここで否決されていのです。だから総会でもつてあなたが、政党内閣からせかれていので、つまり俗にいう根回しをして、総会の意見を運んだんじゃないかと、こう疑われてもしようがない、あなたの腹の中は、疑うに足る証拠が十分にあるわけだ。つまりこういうことがあるから、私はこれまで委員長を通じて早く出してくれと言つてあつた。委員長がいけない間に、三田村委員長はよく御存じなかつた。それであなたからこの間耳打ちされたことをここで公表しました。あのとおりで、事実でございしますね。どうも法務省が出すのがぐあいが悪いらしいということとでございしますね。

○濱野委員長 メモですから出すのはぐあいが悪い。メモまで出せ出せと言つたつてしょうがないでしょう。○志賀(義)委員 では次の問題に移ります。

刑の下限をつけた問題であります。刑の下限をつけたことが本案の中心問題であります。政府はその理由として、現行法の適用の実情を見て、量刑が下のほうに集中してゐる。七、八〇％下のほうに集中してゐる。つまり暴力団の犯罪に対して刑が軽過ぎる。だから下限をつけて量刑の基準を上げるのだ。こういうふうにはこの委員会でも繰り返し御答弁になつてゐるのであります。どうしてこういうことになつてゐるのですか。刑の量刑が軽過ぎるといふことになるのでしょうか。その責任は

どこにあるのでしょうか。検察庁の求刑が軽いのか、裁判所の判決が軽いのか。これを伺いますのは、昨日戒能参事から重大な発言がございました。どうも軽過ぎるのは、自分は監獄のことは知らないけれども、監獄に入れたて矯正する目的が達せられない。俗に監獄は犯罪学校であるといわれるから、裁判官は気をきかして、そんなところでもまた色あがされては困るから、それで刑の量を軽くするのだ、こういうふうには推察されていようでありすが、そうなりますと、これは参考人の意見として私も非常に重要視しなければならぬのであります。なお、先ほど申し上げました一月二十八日のある党の法務部会で、あなたはこういう発言をされたやうです。今回の改正については、裁判所の量刑が実情に合わないところからこれを是正しようとしたもので、裁判所の量刑に對する不信が根底にあつたわけである。こういう説明をされたやうでございしますが、そうではございせんか。

○竹内(壽)政府委員 私自身さうに考へておりませんし、さうなことを発言するいわれはございせん。

○志賀(義)委員 法制審議会でも、ある委員は、検事の求刑も軽いと思つて言つております。法務省当局も、三十七年十二月二十六日の第二十三回刑事法部会で、検察庁としては、裁判所が適正な量刑をするための資料を立証しなければならぬのであるから、科刑が低いといわれることは、捜査の不十分に対するきびしい批判を含めてゐると理解してゐる、こういうふうにお認めになつておるやうです。そうしますと、これは裁判所側に責任があるのか、あるいは暴力団犯罪について、結局は刑の判断を下すべき立証資料を提出する検察庁さらには警察の側に決定的原因があるのか、検察庁の起訴、求刑が十分な資料に基づいてやられていないのではないだろうか、こういうことを私も疑わざるを得ないので、現に先日も社会党の委員から、これは労働運動に拡大解釈をして適用されるおそれがあると言われたときに、法務大臣の御発言の中に、そうではない、これは暴力団のシンビラに適用する、これは勢い余つて、あるいは法務大臣が行き過ぎた言われ方をしたのかも知れませんが、どうもそこに衣の下にやういふ出でるやうな気がするのでございしますが、この問題についてどうでしょうか、刑の量刑が軽過ぎるといふことは、裁判所か、検察庁か、警察か、どこに責任があるのか。

○賀屋国務大臣 私は法律にあると思ひます。現行法にあると思ひます。裁判所の裁判に對しては、各自批評は自由であります。検察陣の求刑に對しては、私も同様でございします。しかし、裁判所が法に従つて決定いたしましたものは、これはわれわれは尊重いたします。批判はいろいろございします。しかし、いまの法定刑の量刑、これは規定が軽いのですから、軽い中でございましたものは、われわれは違法とも何とも言えないと思ひます。客観的に悪質の犯罪に對しては、もっと科刑を上げるといふ国会での御意思がきまりましたら、裁判所もそれによつてやれる。しかし、現在いろいろ批判はございしますが、現在法律は十年以下からゼロまで認めるとすれば、三

カ月、二カ月、あるいは罰金刑なら罰金刑につきましても、それは不当とは言えないのであります。また、運用にもいろいろ批判はございします。それで法律の量刑の範囲を適正にすれば、その範囲で裁判官はいたします。私は現行法律が軽きに過ぎる。そこにむしろ欠陥と申しますか、適切でない面がある、かように申してよろしいと思ひます。

○志賀(義)委員 しかし先ほど申しましたやうに、第二十三回刑事法部会では、法務省当局は、検察庁としては、裁判所が適正な量刑をするための資料を立証しなければならぬのであるから、科刑が低いといわれることは捜査の不十分に対するきびしい批判を含めてゐると理解してゐる、こうまで言つておられる。法務大臣によると、法律が悪いのだ、こう言われるけれども、法務省当局のほうはこういう申せばきびしい批判といふものを認めておられるのですか、どうですか。

○賀屋国務大臣 法務省が何と言おうと、私が言うのは、政府の意見であります。そういう意見もありましようが、政府の意見は、私の言うとおりであります。

○志賀(義)委員 法務大臣がお立ちになると、AはAであるというお答えしか出てこないのですから、しばらくお控へください。

○竹内(壽)政府委員 大臣から非常に高い立場からお答えをいただきましたので、私は低いほうの立場からお答えを申し上げますが、そこでお述べになりましたやうに、私自身さう考へております。個々の裁判といふものは、ケース・バイ・ケースで、いろいろな事情がございしますが、一つの量刑を

もって不当だとかいいとかいうことは言えないわけでございます。一般論として申し上げるわけでございますが、手続としては、裁判所は、犯罪事実を認定する資料はもろろんのこと、情状の資料、これも当事者の提供いたします資料に基づいて裁判所が判断するわけでございますので、私も運用の面で刑の引き上げの努力をいたしました。いささつをそのときも申し述べまして、これに限度があるということをお願いしてございまして、そのときに、やはり情状を立証するのは検察官でございますので、その検察官が十分な情状を立証できないために科刑が軽いという裁判結果になっている点につきましては、検察官としても反省していかねばならぬし、その点は、やはり世論が軽いというときには、裁判所を非難しているのではなくて、捜査官である検察官に対してきびしい批判があるのだということをお願いして、私もそういうふうな考えております。

○志賀(義)委員 政府提出の資料で見ますと、それぞれの犯罪について、それだけをとって見れば、必ずしも量刑が軽いとは思えないのです。統計の上で量刑が下のほうに集中しているのは、どこに原因があるのか、これが一つ問題です。なぜかと申しますと、主としてこれは暴力団に向けているのだ。それで大臣のおことばによれば、今度の改正案の第一、二以下は暴力団だ、こういうふうになる。ところが、法務省からお出になった文書によりまして、暴力団というものは定義がむずかしい。しかしそれは現に存在しているということです。そうして

その暴力犯罪のあらわれたものに対してやるといふのなら、いつでも暴力団の上のほうは安泰だ。下つぱだけやられる。法務大臣のことばによると、暴力団のチンピラだけを相手にしてやるから軽くならざるを得ない。なぜもっと上のほうに適用できないか。犯罪の実情に即した量刑は現行法でも運用できないものか、この点について最高裁判所の代表の方に伺いたいと思ひます。念のために質問に先立って申し上げておきますが、刑事法部会では、裁判所側の出席者は反対が多かった、これをあらかじめ申し上げておきますから、適切な御返答を願ひたい。

○閣根最高裁判所長官代理人 具体的な刑事事件につきましては、被告人の犯罪が認められましても、御承知のやうに被告人をめぐる環境を全部調べなければならぬ。でありますから、具体的に一つの暴力行為が出ましても、個別的な事件ごとと科刑の問題になります。いろいろ違つてまいります。でありますから、抽象的に私はここでどういふわけで下限に近いのかということはおわかりません。むしろ志賀先生のほうが御承知かと思ひますが、私の立場からではわからないのであります。

○志賀(義)委員 私は答弁する側ではないのです。質問をする側です。取り違えてはいけませんよ。裁判所側では、法廷でまさかわざと軽い量刑をするわけではございませんまいね。その点を伺ひます。

○閣根最高裁判所長官代理人 おっしゃるとおりでございます。

○志賀(義)委員 そうしますと、検察庁側どうです。量刑が軽きに失するから下限を上げることになったのか、いままでののは軽過ぎますか。

か、いままでののは軽過ぎますか。

○竹内(壽)政府委員 統計を見ますと、法定刑の下限のほうに判決結果が、これは統計でございましてからなにごとでございますが、集中しておることはこの統計の示すところでございます。こういう統計の結果と、暴力団に対する科刑が軽いではないかという世論といひますか、要望を比較してみますと、統計の結果から見ると、まさしくそういう要望のよつてもつてくるころが統計上うかがえるということ、それは、私もそう考えるのでございます。それは、先般御説明申し上げております。運用の面で可能なことは、できるだけ運用をやつてみたいということ、実はやつてみたわけです。しかしながら、それにはおのずから限度があるというところで、検察庁からのその後やつてみた結果の報告もしばしば聞いておりますが、むずかしいということがわかりまして、それでは、先ほど大臣がお述べになりましたやうに高いところから見て、やつぱり法定刑を引き上げるといふことが問題解決に役立つのではないか、こういうことになったわけでございます。その責任がだれか、どうかということは別といたしまして、一つの現実のある姿から法定刑を引き上げるのが相当だといふふうになつてきたわけではございません、私もそれはそうだとおもうに思つております。

○志賀(義)委員 そうしますと、先ほどから繰り返して申しますが、科刑が低いといわれることは捜査の不十分に対するきびしい批判も含まれていて、いまの御答弁とは食い違つておもう

のですが、どうですか。その点は捜査不十分ということをお認めおられるようですが、ここはどうです。

○竹内(壽)政府委員 これは食い違つておるのではございませんで、たとえば暴行行為があつたといひます。それが傷害に至らない程度の乱暴ということになりますと、これは見方によりましては非常に軽いものから非常に重いものまであると思ひます。それ、それが、暴力団の構成員のやうな人が暴行をやつたとなつて、社会的な一つの事実として見ますと、これは相当重く考えてもいいと思ひます。これは、もしわれわれがその被告人の周囲、めぐつておる、所屬しておる団体とか、そういうたうな者の地位とか、あるいは乱暴をやつたという前歴とか、私も証明できるものは、かなり証明できると思ひますけれども、そういうやうな点が結局同じ軽い、一見軽い暴行に對してしましても相当重い刑を盛るかどうかというところの焦点になるわけで、そういう立証の責任はすべて検察官側にございまして、で、軽くなつたといふことにつきましては、検察官側で十分そういう点の立証ができたのか、ないかどうかという意味において検察官側のきびしい批判といふふうには私は理解しておるわけではございません。そういう点も、ただいまではいろいろ立証の方法に工夫をしておつておるわけではございません。やつてきておるわけでも、なおかつやはりこれには限界があるといふことを先ほど申し上げておるわけでございます。

○志賀(義)委員 実情はこうではないでしょうか。いままで多年暴力団に對

する検察庁のつてきた捜査あるいは起訴、求刑、こういうやうなものが、あつたに比べておる、それはあなたが認めておる。捜査の不十分といふことがございまして、そういう慣習が検察庁にでき上つておるもので、もうこの際法改正で一挙に基準を上げよう、こういうことになるのか、ございませんか。

○竹内(壽)政府委員 量刑の基準といふやうなものは、裁判例にとらみ合せて、これは自然にできてくるのでございまして、それを絶えず時代の要請に合うやうに基準を変えて、そして量刑の適正を期する、これが検察官の任務でございまして、したがつて、一挙に変えるために法定刑を上げるとかいうやうなことは、もちろん考えるべきではございませんが、絶えず量刑につきましては、実情に合うやうに検討して、それそれ引き上げておるわけでありまして、法改正がございすれば、その法改正の趣旨に従つての新しい立場での求刑ということもまたできるわけで、この改正がそういう面から役立っていくだろうといふことは、この間から繰り返して御説明申し上げておると思ひます。

○志賀(義)委員 先ほど井伊委員の質問に對して御答弁があつたのですが、量刑を引き上げること、本人に對してだけでなく、予防的役割がある。こういうふうに申されましたが、暴力団犯罪の実情、その犯罪の動機などから見て、こういう措置で一体どれほどの効果が認められるか。私はある政党の有力な黨員の方から、志賀君、根本は暴力団と政党のボスとの結びつきがあるんだ、こういう適切な示唆を受け

たのでありますが、これまででも財界から金が出ていたとか、あるいは私が法務委員会で発表いたしました島根県文書を見て、やはり警察と暴力団との関係がある。こういうようなことで、実は保護育成されておるような状態、そこをつかないではたして効果が上がるか。その根本のところについては、法務大臣はどのようにお考えでございましょう。

○賀屋国務大臣 先ほどチンピラばかりやるのだというようにお話をございましたが、これはどうも少し違うと思う。私はそういう御答弁を申し上げていないと思う。(志賀(義)委員「速記録を調べてください」と呼ぶ)法を拡大解釈をし乱用するのはあれですが、管弁のほうも拡大解釈をせられたのは少々ぐあいが悪いのです。チンピラばかりではありません。もちろんチンピラだろが、大ものだろがやるのだ。私はそういう頭でおるのでございまして、初めからそういう考えでチンピラばかりやるわけではない。それは親分がおりまして、何にも証拠があるからなければやらない。其犯というところが明確になれば、大ものであろうと何であるかとやるわけです。決してチンピラばかりやるわけではありませぬ。管弁の拡大解釈はやめていただきたい。(志賀(義)委員「速記録を調べてみなさい」と呼ぶ)もしそうなら私は訂正しますが、私はそういう考えもないし、言った覚えもありません。チンピラとは言ったが、私がチンピラばかりをやつて、大ものをやらぬということ、決してそういう考えではございませぬ。いまのお尋ねは、たびたび申し上げたとおりであります。犯罪行為

を罰することによって、漸次暴力団も解消するのだ。非行もいなくなるでございましょうし、また銃砲刀剣類を用いて殺傷するようなことがなくなれば、暴力団の威力もなくなるわけでございます。

それから政界との結びつき、これはお話がありますが、それじゃ現実どういふものがあるかというところは、どうもなかなかわれわれはつかめませんが、これは政治家として姿勢を正していくということに万全を尽くします。その間いやくもおかしなことがありましたら、決して法の発動に何らちうちよいたさないということだけははっきり申し上げておきます。

○志賀(義)委員 政党のボスとの関係はつかめませんとおっしゃるが、つかむおつもりはございしますか、どうですか。

○賀屋国務大臣 大いにあります。

○志賀(義)委員 しかと伺つておきます。

次に銃砲刀剣類傷害の未遂、これについて質問いたします。一条ノ二の二項に傷害未遂罪という犯罪規定がありますが、これは刑事局長、現行刑法体系の中にありますか。

○竹内(壽)政府委員 たてまえとしましては、すべての犯罪は故意犯をたてまえとしております。未遂を罰する場合は、過失を罰する場合は、各本条にその旨の規定がある場合に罰せられるわけでございます。

そういうふうに見てまいりますと、傷害についても、本来は故意犯である。傷害の意思を持って傷害行為をした場合、ところが現行刑法は、二百八条の暴行罪の規定を見ますと、暴行

をして傷害の結果が発生しなかった場合に暴行罪になるように書いてございします。その結果として、傷害罪というのは、傷害の故意のない場合でも、結果的に、暴行の意思で結果が傷害を生じたという場合をも含む、これが通説の認めるところでございます。現行法のもとでは、二百八条の規定の解釈としまして、傷害の意思がなく、暴行の意思でやつても傷害の結果が発生した場合、傷害の意思で傷害の結果の発生した場合と両方が含まれておる。こういうふうに理解されておるのでございます。

○志賀(義)委員 あなたはいま故意犯だから未遂罪を設けた、こういうふうな言われまますが、今度の一条ノ二は、銃砲刀剣類を用いて傷害の未遂ということになっておりますが、この故意犯の故意という場合、これは銃砲刀剣類を用いるという特殊な方法にかかるといふのですか。傷害もしくはその未遂罪そのものが故意犯ということになるのですか。どちらでございましょう。今度の改正案の趣旨。

〔委員長退席、三田村委員長代理着席〕

○竹内(壽)政府委員 銃砲刀剣類についての認識がないものは、もちろん本条の故意があつたとは言えないわけでございますので、もちろんでございしますが、たてまえとしましては、これは特別な形態の傷害でございしますから、特別な形態の傷害を犯す意思ということになるわけでございます。

○志賀(義)委員 そうすると、銃砲刀剣類を用いるという特殊な方法、これを用いた場合の故意犯とおっしゃるわけでございますね。そうすると、これは

は新たにできたものでございしますが、傷害もしくはその未遂罪、このほうを確定してかりませんと、どうして故意犯ということになるのでございしますか。

○竹内(壽)政府委員 銃砲刀剣類というふうな非常に危険な武器に類するものです。この前申し上げたように、本来の用法に従つて使うことでございします。したがって、ピストルの場合には射撃するわけです。刀の場合には突くとか切るとかいうことでございしますが、そういうやり方で人に傷害を与えるのは、実は暴行の意思であつたということとはどういふ理解できないのでございまして、そういう重罪を犯すのは、傷害の意思を持ってやる場合だけにこれは解釈上当然なるというふうに私も解しておるわけでございます。

○志賀(義)委員 傷害未遂というものを新たに設けられるのか、そうしてその上で銃砲刀剣類を用いた傷害未遂罪、こういう二段にお考えになつてい

るのですか。現行法では傷害未遂罪というものはあります。

○竹内(壽)政府委員 刑法のもとにおきましては、傷害未遂は暴行になるわけでございます。それから今回の改正の銃砲刀剣類を用いる傷害の未遂は、もしこの傷害未遂の規定を置きますと、刑法の暴行の規定か、あるいは一条一項の凶器を示してというに当た

る場合にはその罪に当たただけでございします。そこで、それでは故意犯という立場をとります限り、既遂と未遂との間に非常な刑のアンバランスが起るわけでございまして、不当でありますから、未遂罪も、刑法の総則の規

定によりまして、未遂減軽はできませんが、評価としましては既遂と同じ評価をするわけであります。そういう意味で未遂罪の規定を設けたわけでありませぬ。これは傷害に新たに未遂を設け、そしてこの罪についても二段がまえで傷害の未遂を設けるといふ趣旨ではございませぬ、この一条ノ二の一項の罪につきまして、二項でその未遂を罰する、こういうことになつておるわけでございます。

○志賀(義)委員 そうなりますと、現行法でいけば、すべて一条一項の凶器を示している暴行罪ということ、傷害の未遂ということと一緒にするわけでございますね。傷害に至らざる暴行というのでございしますから、もう少し質問しますが、そうしますと、銃砲刀剣類による傷害の未遂罪が新たにできたので、現行法的一条一項の凶器を示して行なう暴行のうち、そのうち銃砲刀剣類によるものだけが一条ノ二に移されたという解釈によろしいござい

ますか。

○竹内(壽)政府委員 そうではございませぬ、移されたというのではなくて、新たにこういう傷害罪の現行法の二百八条の特別法として、傷害の手段に着目をして、そういう銃砲刀剣類を用いての傷害を一条ノ二として新たに設けたわけで、現行法的一条一項の凶器を示しての暴行を移してきて、傷害の形に固めたというわけではございませぬ。かりにいまもお話があらうからでは示したことになりませぬので、暴行か、もし未遂の規定を置きますと、その場合には暴行罪になるだけになつてしまふわけであります。

そこで未遂を設けることによって、
行でもなければ、凶器を示しての暴行
でもなく、この一条ノ二の一項の罪の
未遂として罰することができ、こう
いうことになるわけでございます。

○志賀(義)委員　私も簡潔に質問して
おりますから、御答弁もなるべく簡潔
にしていただかないと、こちらあたり
から時間だ時間だと言いだしますか
ら……。

そうなりますと、実態的には同じ態様の犯罪行為が、銃砲刀剣類と銃砲刀剣類以外の、凶器の違いによって違つた量刑を科せられるということになります。そうしますと、同じような態様の犯罪行為でありながら、これは現在の法律の体系、法概念を極端に混乱させられて、実施上いろいろと不都合が起こってくるのではございませんか。その点はいかがでありますか。

○竹内(壽)政府委員 簡単にお答えいたしますが、さような不都合は起こらないと思います。

○志賀(義)委員　じや伺います。先日の法務委員会で、局長は、銃砲刀剣類と銃砲刀剣等という場合は違う、等というのはその他になつて拡大されるが、類というのはたぐいだと言われました。これはどういう意味だかはつきりわかりませんが、違うのだということと言われました。しかし、松井誠委員に対する御答弁を聞いてみると、一転、二転、三転したようでございまして、どうも銃砲刀剣類として必ずしもその範囲が確立していないように御答弁が受け取れましたが、その点は確立しているのでございますか。

○竹内壽政府委員　確立いたしておると考えております。

○竹内（壽）政府委員 確立いたしてお
ると考えております。

○志賀(義)委員　では、銃砲刀剣類等所持取締法というのがございますね。この中に銃砲または刀剣類、それに等という字がくっついておりますね。銃砲刀剣類所持取締法ではなくて、銃砲刀剣類等所持取締法とこの法律はなっております。この場合の類は刀剣類ということです。先般来いろいろ御説明がありますが、等というのは何をさすのでございますうか。

○竹内(壽)政府委員 等というのは、あいくちは二条で銃砲刀剣類の中に入っておりますが、あいくち類似の刃物のようなものは、その刀剣類の中に入りませんので、それ以外のものを含めて取り締まりの対象にいたしておりますので、この法律では刀剣類のほかにも等という字を入れまして、そういうものが規制の対象になっておるということを法律の本文で示しておる、こういうふうに解釈しております。

○志賀(義)委員 あなたのおっしゃるのは、第二十二条の規定でございますね。これには六センチ以上の刃渡りのもの、こういうふうになっております。そうしますと、暴力法の銃砲刀剣類では、この等は含まれないという意味に解釈すべきものですか。つまり第二十二条にいう等という刃物は含まれない、こういうふうにおっしゃるのでございますね。

○竹内(壽)政府委員　そのとおりでございます。

○志賀(義)委員 法務省 法制審議会
と、また今度の御答弁でも、たとえば十五センチ及び十五センチ以上ははっきりと入る。それから十四・五センチが入るかどうかということになると、将来判例で入れるということにもなる

だろ」という場合も予想されるという
ような御答弁もございましたが、この
等ということばがあります。私がこれ
を聞きますのは、銃砲刀剣類という規
定を今度新たに入れて、それを用いた
場合に特に重くしていく。傷害罪、そ
れから傷害未遂罪までもここに入れ
た。そうなりますと、第一条第一項に
は「兇器ヲ示シ」ということばがござ
います。その銃砲刀剣類等の等は、そ

の凶器にお入れになるのですね。銃砲
刀剣類等の等、刃渡り六センチ以上のものを用いたものは、これは明らかに凶器、こういうことになりますね。

○竹内(壽)政府委員 銃砲刀剣類等所持取締法の刀剣類等と、それから本法の一条の凶器というのは、一致するものもございませうけれども、凶器は凶器としてすでに確立した概念があります。したがいまして、そういう場合に入る場合もありまじょうし、抜ける場合もあろうかと思えます。これは全然別の法律でございしますので、等の解釈につきましては、直ちにその等をもつ

含まれる、第一条第一項になるのか。あなたの言われたように、十五センチ以下でも入るといふことになる、類だけでなく、等のほうまでも入ってくる。どちらになりますかといふことを伺つておるのです。法の運用で非常に重大な問題になってくるから伺うのです。

○竹内(壽)政府委員　ちよつと御質問の意味がわかりませんですが……。

○志賀(義)委員 銃砲刀剣類等の等は、所持取締法の第二十二条にはつきり規定してあつて、さらに第二十四条の二には「これを提示し」「提出させて

「一時保管する」ということまで精細な規定があります。それほど重大視されているわけです。刃渡り六センチ以上のものは凶器の中に入るのか、そうすると第一条第一項になるのか。あなたの言われるように、十五センチにちょっと足りなくてもということになつてくると、鋏刃刀剣類等の等に類に昇格してくる。そういう危険はないのかと伺つておるのです。

○竹内憲一 政府委員 そのお答えは私にはちょっとむずかしくてできにくいのでございますが、要するに一条一項の凶器と申しますのは、先ほど申しましたように、これは判例でも、通説と申しますか、学説でももうすでに確立した概念でございまして、私もたびたび御説明申し上げておるように、凶器には性質上の凶器と用法上の凶器があるといわれております。そういうものに、二十二条の類のものが性質上の凶器になりますか、用法上の凶器になりますかによって、なる場合もあると思えますし、ならない場合もあると思いますが、要するに凶器というのは、用法

上の凶器、性質上の凶器、こういうふう
に私ともは理解しております。

○志賀(義)委員　性質上の凶器、つま
り銃砲刀剣類のように明らかに人を殺
傷することが歴然としたものの、これは
確かに性質上の凶器です。あなただけ
おっしゃったのは用法上の凶器という
ことです。これは非常に広い概念に
なります。私がこれを問題にするのは、
一条一項の凶器を示してする暴

行、それから銃砲刀剣類による暴行は一条ノ二にはつきり規定されました。そうなりますと、今度の案では、一条一項と一条ノ二とは量刑の差異が出てきますね。特に銃砲刀剣類を持っておるものを重くする。そうなりますと、銃砲刀剣類だけを別にしたために、凶器というものが非常に広い概念でありますから、用法上の凶器ということになっております。実際の法運用の局面で、法務大臣が言われるように、一条一項は労働団体でも暴行暴力をふるったような場合には適用するんだ、一条ノ二以下は適用の心配はないんだ、こういうふうに言われますけれども、一条ノ二を新たに設けたために、一条一項の凶器ということが非常に広く運用される、そういうおそれがあるということをお私どもは言っておるのであります。社会党の委員も結局そういうことをおそれておられるのです。私はそのことを一条ノ二との関係で申し上げるのでありますが、この点については法務省はいかがお考えでございましょうか。

○竹内(三)政府委員　その点は全く影響を受けない。一条一項は従来判例、学説のとおり、今後の解釈にも何ら今回の改正で影響されるところはない。

○竹内(壽)政府委員　その点は全く影響を受けない。一条一項は従来の判例、学説のとおり、今後の解釈にも何ら今回の改正で影響されるところはない。

い、かように私は確信しております。
○志賀(義)委員 それでは最後に実例をもつて質問いたします。

政府は、正当な労働組合の範囲を逸脱した暴力行為には当然適用するということは、本会議でも法務大臣が言われた。最初暴力行為等処罰法をつくるときには、江木司法大臣は、絶対に適用しないと言ったのが、今度の本会議でも、またここでの御答弁でも、いまのようにはっきり明言されるようになってきた。それが戦後の最高裁の判例でも、時間がたつに従ってその点がはっきりしてきたことは、昨日の内藤参考人の陳述でも明らかであります。が、たとえば日本赤十字の労働組合で、大きな声を出したのが鼓膜に響いたから、これでもって暴行だ、こういう例があります。国鉄の広島労働組合では、ピラ張りが器物毀棄になっております。全農林の猪苗代分会では、団交を拒否して、署長が窓から逃げようとして、そこで人がみな見ているのです。あら、署長が窓から逃げる、こういう声が起こったので、団交に当たった労働組合のほうで、みっともないからよしなさいということ、おるときに窓ぎわのうちに積んであったまきからころげ落ちてけがをした。その上ですわりなさいと言った。これが暴力行為等処罰法で傷害でひつかかっているのではありません。しかも、その現場にいない組合の幹部までが、その共犯として適用を受けているのであります。あなたはたとえばスケジュール闘争で、これは常習ということにはならないと言ったが、現にいまの適用の例から見ても、拡大されるおそれは十分あるわけでありまして、ことに最近

のタクシー会社、ここでの闘争は、暴力団と警察と会社とがぐるになっていような例がたくさんあるものであります。たとえば司自動車労働組合では、新たに社長になった樽沢という人が、警察と暴力団と会社とはもう相談しているのだ、やれるならやつてみようというのが就任のあいさつであります。警察はこういうことを御存じでしょう、いかがですか。

○後藤説明員 ただいまのお話は警視庁の管内にありました事件でございまして、私も十分に承知をしております。ただし、社長が就任のあいさつで、ただいま先生のおっしゃったようなあいさつをしたということは聞いておりません。

○志賀(義)委員 事実の写真で質問いたします。
三月二十九日のことであります。司自動車労働組合の支援の労働組合、これがその構外で決起集会を開いたとき、千住署の公安警察がやっておりまして、

【写真を示す】

このへいの上に出ておるのが防共青年隊という暴力団であります。ここに傘をいま持ち上げようとしているのが公安警察の署員ですね。これがこのように傘を上げたときに、どつと出てきてやっている。明らかに公安警察の人が合図をして、中から出てきて、防共青年隊が暴行を働いておる。そしてさらにどういふことが行なわれたかという、そのときに、その防共青年隊と、そこに待ちかまえておった公安警察が取り組み合いを始めて、警察の連中が、組合員がやられておるから助けやれ、こう言っているのです。とこ

ろが組合の人は、ああ、あれは違う、こう言っている。つまり公安警察の一人と暴力団とがやり出した。私服の公安警察の一人を、組合員がやられているから、こう言った。しかし、結局労働組合員が挑発にひっかからないために、その公安警察がそのぬかるみに暴力団のために倒された。私のところにはずぶぬれになって起き上がった写真まであります。こういうのを見ますという、近ごろのタクシー会社の争議は、暴力団と警察と会社とが全く一緒になっておるという事例が非常に多いのであります。こんなことをやらせておいては、これはもう事実上、中小企業の争議は正当な労働行為であつても、こういう挑発、ぐるになった行為でみんなつぶされることになるが、警察はそういうことを御存じですか。この写真を見てください。

○三田村委員長代理 志賀君、席に戻ってください。

○後藤説明員 いま先生お示しの写真は、ただいま初めて拝見したわけですが、けれども、この写真で傘を広げようとしているのか、つぼめようとしているのか、かわかりませんが、これがはたして公安の警察官であるかどうか、私は確認をいたしておりません。私も警視庁を通じて報告を受けておりますところでは、いま先生おっしゃいますような右翼と申しますか、暴力団と申しますか、そういう関係らしき者が介在しておるというふうな話は聞いております。これに對しましては、所轄は千住の警察署でありますけれども、署長初め関係の警察官に、十分にそういうふうな者の介入を防止するようにということとはわれわれ強く申し入れております。

す。ただ、私どもの承知しておりますところでは、このタクシー会社で社長がかわつてから、ほかのほうから運転手を雇い入れておるわけでありまして、その雇い入れておる運転手が、いろいろと問題を起しておるような状況でありますので、先生おっしゃいますように、外部から支援にやつてきた右翼と申しますか暴力団、そういうものが乱暴しておる。そういうような状況は、何と申しますか、よそから応援と申しますか、支援と申しますか、状況を見に来るような状況はあつたようでございますけれども、これらが直接手を下したというふうな案件ではないようでございます。社長がかわりましてから新しく雇い入れた者と、もとの者との間の紛争が主たるものであるというふうな承知しておるわけでありまして、

○志賀(義)委員 現に公安警察の人が暴力団のために打ち合わせたことで、組合員の側が挑発されなかったために、ぬかるみにひっくり返っている。その写真までもわれわれ持つておるのです。そういうことについてはいいが、悪いから、上司のほうには報告はないかもしれないが、こういう実例があるのではありません。また、国家公務員の場合には、実刑を受ければ、公務員法第三十八條の欠格事項によつてやめさせられる。今度の改悪法案がどんどん適用されるということになると、労働組合の基本権利までも奪われるようなことになる。それで私もはこの法案に反對しておるのであります。

○賀屋国務大臣 今回の提案は全く日本の現状には必要でございませぬ。戦前の遺物でも何でもございませぬ。現代に必要な法律でございませぬ。その通過とその実行によつて暴力をひとつ絶滅言われました。変わつてきたればこそ、こういう戦前の遺物のような法律をこの際改悪するよりも、これをすっぱりやめて、現行の刑法体系で厳重に処分するのが当然であります。これを申し上げますのは、ことに最近の朝日ジャーナルに、野党の委員あるいは社会党や共産党、総評などは、戦前の労働運動あるいは社会運動の感覚をもつてやっている、それでこういうズレが起くるのだということです。ズレはこの法律自体にあるのです。私は現に戦争中十八年間監獄にぶち込まれました。私が出て、かわり合つて賀屋法務大臣も十年ほどお入りになったことがございました。それで法務大臣自身も、こういう戦前の野蛮な法律の遺物、こういうものがあつては、幾らあなたが与党のあるいはある政党的ボスなんかでも、暴力団に關係がある者はびしびしやると言われても、なかなかできがたいことです。むしろ、こんな戦前の法律の遺物はこの際一掃した方がよろしい。これをいじつて改悪するよりもやめたほうがよろしい。こういうふうに私は考えるのでございませぬが、監獄というところは人に入っていることを教えるところとございませぬ。あなたが御経験になった結果、こういう戦前の遺物、これは何だかあなたが執念を持ってこれを通そうとするかのように言われる向きもありますが、そういう点はいかがでしよう。最後にその点を伺つておきたいと思ひます。

するために大いに力を尽くしたいと思
います。

○志賀(義)委員 それなら、今後とも
これは猛烈に反対しなければならませ
ん。これだけ申し上げて私の質問は終
わります。

○三田村委員長代理 午前の議事はこ
の程度にとどめます。

本会議終了後再開することとし、暫
時休憩します。

午後一時二十一分休憩

午後四時九分開議

○演野委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

暴力行為等処罰に関する法律等の一
部を改正する法律案及び本案に対する
竹谷源太郎君提出の修正案について質
疑を続行します。横山利秋君。

○横山委員 かねがね本委員会に重要
法案でありますこの法案について総理
の出席をお願いをいたしておりました
が、いま私どもは、この法案に対す
る私どもの質疑を通じつつ、かつは
また私どもの意見を申し述べて総理
の所見をただしたいと思うのであり
ます。その意味でまずお断わりをい
たしておきますが、国民は最近激増
いたしております暴力団に対しまし
て、その根絶を強く要求をいたし、私
どももまたこれを支持しているわけで
ございます。ただし、この際明らか
にしておきたいのは、国民が求めて
おりますものは、集団的にまたは常習
的に暴力的不法行為を行なうところの
いわゆる暴力団であります。昭和三十
四年には四千九百九十二団体、八万二千
人、昭和三十八年一月に至っては、政

府資料を見ましても、五千三百三十一団
体、驚くべき七十七万二千人という暴
力団体がこの日本に存在をしておるの
であります。われわれが政府に迫って
やまないゆえんのもの、どうしてこ
う暴力団がふえるのか、その暴力団の
ふえるのを防退する根本的な対策を政
府はどうしてとらないのであるかとい
う点でありましたが、この点について
政府の答弁は十分われわれを納得させ
ておりません。われわれがこの原因と
数えるものに三つあります。

一つは日本に封建主義がまだ残存を
しておるということであり、それ
は一つの例を申し上げますと、いわゆ
るやくざという人たちがおります。千
十五団体、三万二千五百九十七人とい
うのが政府資料で出ています。このば
く徒の諸君というものが暴力の根源で
あるとわれわれは考える。第二番目の
原因は、失礼な話でありますけれど
も、保守政党及び政治家の中で、右翼
ないしは暴力団に直接間接な関係に
あつておられる人がある。これは三
十四年のあの安保のとき以来、一貫し
て事実をもつてわれわれが証明してき
たところであり、これが第二番
目の原因である。第三番目の原因は、池
田さんには耳が痛いかもしれませんけ
れども、経済政策というものが貧困と格
差を増大させておる。また根本的には資
本主義というものがそういう温床にや
はりどうしてものなるかと私どもは考
へる。

これらの三つの要因が暴力団をかく
も急激に一倍増どころではありませ
ん、かくも急激に増大をさせておると
思ふのであります。総理大臣は、暴
力団がかくもふえておる根本的な要因
についてどう認識をいらっしゃる

か、まず承りたいのであります。

○池田国務大臣 暴力団の根絶につ
きましては、国民ひとしく熱望してお
るところでございます。いろいろ原因は
ございましょう。あるいは経済的格差
の問題、あるいは教育の問題、あるいは
旧来からの封建制度の問題、いろいろ
ありましようが、われわれは少なく
ともこういう暴力団の根絶のために、
政府といたしましては昭和二十六年で
ございませうか、こういう組織的暴力団
の徹底的な取り締まりを閣議決定いた
しまして、治安に当たる警察並びに法
務関係をはじめといたしまして、ある
いは文教、厚生、いろいろな点から根
絶をはかるべくいろいろ努力してお
るものであります。私がづくりというこ
とを提唱しておるのも、こういう世相
を改めて、りっぱな住みよい社会をつ
くらうという考えから出ておるので
あります。

○横山委員 総理がそうおっしゃ
っているにかかわらず、あなたが総理
大臣になられてからこの暴力団とい
うものが急激にふえておるといふ事実を
あなたは三つのお考えでありましょ
うか。私はいま三つの要因をあげたの
であります。その第一についてもう一
つ突っ込んで所信をただしたいと思
います。

第一の要因である日本において千十
五団体、三万二千人のやくざというも
のが存在をしておる、それだけ形の上では
正義をしておりますけれども、實際問
題としては、昔から、まさに徳川時代
から続いておりますやくざの一家とい
うものが、現に何々組、何々組として
存在をしておるのであります。これが
封建的な残滓であり、暴力団の温床で

あることをあなたは認めになります
か。

○池田国務大臣 昔からやくざとい
うものがあり、これが暴力団にある程度
のつながりを持っておるということも
聞いております。しかし、やくざであ
ればすぐ暴力団というわけでもござ
いませぬ。また暴力団でやくざでない方
もあるものであります。しかし、一つの
温床であることはいないものであり
ます。したがって、やくざに対して
ましては、法律の命ずるところによ
つて、これについての取り締まりをす
ることは当然でございます。それが暴力
団として暴力行為をやるときには、こ
れまた別の意味からこれを取り締ま
なければならぬと思ひます。

○横山委員 ばく徒は違法であるから
法律によって取り締まらなければい
かぬ、ばく徒が暴力をすればこれは暴力
団としてまた徹底的に取り締まらな
ければいかぬ、その趣旨においては私は
了承をいたします。

そこでさらに突っ込んで聞きたいの
であります。もう天下周知の事実で
あります。もう池田さんもよく御存じの
とおりであります。一党の副総裁が
全国から集まつたこれらの団体のとこ
ろに出席をして、任侠道としてこれら
の団体をほめたたえたということは、
全日本のすべての人のひんしゅくを
買っておるところであります。この点
について総理としてどういうお考え
でございますか。また総裁としてお考え
を明確にこの際承つておきたいと思
うのであります。国民はすべてこの問題
について解しかねる気持ちを持ってお
ります。私は、その人が政治家として
長らく居られた功績を決して忘れる

ものではありませぬ。しかしながら、
非近代的な精神、封建的な要素、そし
て暴力の温床であるあなたもお認め
になるそれらのところに行つて、これ
らの団体の組織をたたえ、そして任侠
道として私はそれが好きだといふもの
の考え方には、国民があつてこれに對
して批判をいたしておるところであり
ますが、総裁の、また総理の率直な御
意見を伺いたないのであります。

○池田国務大臣 私は、露骨にしてば
く徒の集まりに副総裁があられてど
う言われたという事実を知つてお
りませぬので、これに對しての批判は差
し控えます。

○横山委員 これは池田さん、少し
きょうではございませぬか。私は、
せつかくおいで願つたのであります。か
ら、国民のこれらの疑惑、批判にこた
えて率直な見解を披露をなさるのが当
然だと思ひます。総裁として、また総
理として、それはおれの知らぬこと
だ、見たことも聞いたこともないとい
うことはいかげなものでないと思
ひます。あらためて率直な見解を求め
ます。

○池田国務大臣 私は、そういう事実
を、報告を受けたこともございませぬ
し、知らないものであります。そしてま
た、もちろんその場に立ち会つたこと
はないのであります。どういふ相手
で、どういふことを言われたかとい
うことは、やはり事実を知らなければ私
は申し上げられないと思ひます。
○横山委員 それは納得できません。
いまのあなたのお答えは、あるいはラ
ジオ、テレビ、新聞を通じて国民の
耳、目に入るであらましよう。その国民
がどういふ感じであつたのか、その回答を受

おるといふことは、あなたも何かの情報としてお気づきではなからうか。もしもそれがうわさであれ、事実であれ、この総裁三選というものが近く迫っており、各方面の注目を呼んでおるときであれば、よいに本暴力法に関連をしておき、右翼並びに暴力団に對して、政界としてきつぱりした態度をとられることが必要ではないかと、私はむしろおすめをいたします。あなたの、三十五年当時の国会における右翼ないし暴力団に對するもの考え方と、今日あいまにされておられます態度というものは、後退しているような気がしてならぬのであります。一般論ではありますけれども、あらためて右翼並びに暴力団に對します総理の御見解を表明していただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 右翼といひ、また暴力団といひても、これはやはりある程度、ことばが違ふほど違つておる団体が多々あると思ひます。

そこで御質問の当初の昭和四十三年維新百年、あるいは四十五年の安保十年といふことを目安に、ある程度動いておるといふわさは耳にしたことがございますが、現実にはどういふ動きをしていられるかといふことは知りません。動いていられるといふわさで、動き方については知りません。しかし、いづれにしても、そういう四十三、四十五年を待つまでもなく、いわゆる暴力団の根絶は、先ほど申し上げましたように、特に閣議決定をし、そしてまた最近におきまして警察庁の活動なんかは、相当嚴重に、しかも注意深くやつておると確信いたしておるのであります。決して三十五年のときより私が後退したといふことはない。前向きに、

それ以上に取り締まりを嚴重にやつておるといふことは、これは警察からお聞きくださいましてもおわかりいただけると思ひます。年とともに、政府の暴力団に對する態度は強くなつてきておるといふことを申し上げておきます。

○横山委員 具体的に提案して総理の御返事を求めたいと思ひます。私は、政界として右翼及び暴力団に絶縁をする旨明確にしてもらいたい。それはすでに御存じかと思ひますが、かつて安保のとき以来われわれが主張してまいりましたことは、政治資金規正法によつてきつめて明瞭なことでありまして、たとえば護国団とか、治安確立同志会なり、あるいは天皇中心会なり、それらに自由民主党はお金を出しておられる。いまは解散をしたけれども、それだけでも、あなたの団体でありました宏池会もまた、大日本菊水会、頭山塾、護国団、島本部、大日本国民党、総合文化協会等の右翼ないしは暴力団に金を出しておられる。これは政治資金規正法の中から引用したものでありますから、私の憶測では断じてありません。そういう点につきまして、あなたは總裁として、右翼及び暴力団に對して絶対に資金供給をしないと、この際約束をしていただきたいのであります。

○池田国務大臣 自民党のほうでどういふふうによつておるか、私は幹事長にその旨は言つております。暴力団に金を出すべきでない。それからいま宏池会のお話でございますが、これは解散いたしておりますが、私は宏池会のほうにもそういうことはすべきでないと言つております。私はそんなにた

くさん出していること自体も知りません。知りませんが、届け出があるとすればどういふ程度のお金でございましょう。もしなんだったなら——これは解散したことでありまして、死んだ子の年を尋ねるようでありまして、が……。

○横山委員 問題は、金額の多寡の問題ではないと私は思ふのであります。なぜならば、あとで財界の問題にも関連をいたしますが、財界は軒並みなんでありまして、軒並みにいくときに、自由民主党からも宏池会からももらつておりますといふことがうたい文句になつていられる様なんです。ですから、金額が百万だからいかぬとか、あるいは一万だからいかぬとか、そういう問題ではないのであります。したがつて、いまあなたが、おれとしては出すなど言つてある。こうおつしやるけれども、それが自由民主党の会計責任者な末端までほんとうに徹底しておるかどうかといふことを疑うのであります。もう一つは、政治資金規正法による届け出といふものは、これは水山の一角であります。これが常識であります。ですから、その裏から流れてくる金といふものは、失礼な話であります。東京の知事選挙を考えまして、衆議院選挙の状況から考えまして、容易に国民が承知をしておることなのであります。だから私は、いまあなたが、おれとしてはといふことでなくして、以後、自由民主党としてはその種の団体に對しては絶対に金を出さないと明確に言つてほしいのであります。

○池田国務大臣 団体の性質その他によつていろいろ考えなければなりません。私は、党としてこういう暴力団体に出すといふことはよくございませぬ。これはとめざします。しこうして、私自身のことを言つて恐縮でございますが、組閣以来はつきりそういう方針を打ち立てまして、私自身はもちろぬ、党のほうにおきまして、そういういわゆる暴力団体につきまして、特にそれを助成するような資金供与といふことは厳に慎むように言つてありまして、今後その方針でいきたいと思ひます。

○横山委員 それではここで明確におつしやつたことについて、その実績を今後われわれとしては注視したいと思ひます。その次は財界であります。財界が右翼や暴力団に金を出していることは、これまで周知の事実であります。これは日本の右翼といふ本であります。驚いたことには、日立から東芝から八幡から国策パルプから富士製鉄から、日本のほとんどの大企業が残らずといつていいほど金を出しています。これはいろいろな場合があると思ふ。ほんとうに右翼に對して金をみついでやる場合と、もう一つは、一般的な企業として迷惑だから、めんどうだから、うるさいから出してやるという場合があると思ひます。ところが、右翼や暴力団にとりましては、その第二の理由もまた非常に歓迎している。うるさいことを言えば金を出してくれる、こういう立場によつて右翼の資金源といふものは絶対に断たれることがないのであります。したがつて、私は第二の問題として総理に注文をいたしたのであります。政府、与党はもちろぬであります。財界におきまして

も、この種の、あなたの趣旨が徹底するような措置を講じてもらいたいと思ひますが、御意見はいかがでございませうか。

○池田国務大臣 先ほど来申し上げておりますごとく、右翼といつたらこれは金を出してはいかぬ、こう限るべきものでない。社会通念によりまして、これが暴力団で社会に害を流すために使われる金だといふようなことなら、これは厳に慎まなければなりません。だから、あなたも前提としておつしやつたように、いろいろな事情がございましょう。しかし、私がここで申し上げることは、社会に害を流す暴力団に對して、この行為を援助するような資金供与は、財界においても厳に慎むべきだと思ひます。

○横山委員 第一の私の言つた理由はそれでいいのです。けれども、第二の理由であるめんどうだから、うるさいから、あとがこわいからといふ気持ちから日本の政界、財界あるいは企業界、国民の中から私欲をさなければ暴力の根絶にはならぬ。その国民の心理、国民の雰囲気といふものを、政府みずから国民に勵まして、そういう気持ちにならないうちに、結果的に暴力団及び右翼をまた育成するような気がしなげないようには、国民の運動をしむけなければだめだと私は言つておる。その点はいかがですか。

○池田国務大臣 それは財界においておきめになることでございませぬ。私は總理として、社会に害を流す暴力行為を助成するような資金供与は厳に慎むべきだ、こう申し上げておるのであります。自分はいさういふ気持ちでやつたとか、各財界の心理状態まで立ち

入ってとやこう言うことは私は行き過ぎじゃないかと思ひます。いままでの答えて私は十分じゃないかと思ひます。

○横山委員 くだく申しますけれども、暴力の根絶のためには、先ほどあなたがあげになりました、二十六年というのは三十八年の閣議決定の誤りだと思ひますが、閣議決定の内容を拝見をしまして、国民心理、国民が暴力団や右翼に対する抵抗の心理といひますか、こういう国民の気持ちというものがある。それについて、あなたはそれは財界や国民のことだ、おれはおれのことでだ。こういうことでは、これは私はきわめて不十分なものだと思ひます。私の言う意味がおわかりになりますか。どうですか。

○池田国務大臣 社会に毒を流す暴力団の、その悪い行為を助成するような資金援助は厳に慎むべきだ、これで私はいいと思ひます。

○横山委員 それでは三十八年の閣議決定について若干伺ひます。三十八年二月二十一日、もう数年前であります、暴力犯罪防止対策要綱なるものが政府内部で閣議決定をいたしました。ここに書いてあります点につきまして、私どもの必ずしも賛成ができない、たとえば今回の暴力団の形式のようなものについては賛成ができないのでありますけれども、他の自余の部分につきましては、われわれとしても、暴力団の根絶という意味においては賛成し得るところが多々あるわけであり、一体この対策要綱の実現はどうなっておりますかということであり、端的に、結論的に申しますと、先ほど

引用いたしましたように、この決定をいたしました三十八年には七万二千人の暴力団であった。ところが三十八年には十七万二千二人になっておる。この閣議決定がされてから倍増どころではない、まさに三倍も近い数字に暴力団が伸びておる。それでは閣議決定によつて暴力団の検挙人員はどのくらい伸びておるか。三十四年は五万五千、三十五年は五万六千、三十六年は五万八千、三十七年は五万二千、三十八年は数字は出ておりませんが、先般来の政府側の答弁でいきますれば同じような水準であります。私は問題は、もう結果として端的に議論をいたしたいのであります。暴力団がかくも伸びておるのに、実際の検挙人員は年々歳々五万人、しかも政府側の答弁によれば、新しい人員が五万じやない、一べん引っぱられたやつをまた釈放して、またひっぱつておるから、ラップする人間がだいたいある、こういうのであります。実績があつていないではないかという点であります。これは一体この暴力犯罪、暴力対策要綱なるものが政府がほんとうに暴力団を退治する熱意と努力をされたかどうかということ、を、私は結果として逆に詰問をいたしたいのであります。一体この暴力対策要綱を行政として推進する責任者はどなたでございますか。

○池田国務大臣 責任者は私でございます。そうして暴力団のばつこ等は目にあまるものがございまして、閣議決定をいたしましたのでございます。直接の取り締まりは、これは警察庁、法務省でございます。私は、警察庁におきましては、最近におきましては右翼に對しての取り締まり、いわゆる夜の町

とか、いろいろなものについての、いわゆる暴力団のばつこするような場所のパトロールその他を相当やつておると思ひます。そうしてまた、これにもありますごとく、文部省関係、厚生省関係その他あらゆる手を尽くしてやつておりますが、どうしてもそういう具体的なことよりも、根本的にりっぱな人づくり、教育の問題、ことに学校教育、家庭教育、社会教育の場を通じて、りっぱな人づくりをしなければならぬという私の提唱も、この暴力団の絶滅を期するための一つの叫びでございます。私は、具体的に警察庁がどういふようにやつたかということ、警察庁の關係者からお答えさしてもよろしうございしますが、努力はいたしております。その根本は人づくりだ、こういうことでございします。しかもまた、暴力団の暴力行為が反復して行なわれる場合が多いということを考えまして、今回の法の改正も一つの助にならう、こういうので御審議を願つておるのであります。

○横山委員 そこで、総理に考えてほしいことが一つあります。いまもお話をいたしましたように、毎年五万人くらいに検挙しておる人は、新しい人ではない。何回も何回もという前科の人たちばかりであるということであり、今回法律をもつて刑罰を強化するという法律案であります。刑罰を強化してやりたいという気持ちは、国民の心理としてはうなずけないことはないのではありません。あんな悪いことをするやつだから何とかしてやりたいという純粋な国民の心理としてはわからないことではない。ところが、法律の効果というものは、国民を満足させるため

にあるわけではない。暴力団をこらしめる、暴力団を根絶するために法律の効果というものを及ぼさなければならぬのであります。ところがこの種の十七万人の暴力団というものは、あなたも御想像がつくと思うのでありますけれども、暴力をやつた者が英雄視されておる。暴力をやつても、私がかわりに自首をするという身がわりの自首がある。監獄から出てくれば英雄みたいなかつこうでみなが出迎える。数人がやつたやつでも、おれが罪をかぶるといつて単独犯を主張する。つまり暴力をやつた人間はそれで肩書きがふえたといつていばる人々であります。きわめて庶民的な言い方で、私はこの刑法についてはしろうとでございしますから庶民的な言い方をいたしますが、罰を受けることを誇りにしておる人々に、何がしかの刑罰を強化したところで何の暴力団対策ぞやと私は言いたいののであります。国民の心理としてはわからないのに、それでは何らの効果をもたせられないと考へられる。この点について総理としての御見解を伺ひます。

○池田国務大臣 今回の法律改正によりまして、私は暴力団の数を非常に減らし、社会の不安を相当除けると考へる。かかるがゆゑに国民もこういう法案を期待しておるのであります。事実問題から申しましても、刑罰を強くすることによりまして心理的に犯行の防止になることは刑事政策上当然のことであり、私はこういう現状におきまして、一日も早く国民の希望する、そ

うしてまた實際上におきましても暴力の起こる機会を少なくするこの法律は、私は早く目の目を見るべきであると考えておるのであります。

○横山委員 私の言うことにすなおにかみ合つて御答弁をなさらないのであります。暴力団といふものは、刑罰が多少ふえたところで、それによつておそれ入つて、もうおれはこれで暴力をやらないという手合ひの人間ではないと私は言つておる。ところがあとで答へになったことは、むしろこの法律を強化することではなくして、ほかの方法で暴力団を退治することを説明しておるにすぎない。私の言う刑罰を強化したところで暴力団自身がおそれ入るという手合ひの人間ではないといふことを、あなたは認めになりますか。

○池田国務大臣 あなたの言ひのように、どんなに刑罰を重くしても、暴力団といふものは何べんでもやるんだというお考えは私は賛成できません。であるから、世の中にはいろいろな人がございまして、しかし少なくとも常習犯を罪を重くし、また銃砲刀剣類で傷害を与えるような人に重く罪をし、そうして保釈の關係なんかもこれを安易な方法にせずによつていくことは、暴力団の根絶を期する上におきまして一歩前進であるといふことを私は確信しております。

○横山委員 そうではありません。私は最後に申し上げたいのであります。暴力犯罪を防止しようとするならば、この閣議決定の中にも多くのなすべきことがあるはずだ。この閣議決定の実行責任者は総理であるとあなたは

しゃっておる。私は、形式上はそうであるけれども、実質上どこでこの総合対策を日ごと夜ごと腐心をして推進しておる責任者があるかという意味で聞いたんです。それがどうも、この間の法務大臣に対する質問及び答弁をもつていたしまして、この閣議決定について日ごと夜ごと推進する総合的な事務責任者といえますか、それがないらしいのであります。ですから、閣議できめたことはきめたけれども、あとは、この問題は何か、この問題は何か省だというて、そのままだねられておつて、そのために暴力が自由なままに伸び、そのために検挙人員はちっとも伸びないというふうになつてゐるではないか、こう言つておるのであります。私は、総理がおっしゃつたような、逆に私の質問をとらえて、それならもつと罪を重くしたほうがいかつか、あるいはどうだとおっしゃるような意味で質問をしてゐるわけではなないのであります。やううとするならば、現行法の全き運用、行政の充実発揮、そしてこの対策要綱を総合的に推進する人を、セクシヨンをきめてやるならば、現状のままで効果が上がるはずだ。この閣議決定の中の行政機構による実行については、なされてない。私は主張してゐるのです。それを何にもやらぬで、刑罰を強化するだけで、何かしらムードをつくらせて政府の責任を免れようとしておるようならいかなしとしない私は主張してゐるのです。いかがですか。

○池田国務大臣 それはあなたの曲解でございまして、閣議決定後における警察関係の取り締まりは相当厳重にいつております。そしてまた学校教育に

おきまして、道徳教育の普及をはかつております。また、厚生省関係でも父母の会等をやつております。そして今後の問題といたしまして、青少年の指導訓育のために青少年局を今度総理府に設けまして、善導並びに非行防止についての行政組織も三十九年度から行なわれるようにしてございまして、閣議決定の趣旨を実現するように着々努力しておるのであります。

○横山委員 私どもがこの法案に反対をいたします理由は二つあるものであります。

一つは、政府がなすべきことをなさないで、そして刑罰強化によつて暴力団が退治されるようなムードをつくらせて責任を免れようとしておる。しかも刑罰強化だけでは参る手合ひの問題ではない。問題は本末転倒しておるということが主張の第一であります。

第二番目のわれわれの理由は、これが大衆運動に対して逆作用をもたらすということでありまして、この点につきましましては、本委員会において、われわれの同僚委員からきわめて強く指摘せられ、政府側の答弁と水かけ論に終わつておるわけでありまして、私は、理論的なことを言うよりも、戦前の歴史、戦後の歴史からいって、現在年々歳にこの法律、現行法によつて労働運動に対する圧迫が行なわれておるということについて、総理の注意を喚起したいのであります。

政府側は繰り返して、労働運動に対しては影響ないと言つておりますもの、返すことばで、しかしそれによつて起こつた暴力事犯については追及するものが悪いとか、それから法務大臣に至つては、組合役員なり活動家

の中で常習の疑いある者については平素調査をしておくのが悪いとか、こゝう言はんばかりであります。それをむしろ逆から裏返していくならば、もしも隠れたる意図があつて、平素組合役員なり活動家を常につけねらつて注意をし、調査をし、あつて何かあつた、こゝで何かあつたとかいふ、人間日常茶飯事の問題をとらえてこれを常習とし、そしてそれが暴力的な要素を持つ人間、性格だと言ひ、何か起こつたらとたんに本法を適用するという意図があるならば、われわれが心配いたしますように、大衆運動に対するこれが弾圧として随時活用がされることわれわれは主張してゐるのであります。この点について総理大臣の率直な御意見を伺いたいのであります。

○池田国務大臣 暴力行為を取り締まる上におきましては、従来の法律を厳正にやつていくのみならず、根本であるいわゆる教育、人づくりの面にとんだん力を入れていくことは、先ほどお答えしたとおりでございます。しかし、現に暴力行為が起つて、それが反復せられ、またその暴力が銃砲刀剣類のようなものでやられる場合におきましては、危険が普通のものよりも大きいのでございまして、これを別に法律を設けて取り締まることは当然であると思ひます。何も新憲法下におきまして、基本的人権であります大衆運動、労働運動について、これをこの法律によつて妨害しよう、弾圧しようといふような、そんな気持ちは毛頭ございせん。労働運動なんか、適正なものは当然のことです。ただ私は、えてして——めつた起りません、それが非常に本法に抵触する、い

わゆる労働運動、大衆運動の域を越えて、これが銃砲刀剣類を持つてやられるといふふうなことは、いままではあまりございせん。あつたとすればやらなければいかぬ。私は、そういう考えでございまして、大衆運動、労働運動とこの問題がこんがらがるということ、これはいかなるものかと思ひます。そういうことは毛頭われわれは考えていない。ただ、本法に規定してゐるのは、銃砲刀剣類によつて傷害をするときは、これは予防的に罪を重くしなければならぬ。そうしてまた、それが常習的なものであれば、これは労働運動と別の角度から、私は防止することは当然の事柄であると思ひます。(みんな無罪になつた)と呼ぶ者あり)

○横山委員 この機会に総理に伺つておきたいのでありますが、私は、いまもこちらから話がありましたが、この種の問題で労働組合の役員ないし組合員が法に問われ、そして無罪になつた例は非常にたくさんあるのではありません。また昨年、裁判史上歴史的な事件でありました松川事件につきましても、組合役員であつたこと、ないしは政党员であつたこと等について、もうすでに検察陣、警察陣は一つの色めがねをもつてものの判断をいたしておる点が歴然たるものがあるのではありません。それで、この機会にお伺ひをいたしたいと思ひますが、松川事件について先般本委員会は、法務大臣及び刑事局長に二つのことを強くうたしました。

一つは、八月十五、六日をもつて松川事件は時効にかかるとあります。その真犯人は否としてわからなくて、

そうして政府内部におきましては、この松川事件の真犯人を捜査する熱意を失つてゐるやに考えられる節が多々ございまして、一体その点について総理として、国民がすべて疑惑を持つております松川事件の真犯人について、これを徹底的に捜査する必要があると考えるのか、私の質問の第一であります。

第二番目は、高裁判決及び最高裁判決をもつて見ましても、検察陣及び警察側におきまして、自由の強要とか証拠の隠滅とか、それらが強く判決内容においても指摘せられておるのであります。したがひまして、私どもは、これらはつきりと判決内容の中に指摘されておる問題について、警察側及び検察側としては責任をとるべきだと主張し、それについて責任をとることをうとせられ、そしてただいま調査中と云つておられるのであります。これらの調査が一体いつ終わるのやら、ことばだけで、結局あいまいに終わるおそれがあることを私どもは心配をいたしておるわけでありまして、問題からちよつとはずれて恐縮ではございませうけれども、この機会に組合役員、政党员に対して検察並びに警察側が色めがねをもつておる。それが暴力法にも関連をいたしますがゆゑに、この際松川事件に対する総理の見解を伺ひたい。

○池田国務大臣 松川事件に對しましての御質問の第一点は、この事件が全部無罪になつた。そうしたら真犯人はどこにあるかというそれに対しての捜査をやるべきじゃないか、こういうことです。私は、検察当局として真犯人の捜査は、時効のいかにかわからず常に考へべきことであらうと思ひま

す。ただ事の成否が、十数年もたつておられますのでなかなか困難でございまして、たゞまゝとしましては、時効の完成いかんにかかわらず十分の調査をすべきものだと思います。

次にまた、松川事件に對しましての檢察陣の自白強制その他いろいろの問題を言われましたが、このことにつきましては、檢察當局におきましてもこの事件を十分反省し、いかなる非違があつたかどうか調査して、やはり結論を出すべきだと思います。

○横山委員 この点につきまして法務大臣、総理がああいうことをおっしゃつたのですが、その後の経過を簡単に聞かしてくだされう。

○賀屋國務大臣 眞犯人の捜査につきましては、総理大臣より答弁がありましたが、責任といたしましては、檢察當局が無罪になつて、検事の控訴に至らなかつたという点から、直ちに責任があるとは断定するわけにまいりませんが、いろいろ指摘されましたような点につきまして、最高檢察庁におきまして責任者を定めて事態を調査いたしまして、責任をとるべきものがありまして、十分責任をとらせる、正確に厳密に調査いたしておるところでござい

○横山委員 法務大臣、それはいつごろ終わりますか。

○賀屋國務大臣 ただいまのところ、いつごろとは申しかねます。

○横山委員 結局、私どもはおそれるのではありませんが、いまの總理なりあるいは法務大臣がおっしゃつた、眞犯人をつかまへたい、責任はとる、けれども調査中だということばがそのまま

やむやになつてしまつて、そしてこの問題がどこかへいつてしまふということとを衷心私どもはおそれています。私どもばかりでなく、國民がすべてそれを疑惑の的としておるわけでありまして、また適當な機会にこの問題について十分法務大臣の所信をただしたいと思ひますが、總理におかれましては、いま言われたことが政府内部におきまして徹底するような措置をとつていただきたいことを念のために申し上げておきたいと思ひます。

それから次の問題としては、最近におきまして右翼や暴力団が政治結社を名のり、あらゆる選挙に介入をしてきておるといふ事實であります。一番適當な例は千葉県の選挙、東京都知事の大選挙であります。これは今後さらに増大するおそれがある。しかも、右翼な

り暴力団だけの問題でなく、檢察陣の捜査あるいは裁判の進行によつて明らかでありますように、自由民主党と何がしかの關係があるといふことでござい

ます。結果はまだわかりませんが、断定したことを私は言うわけではありませんが、その経過において、直接か間接かわからないけれども、与党に關係のあることはもはや歴然たる事實であります。先般政府側から提出されました資料によりますと、暴力団の幹部クラスの中には地方議会の議員等がある。そして地方議会の議員の地位を占めておる暴力団の幹部も、現職中に殺人、傷害等の罪を犯し

て、政府側の資料で指摘をしております。のみならず、最近の暴力に關する新聞の論説ないしは記事を見ますと、暴力団が暴力団だけで存在をするといふことはなかなかむづかしいから、適當な政治結社をつくり、いかに政治的団体のような立場をとり、そして政治家及び政党と接觸をしておつたほう

が有利であり、ためになる。こういうような立場で、何でもとにかく政治結社を名のるという状況がきわめて顯著であるといわれております。私もはこういう意味において、先ほど總理が言われた、まあ右翼でも暴力団でも事と次第によるとおっしゃつたことに非常に危険を感じるわけであり

ます。向こうがそういうような態度をしておりますときに、總理のようなあいう言い方をしておりましたのは、つけ入られるすきを与えるようなものだと思います。この際ひとつ總裁として

も、もしもかかる暴力団に直接間接關係のあるような者を公認したり、あるいはそういうようなものが勃発をいたしましたときにおいては、除名をする等、政府は清潔な処断をなすべきであると思ひますが、それはいかがでござい

ます。○池田國務大臣 新憲法下におきまして、個人が、あるいはまた数人が政治結社をつくることをとめるというわけにはまいりません。そのこと自体が法に触れる場合は別でござい

うので、すぐそれらの結合を弾圧するとかやめさすというわけにはまいりません。やはり、具體的罪違の事實があつてはじめて法の適用があることと私は考えます。

○横山委員 少し話が逆戻りいたしました。先ほどの神戸においてばく徒の組合に出席されたということについて總理の御答弁があまりでござい

ます。○池田國務大臣 本多会なるものがばく徒であり、暴力団であり、しかもそれが非違を犯しておるといふ、その非違に對しての批判をされたかどうか、それはわかりませんが、私は、本多会というものに出席した、それでもうこれは出席したことが政治家としてよくないという断定にはならないと思ひ

は何と言いますか。問題は私はそうじゃないと思うがゆえに、よけいになたにきつぱりとした態度をこの際出してほしい、こう言っておるわけであります。

○池田国務大臣 御批判はいかようにも言論の自由でございますが、私自身にしましては先ほど来申し上げておるとおりでございます。しかも、ばく徒というものが暴力団につながりやすいということは、これはわれわれも認めます。しかし、本多会というものがばく徒で、しかも暴力団につながって非違をやるものだというあなたの断定には、私ははたかに賛成できないのであります。

○横山委員 逆に逆襲をされるような言いがかりをつけられるのであります。が、私も注意をしてものを言っているのですから、これが直接に暴力に結びついた団体だと言っているのではないのです。温床になりやすいということ、は政府の資料からもはっきりしておるわけなんです。そうでしょう。そういうところへお出かけになって、それをたたえろというものの考え方がいかなものかと、こう言っている。政治を清潔にし、右翼や暴力から政治を守り、それと絶縁をするということが、また国民からそれらに対する抵抗心を呼び起こすことが最も基本的な問題ではないか。しゃくし定本なことを言わないで、そこから暴力の解決をするというところに政治の基盤を置かなければならぬではないかというのが私の立論であります。私の気持ちわかつておるはずなのに、あえていろいろなおとについて自分のと言いますか、与党ないしは政府の逃げ道をつくらうとな

さるところに私は釈然とし得ないものがある。私の気持ちはおわかりで話をしていらっしゃるのであります。

○池田国務大臣 私はあなたの質問によりまして私の考え方を答えさせていただきます。世の中にはいろいろの事例がございます。主として私は法的に御返事申し上げております。したがって、この問題で本多会なるものがどういふものかということとは私はつまびらかにしておりませんので、いままでのとおりのお答えをしておるわけでございます。

○横山委員 時間がなくなりましたので、こまかい点についてはあとで担当の方々からお伺いいたしますが、総理にちよつと具体的事例をあげてお伺いしたいのであります。

閣議決定にも「犯罪の温床となる不良生活環境の改善をはかるほか、犯罪を誘発するおそれのある場所をなくするため必要な措置を講ずる」とありますが、これらについての適切な手段は政府側としてほとんどとられていない。最近ようやく参議院で議決をされた深夜喫茶、あれとてまご抜けであるから、社会党の修正案が出たけれども、政府のいれるところではなかった。こういう話を聞いております。総理にお伺いをいたしたいのは、こういう犯罪の温床となる不良生活環境、犯罪を誘発するおそれのある場所、それらについてもう少し勇断をふるうお気持ちはないか。たとえば積年の問題となつております競輪の廃止をはかる必要はないか、あるいは深夜の映画興行を東京では四十軒もやっております。あるいはまたトルコぶろだとか、深夜のボーリングだとか、あるいはは

ヌードスタジオだとか、政府が行政措置をもつて犯罪の温床なり、あるいは法的行為をもつて犯罪の温床なりを退治しようとするならば、まだなすべきことが実に多い。それをやらないでいて、この刑罰の強化だけが先行するからちよつと説得力がないとわれわれは言うのであります。こういうような閣議決定の犯罪の温床となるいろいろの問題、競輪にしても、ヌードスタジオにしても、トルコぶろにしても、深夜映画にしても、あるいは深夜のボーリングにしても、なすべきことが実に多いが、この点については総理の見解はいかがでございますか。

○池田国務大臣 先ほど来答えておるとおりでございます。あの閣議決定以後、特に警察庁におきましては、そういう犯罪の行なわれやすい場所につきましても、その相当の取り締まりはやつております。これは具体的に関係当局から御返事させます。

○横山委員 時間がきたようでございますから、私は総理にもう一度私どもの主張を申し上げて、そして総理の見解を伺いたいと思ひます。先ほどからる私が申し上げておりますように、この刑罰強化というものは、国民の一部感情的な気持ちは満足させるけれども、右翼団体なりあるいは暴力団には法律効果が乏しいぞ、これではだめだぞ、問題はもつと別なところにあるぞ、これが一つの私どもの理由であり、もう一つは、大衆運動に對して悪影響をもたらす、そしてあなたのほうは誤解だと言ふけれども、事実今日までの歴史的経過からいってそういうことにはなつておらぬ。したがって、われわれは、この法律による暴力

退治よりも、むしろ閣議決定を具体的に推進することのほうが先決だ、こう言つておるわけであります。

その意味において、私どもは本朝の新聞で出しておりますけれども、十数項目の提案をいたしておるわけであります。

第一は、政府与党の中で右翼及び暴力団に對していささかでも関係があるという疑いのあるものに対しては絶縁をするというような峻拒する態度を国民の中に持ち込んで、そして国民にもその決意を持たしめることが必要である。

第二番目には、財界をはじめあらゆる企業組織は、いかなる理由といえども資金供給をしないように誘導する、それによつて当然一つの国民的雰囲気としてわき上がってくる。

第三番目には、警察の中で、情報入手のために右翼あるいは暴力団に何か特殊関係を多少なりとも持つことがいろいろといわれておる。このような彼らを諷刺するような態度については絶対にしないようにすべきである。

また、暴力排除について、政府各行政機構の一体化を行なつて予算の活用をはかるべきだ。

さらに、マスコミや不良青少年、売春、麻薬、精神異常、競輪、ボーリング等々なすべき幾多のことがあるけれども、これを先行するのが必要である。

裁判官は、暴力事犯に對して、社会的要請にかんがみて、法の適切な運用をはかるべきではないかということとは本委員会ではいろいろ指摘をされたところである。

暴力団に直接間接に接する業界、事業場にあつては、従来の悪習慣を一てきして暴力排除に結集する態勢をつくることも必要である。

暴力団対策の政府部内の委員会にはもつと民間人の参加を求めて民主的な運営を期し、かつ国民的な運動にすることが必要である。

私は、これらの提案については政府としても異論のないところではないかと思う。ところが、それが現にあまり実行されずに、この法の刑罰強化だけが何かにしきの御旗のように行なわれており、そして検挙人員も年々ちよつともふえぬではないか、なすべきことがなされていらないかと私どもは主張するのであります。

さらに、根本的な問題として三つを指摘いたしました。一番最後の経済政策の問題であります。これはこでそんなに時間をとることはできません。それから、あなたが認められたように、格差と貧困というものがこれらの温床になつておる、こういうふうな私どもは主張するにとどめます。

要するに、重ねて申し上げますけれども、この法案の趣旨とするところは、これは効果をもたらさないではないか、現実にはまだなすべきことがたくさんあるではないか、そして大衆運動に對して圧力を与え、弾圧を与えるようなやり方については、これは避くべきではないかと私どもは主張をしておるのであります。最後にこれらを包括

して総理大臣の御意見を伺いたいの
あります。

○池田国務大臣 暴力行為の根絶につ
きましては、あらゆる手を尽くさなけ
ればなりません。いまの刑罰強化では
実効はあがらないとおっしゃいます
が、私は必ずしも刑罰を応報刑主義で
やろうとは思いません。教育も必要で
ございましょう。そしてあなたは裁判
所の運用でいいじゃないかとおっしゃ
るけれども、やはり裁判所も法律の規
定に準拠しなければなりません。した
がいは、その法律が十年以下とい
うことだけでは、いまの実際におきま
しても、英雄気どりのなる場合が多い
し、また常習犯の場合もあります。い
ろいろな点がありますから、裁判官の
法の適用が実社会に合うように法律を
改正していくことがわれわれの任務で
はないかと思ひます。いたずらに非常
に広い範囲の法律よりも、実際に適合
するように法律を改正することが、私
はこの際ぜひ必要であると思うのであ
ります。もちろん刑を強くしただけで
事足りると思ひません。やはりいろ
いろな犯罪の温床である場合と——そ
れと同時にそういうことを起こさない
ように、あらゆる方面で教育とか人づ
くりについて十分な努力をしていかな
ければならぬことは、閣議決定にう
たつてあるとおりであります。

第二の大衆運動に悪影響があるでは
ないか、こういうお話でございます。
これは事務当局からも言っておりま
しょうし、また閣僚大臣からも申し
ております。この法律改正により
まして大衆運動を弾圧するということ
は毛頭考えていない。これはもう今度
の改正案をごらんになってもおわかり
になるように、また世論がそのとおり
われわれを支持しておることからい
つても、われわれは大衆運動を弾圧しよ
うという気持ちは毛頭ないのでありま
す。

なほ、格差の是正、貧困の追放とい
うことは、これは政治の目的でござい
ますから、今後ともわれわれは十分努
力していくことをここにあらためて申
し上げてお答えいたします。

○横山委員 じゃ質問を留保して、与
党の質問に譲ります。

○濱野委員 鍛冶良作君。

○鍛冶委員 私も総理にいろいろとお
聞きしたいと思つて考へておりました
が、先ほど来の質問で大体触れており
まして、それからまた先日来の閣僚大
臣及び政府委員の方々への質問で大体
触れておりますが、きょうせつかく
おいでくださいまして、ことに暴力団
の防止については全責任を持つておる
というおことばもありましたから、大
綱だけを二、三点伺つて、お答えをい
ただきたいと思ひます。重複するかも
しませんが、大綱だけ伺ひます。

まず、本法改正をしようという企て
をなさいますそのほんとうのねら
い、真の目的はどこにあつたか、その
大綱をひとつお知らせを願ひたいと思
ひます。

○池田国務大臣 最近の世相を見ます
と、暴力行為の犯罪がたびたび起こ
り、世間の人を不安におとしめてお
るのであります。その暴力行為の態様
を見ますと、やはりそれが銃砲刀剣
類による傷害とか、あるいは常習犯の場
合が多いから、これをまず重くして、
そういう罪を犯さないように警告を与
えるということが大事でございします。

また、せつかく検挙いたしましても、
権利保護とかいろいろなものもござい
まして、その目的を十分達し得られな
いという状況を見まして、われわれは
社会に警告を与へ、こういうことのな
いように、起こらないように、また起
こつてもこれを少なくするように、二
度と繰り返さない方法をとるために、
本法案を提出した次第でございします。

○鍛冶委員 この法律は、刑法の特別
法といつてもさしつかえないと思ひ
ます。そこで、刑法の改正について
は、目下法制審議会が審議中である
はずでございします。したがひまして、法
制審議会が審議するとき、全体から
ながめて一緒にやつてもいいのじやな
かるうかとも考えられますが、しかし
せひともこの際この特別法を早くつく
らなければならぬ特別の事情があつ
たのだらうと思ひますが、その点を指
摘していただきたい。

○池田国務大臣 刑法改正は、これは
大法典でございまして、非常にたいへ
んな仕事でございします。私は、今後
におきましても数年かかると想像して
おるのでございします。凶悪な暴力犯
罪は、これは一日も待つことができな
い。暴力犯罪を防止することは緊急の必
要性からきておるのであります。した
がひまして、刑法の改正を待つても
なく早急にやりたい。ことにわれわれ
は、この秋におきましてはオリンピック
クも開かれ、そして世界から日本にお
いでになる人も多い。こういう場合に
おいて、日本においては暴力に對して
万全の措置を講ずるということは、わ
れわれとして政治的責任があると考へ
ております。一日も早くこの法案の通
過を期待しておる次第でございします。

○鍛冶委員 この法律を急いで出され
ます理由は承りました。したが、先
ほど来ずいぶん横山君からも何へんも
聞いておられますが、この法律は大切
でございまして、なければならぬと思
ひます。この法律のみによつて
このねらいを全部解決できるとは考へ
られません。これは横山君の言われた
とおりだと思ひます。しかし、横山君
が先ほどから言われましたように、横
山君が指摘されるような理由によつて
のみこの犯罪が起こつたものとも考へ
られない。また、三十六年の閣議決定
も了承いたしておりますが、その後
の情勢から見ても、いろいろ政府にお
いても考えられることがあるであらう
と思ひます。大綱だけによつて
しうございします。かように暴力
団がばつこする一番の原因がどこにあ
るとお思ひになるか。それでここに
あるとするならば、これをどうして除去
し、せん滅させるというお考えがある
か。さらにまた、ことにわれわれの憂
いとしたしますのは、青少年がこれ
に加担するといふ事実であります。こ
れはたいへんどうも将来を考へてみま
すと、おそろべき結果になると思ひま
す。このため、これらの者もどうしてか
よなものに加担するのであるうか、そ
う原因がわかれば、かような手段に
よつてこれを絶滅しなければならぬと
いうお考えがあるうか、こう思ひます
ので、それら大綱でよろしうござい
しますが、お考えの真の目的をひとつ
お示しをしていただきたい。

○池田国務大臣 犯罪の原因がいろいろ
あると思ひます。やはり戦後におけ
る社会不安あるいは教育の根本の欠除
等々、いろいろな点があると思ひので

あります。ことに経済事犯がわりに少
ない、財産事犯が非常に少なくなつ
て、暴力が多くなつたといふことは、
これはやはり経済的原因といふことの
ウェートはわりあい少なく、心が
まえの問題ともいふと思ひます。こ
とに青少年の凶悪犯罪が多くなつた
といふことは、やはり学校教育の問題だ
と思ひます。したがひまして、学校教
育に道徳教育を入れ、また家庭、社会
教育をわれわれが声を大にして叫んで
おるのはこの意味でございまして、根
本のいゝゆる青少年の教育、道徳心
の高揚、公徳心の養育に向かつて邁進す
ると同時に、もし一たん犯罪を起こし
たならば、二度と起こさないような相
当のいゝゆる刑罰を科することが、私
は犯罪防止に必要なゆゑんだと考へる
ものであります。

○鍛冶委員 先ほど来横山委員の質問
並びに先日来の質問を聞いております
と、野党の諸君が一言やかましく言わ
れるのは、大衆運動をこの法律によつ
て弾圧した——私は、過去においてさ
ような事実はあり得べからざること、
またなかつたと思ひますが、弾圧し
たと断定せられるのであります。こ
れはいままでの経過から考へて、さ
うな事実はございまいしょうか。これは
総理からひとつ天下に声明していただ
きたいと思ひます。

○池田国務大臣 私は、法務当局から
聞きまして、また自分の経験から
申しまして、現行法が正当な大衆運
動を弾圧した例はないと聞いておりま
す。自分もまたそう信じております。
ただ、大衆運動に名をかりた常軌を逸
した犯罪、暴力行為、これは取り締ま
るべきでございまして、軌を越えたい

わゆる犯罪行為に對しましては、これは當然なことでございます。大衆運動の弾圧とは性質が違つて私考えております。

〔發言する者あり〕

○濱野委員長 静肅に願います。

○鎌治委員 どうもこの間からの質問を聞いておりますと、憲法に認められた労働運動に對して本法を適用した、これは弾圧だ、これが一番の主張の根本のようです。なるほど労働運動は憲法で認められたか知らぬが、労働運動の中に、いま総理がおっしゃったように、本法に當てはまるようなことがあれば、これはほうっておくわけにはいかない、それを犯罪だからといって摘発すること、大衆運動を弾圧することは根本的に相違があると思ひますが、総理としていかがですか。

○池田田務大臣 そのとおりでございます。合法的な大衆運動は國民の基本的人權でございますから、これに弾圧を加えることは憲法違反でございます。しかし、合法的な大衆運動を越えて犯罪を犯した場合におきましては、法治國としては當然法を適用することは、これは憲法の命するところであり、私はあなたの考えと同じであります。

○鎌治委員 忙しい総理で、時間がないうです。私はいさこれで終わります。

○横山委員 先ほど閣議決定の、犯罪の温床となる不良生活環境の改善、犯罪を誘発するおそれのある場所をなくするための必要な措置、この点について触れておきましたが、公安委員長はじめ警察庁長官にいろいろの問題についてお伺いをいたしたのであります。

まず第一に、政府の資料を見ますと、ピストルの出回りというものがあまりにも多過ぎるという感じがいたします。三十五年には三百八十九、三十六年には三百七十一、三十七年には三百三十三、三十八年には二百八十六、若干減つておるようでありましてけれども、この点についてその後の情勢を見ますと、本来暴力団ないしは右翼が持つていべき理由がないものが、いつまでもたつてもあとを断たないのは一体どういうわけであらうか。三十八年の広島市の暴力団が検挙された状況を見ますと、日本製八、米國製九、英國製二、ドイツ製七、ベルギー製四、スペイン製四、その他八、まさに世界各國からピストルが堂々と日本へ入つてきておるような感じがいたします。何か情報によりますと、中古品は五万から十萬出せばすぐに入手ができる、新品なら三十萬円出せばいつでも入手できる。こういうように右翼なりあるいは暴力団の仲間ではいわれておりますが、一体この種ピストルというものがどうしてかくも出回つてゐるのか、その原因は一体どこにあるか、伺ひたいのであります。

○赤澤田務大臣 ピストルの出回りについては、私はまだ詳しい知識を持つておりません。当局が参つておりますので、かわつて説明いたさせます。

○日原政府委員 ピストルにつきましては、一部暴力団が密造しておるものがございます。それから密輸入しておるものもございます。すべてピストルの入手経路については追及いたしておりますが、判然としないものもございまして、限度ではその二種類になると思ひます。

○横山委員 あなたはことさらにもう一つの理由を避けてお見えになるようでありまして、米軍の横流しが顯著であるという原因があるやうであります。米軍については麻薬の密輸の問題が出ております。十二月二十七日の朝日新聞によりますと、昨年じゅうのアーヘン密輸の総量をこえるアーヘンが米空軍のチャーター機によつて発見された。ところが、日米間の犯人引き渡し協定によりまして、凶悪犯じゃないからこちから要求ができないという話がありましたが、これはさておくとして、米軍からのピストル、米空軍なり米軍を經由するアーヘン、日本における暴力団、日本における右翼、それらの間題について米軍が関与を直接に間接的にいたしておる事件が少なからずあると思ひますが、それらに對して何らかの申し入れなり何なりをしいないのか、どうでございますか。

○日原政府委員 ピストルにつきましては、最近も一部ございしましたが、確かにお話のとおり米軍からの横流しになりましたものがございします。検挙をいたしました事例もございします。なお、申し入れにつきましては、申し入れをいたしております。

○横山委員 それで米軍に對してどうしたのですか。どういふふうに米軍に申し入れて、結果が得られたのですか。

○日原政府委員 これはもととも米軍の品物を買ひ集めて、いろいろな経路をたどつて暴力団に流れてきたものでございしますが、それに對しまして、以後かようなことについて十分な注意を

するように申し入れいたしましたわけでございします。

○横山委員 それで、米軍はそれに対してどういふ措置をいたしましたか。

○日原政府委員 日本の犯罪にかかるとものにしましては、それぞれ関係者を共犯で起訴をいたしております。向こうのほうの犯罪者につきましては、向こうで裁判をするようになっております。

○横山委員 私の言うのは、個々の問題でなくて、そういうようなケースが非常に多いから、米軍に嚴重に申し入れて、かかることのないやうに向こうで適正な措置をさせるべきだというのが私の質問の要旨なんですが、その点についてはお答えがないのはどういふわけですか。

○日原政府委員 私どもの考えでは、米軍としてもそういう行為を認容しておるはずはないのでありますから、したがつて、當然それらの行為について十分な注意をされておると思ひますが、たまたま最近にそういう犯罪が起きてきたものですから申し入れをいたしましたわけでございします。

○横山委員 日本におけるピストルの密造は、どういふやうでございしますか。

○日原政府委員 いろいろな形態がございします。暴力団自身の手によつて密造をいたしておるものもございしますし、ほかのほうからそれを手に入れておる場合もございします。密造の方法につきましてもその事件のつど異なつておるやうに考えられます。

○横山委員 この件については、あなたの答弁はきかめてあやふやであいいですが、私どもは、もしも銃砲刀剣類の犯罪をこの法律の焦点とするならば、その銃砲刀剣のうちの銃砲、つまりピストルの出どころ、その型式、密造の状態、米軍に對する抗議、要求、それらの手配といふものはきちつとなされておると思つたのであります。いまの御答弁ではきかめてあまいな話であります。大臣はどういふふうにお考えですか。

○江口(後)政府委員 刑事局長はピストルの製造とか販売とかといふほうに直接タッチしてないものですから、詳しい数字を申し上げかねたと思ひます。けれども、私も実は何件つかまえて、それが日本製が幾らで、アメリカ製が幾らといふことの書類をいま持つておりませんけれども、少なくともピストルを押収して、それが米軍から流れたという場合は、その個々のケースについてそのつど交渉をいたしております。そしてこちらのほうで処罰できるものはこちらで、処罰できないものは軍のほうでやるというやうなことで、ちつともアメリカだからどうこうというやうな関係はございしません。ただ、その数字が私何件やつたかといふやうなことを記憶しておりませんが、あまいに聞かせるかもしれないが、やり方としてはあまいな点はございしません。ただ私たちが非常に残念に思ひますのは、われわれのピストルに對する感覚とアメリカ人のピストルに對する感覚と非常に違つてゐる。だから、自分が横流ししなくても、よくとられるという事例がある。車の中なんか、ちつとかがきをつけて置くと、そういう事例があるのです。日本人だつたら、昔からのしきたりで非常に嚴格に自分のものならすわけで

すけれども、アメリカの場合のビストルの考え方というのは、その点は私たちが自身も多少どうかと思うくらいのもございまして、流れてくる数量もかなりあることは事実でございます。しかし、そのつど処置はやっておりま

すけれども、アメリカの場合のビストルの考え方というのは、その点は私たちが自身も多少どうかと思うくらいのもございまして、流れてくる数量もかなりあることは事実でございます。しかし、そのつど処置はやっておりま

すけれども、アメリカの場合のビストルの考え方というのは、その点は私たちが自身も多少どうかと思うくらいのもございまして、流れてくる数量もかなりあることは事実でございます。しかし、そのつど処置はやっておりま

すけれども、アメリカの場合のビストルの考え方というのは、その点は私たちが自身も多少どうかと思うくらいのもございまして、流れてくる数量もかなりあることは事実でございます。しかし、そのつど処置はやっておりま

すけれども、アメリカの場合のビストルの考え方というのは、その点は私たちが自身も多少どうかと思うくらいのもございまして、流れてくる数量もかなりあることは事実でございます。しかし、そのつど処置はやっておりま

ういう道をふさぎなければならぬと考えております。今回風俗営業取締法の一部を改正いたしました中に、たゞいま御指摘のように、深夜喫茶を禁止する道を開いたわけでございまして、先般のおことばにありましたように、では今日のボーリング場はどうするのか、ヌードスタジオはどうか。全く御心配は私どもも同じくしておるわけでござい

ういう道をふさぎなければならぬと考えております。今回風俗営業取締法の一部を改正いたしました中に、たゞいま御指摘のように、深夜喫茶を禁止する道を開いたわけでございまして、先般のおことばにありましたように、では今日のボーリング場はどうするのか、ヌードスタジオはどうか。全く御心配は私どもも同じくしておるわけでござい

ういう道をふさぎなければならぬと考えております。今回風俗営業取締法の一部を改正いたしました中に、たゞいま御指摘のように、深夜喫茶を禁止する道を開いたわけでございまして、先般のおことばにありましたように、では今日のボーリング場はどうするのか、ヌードスタジオはどうか。全く御心配は私どもも同じくしておるわけでござい

ういう道をふさぎなければならぬと考えております。今回風俗営業取締法の一部を改正いたしました中に、たゞいま御指摘のように、深夜喫茶を禁止する道を開いたわけでございまして、先般のおことばにありましたように、では今日のボーリング場はどうするのか、ヌードスタジオはどうか。全く御心配は私どもも同じくしておるわけでござい

ういう道をふさぎなければならぬと考えております。今回風俗営業取締法の一部を改正いたしました中に、たゞいま御指摘のように、深夜喫茶を禁止する道を開いたわけでございまして、先般のおことばにありましたように、では今日のボーリング場はどうするのか、ヌードスタジオはどうか。全く御心配は私どもも同じくしておるわけでござい

かということになりますと、まだ若干残念ながら研究の余地もあるとか、あるいはそれが一歩進んで売春行為になりましただけの場合には、売春禁止法などもあるわけでございまして、私どももいたしまして、若干難然としておる感じは受けております。ですから、先ほどの委員会でも申しましたけれども、これはやはり全国の青少年を守るという意味において、こういったものを根っこのから考え直していかなければならぬ、急いでやらなければならぬというふうには考えております。

かということになりますと、まだ若干残念ながら研究の余地もあるとか、あるいはそれが一歩進んで売春行為になりましただけの場合には、売春禁止法などもあるわけでございまして、私どももいたしまして、若干難然としておる感じは受けております。ですから、先ほどの委員会でも申しましたけれども、これはやはり全国の青少年を守るという意味において、こういったものを根っこのから考え直していかなければならぬ、急いでやらなければならぬというふうには考えております。

かということになりますと、まだ若干残念ながら研究の余地もあるとか、あるいはそれが一歩進んで売春行為になりましただけの場合には、売春禁止法などもあるわけでございまして、私どももいたしまして、若干難然としておる感じは受けております。ですから、先ほどの委員会でも申しましたけれども、これはやはり全国の青少年を守るという意味において、こういったものを根っこのから考え直していかなければならぬ、急いでやらなければならぬというふうには考えております。

かということになりますと、まだ若干残念ながら研究の余地もあるとか、あるいはそれが一歩進んで売春行為になりましただけの場合には、売春禁止法などもあるわけでございまして、私どももいたしまして、若干難然としておる感じは受けております。ですから、先ほどの委員会でも申しましたけれども、これはやはり全国の青少年を守るという意味において、こういったものを根っこのから考え直していかなければならぬ、急いでやらなければならぬというふうには考えております。

かということになりますと、まだ若干残念ながら研究の余地もあるとか、あるいはそれが一歩進んで売春行為になりましただけの場合には、売春禁止法などもあるわけでございまして、私どももいたしまして、若干難然としておる感じは受けております。ですから、先ほどの委員会でも申しましたけれども、これはやはり全国の青少年を守るという意味において、こういったものを根っこのから考え直していかなければならぬ、急いでやらなければならぬというふうには考えております。

は十時ではありませんか。十時の興行法が何でそんな深夜営業をかってに許しておるわけですか。

は十時ではありませんか。十時の興行法が何でそんな深夜営業をかってに許しておるわけですか。

は十時ではありませんか。十時の興行法が何でそんな深夜営業をかってに許しておるわけですか。

は十時ではありませんか。十時の興行法が何でそんな深夜営業をかってに許しておるわけですか。

は十時ではありませんか。十時の興行法が何でそんな深夜営業をかってに許しておるわけですか。

茶以外は自分の所管外であるが、この閣議決定の立場、暴力団ないしは右翼に対する立場からいうと発言権があるようだから、まあまあおれの所管だけはやっておく。こういうことだから、閣議決定は何らの推進役がないし、実行がされてないじゃないかと私どもは強く言っている。その点についてどうお考えになりますか。

茶以外は自分の所管外であるが、この閣議決定の立場、暴力団ないしは右翼に対する立場からいうと発言権があるようだから、まあまあおれの所管だけはやっておく。こういうことだから、閣議決定は何らの推進役がないし、実行がされてないじゃないかと私どもは強く言っている。その点についてどうお考えになりますか。

茶以外は自分の所管外であるが、この閣議決定の立場、暴力団ないしは右翼に対する立場からいうと発言権があるようだから、まあまあおれの所管だけはやっておく。こういうことだから、閣議決定は何らの推進役がないし、実行がされてないじゃないかと私どもは強く言っている。その点についてどうお考えになりますか。

茶以外は自分の所管外であるが、この閣議決定の立場、暴力団ないしは右翼に対する立場からいうと発言権があるようだから、まあまあおれの所管だけはやっておく。こういうことだから、閣議決定は何らの推進役がないし、実行がされてないじゃないかと私どもは強く言っている。その点についてどうお考えになりますか。

茶以外は自分の所管外であるが、この閣議決定の立場、暴力団ないしは右翼に対する立場からいうと発言権があるようだから、まあまあおれの所管だけはやっておく。こういうことだから、閣議決定は何らの推進役がないし、実行がされてないじゃないかと私どもは強く言っている。その点についてどうお考えになりますか。

方針を要するといふこと、このマスコミ懇談会の結果といふことは、非常に御協力願つておりますが、私は、まだまだ相当これらの問題は心配がございまして、当時マスコミ懇談会においでになる方々が、自主規制をやるからもう懇談会をやめてはどうかといふおことばがございましたが、この目的が完全に達成されるというところは、これはさくばらんに申し上げますと、なかなかむずかしいことでございますが、やはりある程度この目的が達成されるまではこの懇談会を持ち続けたいといふので、いまでも懇談会は存続いたしております。

いろいろお尋ねがございまして、例を引きましてお答えいたしますが、いま御質問の懇談会の成果というものは、前申しましたように、万全は期しておりませんが、相当の効果があつた、こう思つております。

○横山委員 重ねて私どもの気持ちを申し上げておきますけれども、放送法なりあるいは各法の規定があります。が、言論、出版等の自由というものを権力をもって抑制しないという立場において、自主的な抑制をさせて、そしてこの悪の温床といふか、そういうマスコミの中における、自然に右翼や暴力が露頭したり、青少年の気持ちの中にそういう気持ちを起こさしめることのないように万全の努力をお願いしたいと思います。時間がございませぬから、総理府総務長官にはけっこうでございます。

公安調査庁にお伺いいたしますが、私どもが民主政治の上で最も嫌悪いたしておりますのは、いわゆる右翼のテロであります。公安調査庁は、私ども

の推察するところによりまして、何かあなたのほうの仕事がいわれる左のほうに焦点が注がれて、最も人間の生命、民主政治を毒するおそれのある右翼に対する調査が不十分なような気がしてなりません。今日、日本における右翼がどういふ状況になつておるか、その人数はどのくらいであるか、いかなる団体が存在しておるか、最近の行動はどんな状況にあるかについて、少し克明に承りたい。

○齋藤(二)政府委員 お答え申し上げます。公安調査庁といたしましては、破壊活動防止法によりまして、右といわず左といわず、いやくも調査すべき必要のあるものについては公平に調査を実施いたしておるつもりでございます。ただ右翼と言ひましても、あるいは十数万とかいふようなことを申される方もありますが、範囲がばく然としたしておりまして、どこまでが右翼かといふことは、そのことを使う人によつて違ふように私どもは感じております。私どもといたしましては、破壊活動防止法によつて調査すべき右翼という観点から考えておりました、反共的な信念、立場を強く持ちまして、その立場から、情勢いかによつては暴力主義的な破壊活動に出るおそれのある団体、これを私どもは破壊法によつて調査すべき右翼団体である、かように考へて調査を進めておる次第でございます。

かような観点から、公安調査庁といたしましては、今日まで六つの団体を対象団体と指定しております。その名前は申し上げてもよろしくございませぬが、護国団、これも昨年の一月護国団

が二つに分裂いたしましたして、石井一昌という人がやつておる少数派でございます。これはたしか団員が七、八十名であつたと思ひますが、これが護国団の名称をそのまま継いでおつたのであります。が、いろんな内部的なあつて、内部的な感情問題その他から、昨年の一月、小崎金蔵それから佐郷屋嘉昭という人を盟主とする大日本護国団というものに二つに分かれて、これがたしか五、六百人の勢力であると存じます。さらにその大日本護国団が昨年の秋

——どうも護国団という名前がいろんな事件を起こしておもしろくないといふような点もあつたのでございまして、う、日本同盟というふうに変更いたしました。その際に、護国団という名称に非常な愛着を持つておる関西の護国団の本部、まあ支部であります。これがどういふも日本同盟には加わらぬと言ひまして、関西護国団という名前

で分かれて、厳格に申しますと、現在では三つの団体に分かれております。そのうちの関西護国団の本部の尾崎支部の者が、昨年の十一月十三日、大阪府の十三小学校において御承知のような事件を起こした次第でございます。それが護国団関係でございます。さらにその次には、順序はございませぬが、大日本愛国党がございまして、それから治安確立同志会、これは九州の福岡県、大分県の人たちが入つておる。高津太郎という人が盟主といひます。党首といひます。か、それに

なつて、団員が七、八十名から百名くらいのものでございまして、それから日本青年連盟、これはもとの殉国青年隊でございまして、東京にございませぬが、団員が四百数十名ということに相なつております。これはあまり活動をいたしておりませぬで、もつぱら陣容の整備強化といふことをやつております。が、なかなかしんはしつかりした人たちが入つておるのではないかと、いふうに見受けられます。それから全アジア反共青年連盟、これは一たん大日本愛国党から脱党いたしました中堂利夫、吉村法俊、山口二矢という三人が

な努力をして、極力不祥事件の勃発を未然に防止したい、かように存じております。

それが大体的な問題でございます。が、実質的な問題で御報告申し上げておきますのは、右翼の一部に、先ほど横山委員からお話のございましたように、最近昭和維新の断行といふうなことを叫び主張する者があらわれております。これは右翼団体の大体的考え方として、昭和三十三年、五年の安保条約反対闘争といふもの以来引き続く一連の統一行動といふものを見て、これはやはり国際共産主義の策謀に基づくものであつて、将来非常に憂慮すべき事態が差し迫つておるといふうな焦燥感、危機感を抱いて反共的な運動を進めております。と同時に、かような情勢を招来したのは保守党による政治のあり方が不徹底で不十分だからこ

ういふことになつたのであつて、これを正しい姿に変えなければならぬ、こ

ういふうな観念をいたしております。さういふうな観点から、明治維新百年目に当たる昭和四十三年、あるいは安保条約改定の年に当たりまして昭和四十五年ごろを期して国家革新の運動を起さなければならぬといふうな主張をいたしておる者がございまして、現在まで調査いたしておりますのは、まだ将来のこともありましようが、具体的な計画といふものはなく、ただもつぱら自分たちの陣容を整備強化するといふうな段階にあるように存じております。今後その面については極力注意いたしたい、かように存じておる次第でございます。

○横山委員 そのいまの六団体、それに準ずる二十数団体、それらの資金活

動はどういうふうに行なわれておりますか。これは表に上がっておる正式な規正法の問題もあるし、あるいはあなた方がひそかに調査されておる裏の資金の問題もあるだろうし、その資金活動の状況について伺いたい。

○齋藤(三)政府委員 なかなか資金関係は、組織的な団体というよりも個人的なつながりで、全部の団体がまあ盟主の言うとおりに経営されるというふうな関係もありまして、非常に困難な団体もございます。大日本愛国党のごとく赤尾敏に聞かなければほとんどわからぬというふうな団体もあるようでございます。しかしながら、総じて右翼団体の資金源として私どもの調査の結果から観察されますのは、入会金、会費等が第一のものでございます。これはいろいろな団体の規約にございまして、ほとんど励行されておらないようでございます。その次には、たいいてい団体機関雑誌、機関紙を出してありまして、それを各方面に配布しておる。そうして、その購読料という名義をもって金をもらう。あるいは広告を出して、その広告主から金をもらうというふうな方法がございまして、これはまあ広告料というものと寄付金をあわせて出すというふうな向きもあるようでございます。これがあつて、程度の収入源になっておるようになっています。それから、その次には農業とか、印刷業とか、あるいは興行等を経営する団体もございます。しかしながら、これは金額としてはたいした金額にはならない。そして最後には、やはり寄付金、賛助金というものが一番多い。それによって団体の経理が成り立っておりますというふうにご覧して

ます。なお、御参考までに申し上げておきますが、大日本愛国党、護国団等は、政治資金規正法によって資金の届け出を二、三年前まではいたしておりました。それを見ますと、大体三百人ないし五百人ぐらいの団員を擁しておるようでございますが、月の経費は大体三十万から五十万というふうな限度で、その限度を若干上回るのが実際ではないかというふうにご覧いただいております。

○横山委員 あなたのおっしゃる三十万から五十万ということは、あなたのおそらく御想像のように、単なる届け出数字であつて、実際の数字というものは、そういうものではないであらうというのを私も判断されるわけでありまして、この六団体及び二十数団体ないしはそれらの右翼団体全部を含めてずばりと聞きますが、国会議員から村会議員に至るまでの公職者が何かの形で関与しているところがございまして、

○齋藤(三)政府委員 これは大体資金規正法によって届けておりますのは、団体の責任者なり幹部の者が数名で方々に行つてカンパをしてもらつて、それを自分の名前で団に寄付したという形をとつておられて、さような公職者からという事例は……

○横山委員 運営活動の中に参加している者があるか。

○齋藤(三)政府委員 的確な事例は存じておりません。

○横山委員 最近、暴力団のほうですね、あなたのほうの直接いわれる右翼の政治団体ではなく、暴力団が政治結社を名のり、そしてその政治に参画し

ていくほうが運営上非常に便利であるというふうな傾向が見え、そして何か政治及び政治家に接触をして、ひもをつけておいたほうが有利である、こういう観測が暴力団の中にも出てまいりましたし、右翼の方面にも、表面はきわめて合法的、あるいは運営をおとなしくして、そして政治及び政党、政治家に密接な関係を持つという傾向が出ておりますことは、あなたも御存じだと思いますが、その傾向についてあなたの見解を承りたい。

○齋藤(三)政府委員 最近の右翼団体の傾向として、確かにそういう傾向があるように存じております。その最も著しい例は、昨年の十二月の二十一日、静岡県の熱海のつるやホテルにおいて、関東にありまして七つの大きな団体が、関東会という団体を結成し、反共的な綱領、宣言を掲げております。また、その七つの団体が、十二月の二十一日の十日ほど前に、政界の方々に書面を出してある。また先般の四月十七日の統一ストの際にも、そのうちの団体の四つほどが若干の動きをいたしております。これらにつきましても、私も十分調査をいたしたい、今後とも注意を怠らぬようにしてまいりたい、かように存じております。

○横山委員 その会合の中に元代議士が出席をしておることは御存じでございますか。

○齋藤(三)政府委員 寡聞にして存じておりません。

○横山委員 あなたがいまおっしゃつた十二月二十一日の熱海の会合には元代議士が出席をし、そして討議に参画をし、御存じの兒玉聖士夫、また関根建設の社長等も含めて、自由民主党に

申し入れをいたしておるわけでありまして、私が先ほど大臣にも強く言つたのであります。総裁改選を契機とする右翼ないしは暴力団の最近の傾向が、政党、政治家に密接な関係をつけて、そしてその中から発言権を増大し、そして暴力の基本的な立場というものは少し伏せておいて、事ある場合には行くぞというふうな傾向がほの見え、ちよつと平穩のように見えるけれども、最近きわめてそういう傾向が強いように思うのであります。あなたも率直な情勢判断を伺いたい。

○齋藤(三)政府委員 いろんな情勢からさような想像をなしておられる方は、ずいぶん聞きますが、私どもの調査の関係で、さような傾向が現在あるとか、将来そういう危険があるとかいうようなことは、調査の結果からは出てまいっておりません。

○横山委員 あなたも私もこの場へ出ているわけじゃないですから、そんな克明な事実について知るはずはないけれども、いまの話によりますと、あなたよりは私のほうが事実をわりあいよく知つておるようなんです。私も、この最近の右翼及び暴力団の傾向というものをからみて、先ほど総理に言つたように、政党及び政治家というものが、右翼ないしは暴力団と、たとえそれが暴力をまだ用いていなくても、身辺を清潔にするために絶縁をすべきだ、疑いのあることはしてはならぬ、もしもそれを許したならば、そこから入つてきて、失礼な話であります。私どもの方へは入つてくるようなことはございせんけれども、与党のほうにはそういう傾向なり温床というものができるのだ。これはあなたに

言つたつてしかたがない話であります。あなたはそのような傾向についてお感じにならないのか、率直にあなたに見解を求めておるのであります。それから、ひとつ自由な御判断でございまして、最近の右翼の傾向と政治、それについて見解を求めます。

○齋藤(三)政府委員 事務官職として申し上げることはお断りいたします。しかし、ただいまのお話は十分承りまして、今後の調査上十分そういう点も注意いたしたい、かように存じます。

○横山委員 公安委員長に就いて伺いをいたしたいと思つておる。最近おくら入りのものが非常に多い。それは警察庁及び警視總監にお答えいただいてもけっこうであります。にせれとか吉展ちゃんとか、あるいは草加次郎とか、重要な犯罪というものが非常に迷宮入りがふえておる。国民の中には、これらの迷宮入りの事件に対する警察の布陣と、それから大衆運動に対する即応態勢と比較をしてみても、刑事警察に欠くところがあるのではないかと、識者の意見を聞きますと、いわゆる職人的刑事とサラリーマン刑事との断層が起つておるのではないかと、こういう意見も聞かれるわけでありまして、警視庁でもそうでありすけれども、この暴力団と大衆団体に対する人員配置につきましては、大衆団体に対する人員配置は非常に多いけれども、しかしながら、右翼ないしは暴力団に対する人員配置というのはいささか少ない、こういう意見が聞かれるわけでありまして。

まず第一にお伺いしたいのは、警視庁からお伺いしてもよろしいのであります。刑事警察と大衆運動に対する

人員の配置はどういうぐあいにいましておられますか。

○赤澤国務大臣 数字につきましては事務当局が申し上げると思いますが、ああいふ吉原ちゃん事件その他非常に世間の関心を引いておる事件が数個迷宮入りしておるということは、まことに残念な事実であると思います。しかし、犯罪全般の検挙率を私調べてみましたが、やはりこれは世界のトップレベルと申しますか、西ドイツあたりと肩を並べる段階にありまして、全体としては悪くないと思いますが、ああいふ事件が結局未解決で残っておることは残念でございますので、これにつきましては鋭意またいろいろな角度から捜査を続けさせておるわけでございます。

次に、いま一点の、こういう右、左のいろいろな警護あるいは取り締まりなどの場合に、右のほうにあまり人を使わないで、左のほうばかり人をたくさん配置しておるように見えるが、こういうことでございますけれども、先ほどの例のボデーガードの話をなさいました。これも何か総理大臣や、それから政治的にいえば党の実力者なんかにくさんついておるかのごとき印象を与えるようなお話がございましたけれども、実際は、いろいろな情報を警察として中立的立場からとりまして、危害が及びそうだと判断される方、特に共産党の方々、またあなたの党でもいろいろ妙な情報が出てくる方々には、相当に優秀なボデーガードがついておることは御承知のとおりでございます。ただ、右翼の取り締まりと左翼と申されますが、左翼の場合は三人、五人でいろいろな行動を起こされるの

ではなくて、たとえばデモ行進その他につきましては、何せ何百、何千の方がおいでになるのに、五人、八人の警察官では何ともし方がないので、多少警察官がたくさん配置されて、何か大衆が迷惑するようなことがかりに起こった場合には多少動くかもしれないけれども、しかし本質的に右、左といふことで区別をしておることは毛頭ございせん。それにつきまして、数字的なことは当局から御説明をいたします。

○江口(後)政府委員 警備警察について、刑事に比して人数が多い、あるいは逆に言いますと、刑事警察の人員が警備に比して少ないという御議論でございますが、警備警察の状況というのは、ただいま大臣からも御答弁になりましたように、右、左、区別なくやっております専従者というのは全国で二万ぐらいでございますが、よく目につきますときにはたくさん出てまいりますのは、これはデモとか何とかがありまして、ほかの外勤警察官とか、待機しておる警察官等をたくさん集めてお目にかけるものですから、非常にたくさんそのほうに向いておるように見えるけれども、そのこと自身をやっておりますのは二万弱でございます。そのうち機動隊というのが五千人ばかりでございます。それから刑事警察官は三万名ほどおります。そのことで成績が上がっている上がついていないといふことにつきましては、私たちも決して十分な成績が上がっているとは思いませんが、これは人数の足らぬ点もありましよう。またやり方がまずいという点ももちろんございまして、また、装備も悪いというように、刑事警察の強

化につきましては、昨年来着々検討を重ね、ことしからは増員等についても特段の配慮をいたしておるというような状況でございます。

○横山委員 古い資料ではありますが、安保のときに猪俣委員の質問に答えて、たとえば公安調査庁においては千三百人のうち百三十人、一割が右翼であつて、あとは全部左翼の調査に回つておる。また、警視總監は、警視庁公安一課百七十八人が左翼担当で、公安二課三係三十四人が右翼担当である。こういう数字を並べて、猪俣委員の主張に対して池田総理大臣から、暴力についてはいまだし考える必要があるから、その数字についてはさらに十分検討をする、こういう御答弁がされておるわけでありまして、この数字が今日どういふふうに変つておりますか、それぞれ御所から伺いたい。

○齋藤(三)政府委員 昭和三十五年当時千三百人のうち一割程度、百三十人程度が右翼専従の調査官ということになっておつたのでございまして。その後、国会でのいろいろな御注意もございまして、極力その方面に、全体のワタが広がらなくてもそちらに回せるものは回すというような方針をとりまして、その後若干の増員もございましたが、その際にも特に右翼方面に重点を置きまして、現在は千五百十名の調査官のうち二百九十四名、約二〇％にちよつと足らない数字だと思つております。これが右翼専従の調査官でございます。なお、今国会において、昨年の七月以来右翼による大きな不祥事件が三つ起きておりまして、今後においてもまた調査上力を入れなければならぬ点も多いと思つたので、二百人の

増員をお願いしておりますが、そのうち四割、八十名はさらに右翼のほうにそれを向けた、かように存じておりまして、その方面について国会並びに政府の御方針にできるだけ忠実にいたしておるつもりでございます。

○江口(後)政府委員 この前警視總監が御答をされたという数字をいま聞きまして、私、そのこの前の数字を存じませんけれども、その後のことを考えてみますと、その後警視庁では右翼専門の公安三課というものを設けて、これが現在六、七十おるかと思つて、さらに先ほどから話が出ましたように、純粹の右翼といふものではなくて、いわゆる暴力団等が右翼を標榜して事故を起こす場合も多いのであります。これは普通の刑事事件として扱つていくという方針のもとに、特に暴力団係といふことで捜査四課といふものも増強したような次第でございます。申上げました左翼と右翼の比率といふものは、おそらく左翼はもちろんふえておられますが、右翼関係の係は、両方合わせれば二倍ないし三倍以上になつておるものと、想像いたします。

○横山委員 どちらが二倍ですか。

○江口(後)政府委員 この前の数字、あなたのおっしゃったことを私ちよつと確認できませんけれども、その後の警視庁のやり方を私存じておりますから、ここでその的確な数字は申し上げられませんが、右翼係といふ特殊な課と、それから暴力団等で、右翼は名のりまされどもそちらのほうは右翼として扱わない、右翼という意味でなしに単なる普通の刑事事件として扱うけ

れども、そういう暴力団を専門にやらせる課という捜査四課といふものをその後つくりましたから、その二つを合わせたのがそのときに言つた右翼の係、こういうふうにかへますと、そのときにあげた数のおそらく三倍以上になつておるだらうと私考えます。

○横山委員 私どもが主張してゐるのは、直接人を殺傷する、そういうことを主目的と言つてもいいほど目的にしている暴力団と、もう一つは、間接的にそれによつて、政府の答弁を聞いて引用しましても、派生的に起こる紛争による問題、それと同時に並べて考えることが根本的に間違ひであると言つておるのです。いまのお話を聞いても、多少右翼関係には人ふえたように見えますけれども、公安調査庁なり、あるいは警視庁なり警察庁の重点がどうしてもこのいわゆる左に置かれておる。左のほうは労働運動を含めて憲法に保障された団体及び行動である。百歩譲つて、それから派生的に起こる事犯があつても、基本的には憲法に保障されておる。ところが片一方は、そういうようなことでなくして、直接テロを行ない、直接暴力を行なうということが基本的な目的になつておる。その二つを同じ視点にとらえて同じように議論をしようとしたら、あるいは人員配置においても、保障されたほうに人を多く配置したり、あるいは重点を向けることが私どもにおいては間違ひである、また気に入らぬ、あなたのほうの政治的意図がうかがわれる、こういうふうに言つておるわけでありまして、したがつて、公安委員長にお伺いしますけれども、私どもの意はよくわかると思つたのであります。もっと刑事警察

なり暴力団なりあるいは右翼に対する人員配置を集中すべきではないか。公安とか警備のところはたくさん警察官を集中することによって刺激をふやすよりも、刑事警察に配置をすること国民が望んでおるのではないか。もちろん、人員をふやすにしたいことはないけれども、それができない場合においては、今日の国民的要請にこたえて刑事警察のほうに重点を移すべきではないか、こう考えるのでありますが、どうお考えですか。

○赤澤国務大臣 私、先般国家公安委員長になったばかりでございますが、驚いたことは、公安委員会の議論というものは、右翼だとか暴力を取り締まるのにどういう方法があるのか、こゝしはオリンピックの年だから外国に封じてだて恥をかきたくない、そのことでもう明け暮れしてございまして、あなたが御指摘になるような労働運動をどうのこうのというところは一回も話に出たことではないですよ。その点は、私はうそをいっておりませんから、御了解をお願いいたします。私もいろいろ、いまの御指摘のような何か労働運動に介入したような感じがすると、また国会で問題になるというので縮み上がってしまったのではないかと、この感じを実は受けるわけではございません。いまの暴力のことが先ほどからだんだん問題になっておりますのは、暴力の処罰法が議題になっておりますから当然のこと、暴力暴力とさっきから何十回もお話に出ておりますが、大体私は暴力というものはどんな暴力でもいかぬと思うんですよ。世評では、耳に飛び込んでくるのも多数

暴力から少数暴力、右翼の暴力から左翼の暴力、しまいには家庭の暴力とか言論の暴力と、私はいろいろあると思う。しかし、そういうことはさておいて、いま提案いたしております法律は、何の暴力であれ、鉄砲や刀を持てたらぬという暴力は取り締まらなければならぬということについては日本全国民異存はないと私は思うわけでございす。しかも先ほど申しましたように、暴力というものをどうして取り締まるかという点については、実は私なりに肝胆を砕いておるつもりでございます。先ほど総務長官も申しましたが、やはりこういう日本の恥辱みたいな状態を外人の目にさらけ出したいという気持ちもありますし、どうして封じめるか、それにはやはり資金源を断つとかいろいろの策を練って実行に移しつつあるが、実際は歯がゆいくらい実績がなかなかあがらない。ほんとうのことを申しますと、ばくちのことがさつき出ましたが、こういうことをする諸君の数が減らないのです。ところが実際は、賭博も現場があがればすぐ一網打尽にやっています。ですから、右翼ということではなくて、暴力団という点では、いままでにはない実績が実はあがっておりますが、ただ、親分衆になかなか手がつかぬというのは、実態を調べてみますと、とっつかまえてもこの人たちはがんとして口を割らないわけなんです。ですから上に波及をしないわけなんです。こうじゃないかという想像はつきますけれども、実際は手がつかぬという状態でもあるわけなんです。しかしいづれにしても、こういうことがなせ起こってくるか、ことに青少年が悪にしみ入るということ

ですけれども、これは貧乏なるがゆえにばくち徒になるとは限らないわけですから。金持のどら息子だってこういうところというところはたいへん残念だと思いうけれども、先ほど総理も人づくりの問題に触れたと思うわけでございす。これは単に取り締まりだけで解決するものじゃないと思ひますので、各面から検討いたしまして、こういうものは一日も早く根絶しなければならぬということはお考えしております。しかし、先ほどから御議論になっております、何か警察は左翼ばかり取り締まるじゃないかというように聞こえぬでもありませんけれども、いまの警察の状況は、むしろそういう批判を受けることに縮み上がっているという実態であることを私は申し上げるわけでございす。

○横山委員 少しそれは赤澤さんおーぱーですよ。あなた庶民的な方だから、そう言っても私は聞きのがしますけれども、もしかりにあなたがおっしゃる通りに、公安委員会では大衆運動なんてこれっぽっちも言わないで、いわゆる常習的な暴力ばかり言っているとするならば、むしろ私はけっこうな御意見だと思ふ。そのけっこうな御意見のように刑事警察を充実したらどうかというのが、私の意見なんです。ですから、あなたの言うように定員をふやしたいけれどもなかなかそうはうまくいかぬというところであるならば、百歩譲って、警備だとか公安のほうを削っても国民的要請にこたえるために刑事警察を充実すべきじゃないか、こう言っておるわけでありす。どうですか。

○赤澤国務大臣 警察官全員は十五万人おることは私聞いておりますが、実際の日本のすみずみまで社会秩序を維持し、また刑事警察を十分に活用いたしますためには私は十分であると考へないわけでは。それは新聞も伝えておりますとおり、警察官も民衆に親しまれようとして涙ぐましい努力もしておるわけでは。いま交番に行けばまるで所番地のガイドみたいな中がばいになっていて。とても巡回警らする時間がないくらい追い詰められてやっていると。いま夕方ともなれば女子供が外へ出るのが危険だという世相は全く私は残念だと思ひます。思ひますが、やはり、警察官の諸君には気の毒でも巡回警らというものを強化してさかすというところでなくして、起こる犯罪というものを未然に防ぎ、それに体当たりして防いでもらわなければならぬわけでは。そういうことからいえば、全く人員がこれでも足りないと思うけれども、ふやすということになるとなかなか問題がある。大体嘆いておられますことは、言わずもがなですけれども、いままでケと名のつく法案は通つたためしがない、また予算だつてケとついたらなかなか通らぬ。こゝまで憎まなくても、全国の警察官の諸君というものは、やはり人からとやかく言われながらも、一生懸命でやっているわけでは。言ひますので、どうかそういう立場も十分認めてやってくださいますようにお願いいたします。

○横山委員 そうおっしゃるならば、私ももう一つそれに関連して、聞きたいのですが、それにもかかわりませぬ、この閣議で戸別調査をやれ、あれは河野さんの発言ですか、何かそれで非常に閣議の話題になった。あれは法律で戦後やらないということになっておるものを、あなたのほうでは何かして、脱法的というか、失礼な言い方ですが、法律でできないということになっている戸口調査をこれから大々的にやるという雰囲気が見えるのであります。これは非常に私は注意しなければならぬ問題だと思ふ。いまあなたの話を聞いても、それとは別に、とてもそんなことはできないという結論になると思ふのですが、ともそんなことはできない状況の中で、全国の外勤警察官に戸別調査をやらしておまわりがやってくる、お宅はどういうんですかと。そして次から次へとあつて、その質問をしていくというところが現実に行なわれるとしたら、これはゆゆしい問題だと思ふのです。どうもあなたは野党のそういう攻撃をかわせるように、それでもって閣議の中における戸別調査をやれという要請にこたえられるように、間隙を縫って何かたくらんでいらつしやるように思ふのだが、その点は一体どういうふうになっておりますか。

○赤澤国務大臣 横山委員も御承知のとおり、私は善人ですから、何も私のほうから戦前のような戸口調査を断じてやろうなんて言ひもいたしません。しかし、今日の世相を考へますと全く私は嘆かわしいと思ふのです。ですから新聞でもごらんになりましたとおり、巡回連絡を強化するという

ことを言っておりました。決して戸口調査をやる考えではございませんので、その点は御了解をお願いいたします。

○横山委員 それならちょっと新聞を引用しますけれども「話術や家庭訪問の方法など、各戸を回っての巡回連絡の具体的技術について指導、講習をひんばんにする」と、きわめてうまい言い回しであります。結局、戸別訪問をやれ、ただし、そのときに話術を勉強しろ。こんなには、お宅のところだれかいますか、なんて大きな声で言わないで、こんなにちは、お宅は何人いらっしゃいますか、同じことじゃありませんか。そういう話術を研究さしたり、巡回連絡の具体的技術をいかに指導するといつても、結局は戸別訪問をやるんじゃないですか。どうなんですか、戸別訪問をやるのかやらないのかという点。

○江口(後)政府委員 戸別訪問になるか、あるいは団地等におきましてはまとめてどこかで知るといふ方法もありましようが、いわゆる戸口調査はやりません。ただ、巡回連絡というものは現在においてもやることになっております。(横山委員)何ですか、その巡回連絡というものは「とつぶ」それは、昔の戸口調査であればよくわかったのですが、いまは戸口調査をやらないけれども、交番にいられて、何の何がしのところはどう行くんだなんて聞かれても、いや、そんなのはわからないというわけにいかぬから、現在のところは紙をお渡しして、任意にです、家族のお名前をお書きください、それから何かがなくなくなったときに手がかりになるから、これは書いてもらっていないのが多いので

すが、貴重品等も、参考になるようなことがあれば書いておいてくださいというので、紙を置いてきて、そしてそれを回収し、七割か八割というのはまあ大体わかるわけです。しかし、これももちろん強制もできませんし、また先ほど来お話があるように、なかなかほかのことで手をとられるものですか、規定にある巡回連絡というの、あまり最近では規定どおり行なわれていないという実情にあることは事実でございます。どうしてこういう問題が起こったかという、この間ライシャワーさんの刺傷事件が起こりました際に、塩谷という男が沼津の市内の自分のところをまですり合っていたときに、なかなかわかりかねたということや、ああいう何べんも病院に入ったり、あるいは何べんも家を出たりしておるような者は、何とかしてできれば警察で知っておくほうがいい。これもしかし、任意に知れる限りにおいて知れというような趣旨のものでございまして、何も知らずにやみくもに出たところばったりでやれということじゃないというところだけを考えているという考えでございます。

○横山委員 くだいようであります。私が心配いたしますのは、任意だといったところで、結局、あなた方は印刷物が各戸に配布されるようなしから回すか、あるいは各戸に回すか、そして書き入れてないところは、おまわりさんが行って、任意ではあるけれども、おたくはどういう状況でしょう。巡回連絡と言ったところで、結局は全部資料が手に入らなければ、あなたの言う効果があらわれないのでしよう。そうすると、結局、いろいろのことを言っても、戸別訪問をすることになるのではないかと、私がどの心配であります。戸別訪問はやらぬというふうには断定をされた。なぜ戸別訪問をやらないか、それはやってもならないことになっているからやれないのだ。しかし、いまは戸別訪問ではないやり方で戸別訪問と同じような実績をあげたいのでしようが、それはきわめて危険なやり方だと私は言うのであります。どうなんですか、そのところがけじめがつきませんよ。

○江口(後)政府委員 横山先生のところに行っているかどうか、私、存じませんが、いまの規定でも、一べんは紙を持っていて、横山家には何人いらっしゃって、貴金属はどういうものがありますかというのを御任意に書いていただければ、ありがたうございましてと言つて持つて帰ることになつてゐるのです。だから、これを戸別訪問と言ふかどうかは別として、戸別に行つても場合もありましようし、まとめて行く場合もございまいしょうが、できるだけ実情がわかるようにしたいというのが私たちの念願でございます。

○横山委員 私のところにはまだ来てない。私の家内の兄貴がおまわりさんで、警察のことはよくわかつてゐるのです。警察官の不満もよくわかつてゐるのです。そう私の家内の兄貴のことまで言つちまうといかぬけれども、だから、警察官としては、一般の警察官の気持ちとしては、いまでもなおかつ忙しいのに、これから戸別訪問をやられるのだ。いろいろなことを言つた

ところで、結局は戸別訪問になる。これは重労働だ、労働者としてです。私は末端警察官をよく知つてゐるので、人間の話をすると、言うんです。一週とにかく六十時間以上だ。私たちの勤務は、超過勤務手当は、予算が大体つかみ金でくる。これを割り当てするのだ。そんな法律も規定もありやせぬ。大体割り当てして、やろうがやまいが、大体これくらいもらうだけだ。そうして独身の諸君なんかは、まあ一人二疊くらいのところ泊まつてゐるのだ、こういう不満を漏らしておるわけですよ。あなたよりも私のほうが末端警察官の事情についてよく知つてゐるくらいかもしれませんよ。それはもちろん人間の、働く者として、私は警察官の苦勞というものをいろいろ聞いてはいますよ。そういう人たちが言つてゐることは、これからまた外勤の者は、上のほうから言われたで戸別訪問せんならぬわい、これじゃとてまたまらぬな、こう言つてゐるわけですよ。そういう人たちの気持ちもございながら、われわれのほうから言つと、いろいろのことを言つても、戸口調査をするといふことは、その昔やつてはいかぬといふことになつて、いまもやらないとおつしやるように、やつてはいかぬという立場に立つておるわけですよ。それを、戸口調査はやらなければいけません、それと同じような実効をあげるというには無理がある。そういうようなことはおやめになったほうがよろしいのだというのが私のいふん角度からの主張なんです。

大臣、おわかりになりますか。一べん御感想を伺いたいです。

○江口(後)政府委員 大臣のお答えになります前に、私から実情をお話し申し上げないといけないと思ひます。外勤の警察官が非常に忙しいということは私も重々知つております。だから、この外勤における巡回連絡を励行——強化と言ふよりは、いま規定がありますから、その励行と言つたほうがいいかもしれません、するかどうかについては、つい三、四日前の管区局長会議でもいろいろ論議したわけですよ。しかし、その前提として——やることはいい。やることは必要だからいいが、前提として、ただいまおつしたように、外勤の時間等は非常に多くの時間をほかのことにとられておるといふことで、これはやはりやらせるにはやらせるだけの手当てをして、外勤にこれを励行させるならせなければいけません。それで、引き揚げ勤務とか、あるいは学校に行つておる間あけておくとか、すべてのしわ寄せが外勤にいつておるのが現状だものですよ。それから、それはこの際直ましようといふのが第一点。それから、やはり将来は外勤の増員ということも十分考えなければ人口の増加というものと比例しないといふ点もございまして、忙しなことは重々わかつておりますけれども、これは必要だといふこともまた重々わかつていただきた、こう思う次第であります。

あと大臣から。大臣はそのときに御臨席にならなかつたので、一応いきさつを申し上げます。

○赤澤國務大臣 戸口調査のことが問題になりますのは、戦前は、おそらく思想的に申しますと、極左の考え方なんかは非合法ということになつており

ましたので、思想面、また注意人物の動向などもあるいは調査しておったのではないかと思ふのです。戦後は、まあ自由過剰と言われるくらい、こういうのがとかく調査の対象になるなんていうことはあり得ないわけなんです。そのことは私、先ほどの申し述べたとおりでございます。ただかりに、じゃあ暴力団がひそんでおるか、ひそんでおらないか、そんなことも調べずにおいて無関心であつてもいいじゃないかということは言えないわけですから、私が戸口調査はいたしませんと言うことは、かつてのような、そういう意味の戸口調査はいたしませんというのとでありまして、やはりそこには精神異常者もおれば、また地域にはいる人な人もおるし、それから暴力事犯あるいはその他の犯罪というものを根底から防ぎますためには、警察官としてはいろいろそういう面でも頭を働かせなければいかぬ、その受け持ち区域については、いろいろそういう知識を持たなければならぬということは当然であると考へますので、かつてのような戸口調査は絶対にいたしません。こういうことを私は申し上げた次第であります。

こと、給料は幾らですかとか、おつとめはどこですか、そういうことまで聞いたのですから。そういう給料までは聞かないにしても、それじゃここにいうところの各戸を回つての巡回連絡というのとはどういうことをするのであつたか。それをはつきりひとつ。

○江口(後)政府委員 巡回連絡というのは現在でもあるわけですね。新しく始めるわけではございません。現在でもあるその制度を、もう少しひまをつくって励行しなさいというのが今度の話なんです。

○横山委員 それは少し通辭だと私は思いますよ。現在でもある巡回調査は、それじゃ戦前の戸別調査と同じであると言いたいのです。戦前の戸別調査と現在の巡回戸別調査とは何が違うか、はつきりしないですが、どうなんでしょうか。

○江口(後)政府委員 ことばが違うように心がまえも違うわけでありまして。

○横山委員 それじゃ、あなた答弁になりませんか。みんなが承知しませんが、心がまえが違うといつても、目的が一緒、ないしはやらんとすることも一緒。それだったら、乱暴な口をきくか、やさしい口をきくかということだけじゃありませんか。結局、戦前と戦後と同じということになつてしまふじゃないですか。おこらずに、もう少し区別をはつきりしてください。

○江口(後)政府委員 戦前の場合におきましては、おっしゃる通りに任意とはいつても、ある程度相手にいやがられるほど強要——ということばは言わぬだったかどうかは別として、全部漏れなく知ろうという戸別訪問をやつた。今度の巡回連絡というのは、あくまで

も管内の事情を自分たちも知りたい、それからまた相手の方も、警察に自分のところを知つておいてもらつたほうがいいという面について御協力をお願いすることでございますから、現に何べんかやりました実績でも、八割ぐらいの実情というか、調査票というものはあるわけですね。これを、あんまり古いから、年に何回やるかきまつていますから、事情の許す限り時間をつくつてそれをおやりなさいというのが今回のものであります。新しくこの制度を始めるとはいいやありません。

○横山委員 どうも要領を得ないので、それじゃ逆に聞きますけれども、戦前の戸別調査はやつてはならぬ理由はどういう理由であるとお考へになつてゐるのですか。

○江口(後)政府委員 私は戦前の警察に關係いたしません、想像いたしますのに、相手の意思を強制して相手の状態を知ろうとしたことにあるのではないかと思ひます。

○横山委員 戦前でも、相手の意思に反してということではなかつたはずですよ。要するに警察の権力を背景にして、言わなければやむを得ないかぬのかしらんというやうな人間の心を言ふならば利用してやつたのです。そのこと自身がいけないことだと考へなければなりません。戦前だって、うちへやつてきて、おいこらおまえのところは何人おる、そんなことばは言ひませんよ。けれども、警察の権力を背景にして各戸を回つて、やさしいことばで言おうが、何であらうが、戸別に一家の事情を調査するということではよろしくない。これが戸別調査をやらなくなつ

た理由なんです。いまあなたのおつしやつておるところを聞きますと、その心がまえの相違だ、ないしは任意だ、こうおつしやるけれども、戦前でも任意じゃないか。戦前でも、うちへ来て、おいこら、おまえのところは何人だ、といった、そういう警察官はあまりはなかつたですよ。だから、あなたの意見は、はじめがはつきりしないですよ。大臣、私の言わんとするところは、はおわかりですね。だからあなたも、そういうやうな野党なり国民の反撃と、警察として情報を知りたいという間を縫つて、どうも苦勞されておるやうに見えるけれども、詰めていけば、いけませんということになるやうの事です。だから、これはきつめて疑義の多い問題だから、おやめになつたらどうかと私は言つておるわけなんです。

○赤澤国務大臣 どうも考へ方が私とはピンと合ふやうですが、どこの家庭でも人にのぞかれたくない秘密というものは持つておるのです。ですから、たとへば二号さんのうちだったとします。こんなものは人に知られたくない。そうしたら、結局そういう戸口調査はいたしませんけれども、警察官に要らぬおせっかひをやつてもらいたくないことは、はつきりしておけばいいわけ、それを踏み込んでまで、もちろん調査する権限はありますから、戸口調査はいたしませんと申しておるわけですね。中には、はつきりしておいために、うちの状態をよく知つておいてくれ、どろぼうが入るかもしれぬし、戸締まりのぐあいはどうか、これでよいのかということも、簡単にまた話される方もあるかもしれせん。いろいろだと思ふ。ただ、横山委

員が御心配になるやうな戦前のあやうい状態の再現というものは全然考へておりませんということを私は申し上げる次第でございます。

○松澤委員 委員長、これにて質疑を終了……

(発言する者多く、聴取不能)

○濱野委員長 松澤君の動議に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立多数。よつて、原案並びに修正案に対して質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後七時六分休憩

午後九時一分開議

○濱野委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案及び本案に対する竹谷源太郎君提出の修正案を一括して議題といたします。

これより原案及び修正案を一括して討論に付します。坂本泰良君。

○坂本委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま討論に付された暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案並びに民社党提出の修正案に對しまして、討論をいたしたいと存じます。

まず、結論を申し上げますと、原案並びに民社党修正案ともに反対であります。以下、その趣旨を申し上げますが、第一に序論を簡単に申し上げ、第二に本法案の政治的意圖、第三に本法案の内容、第四に民社党修正案に対する反論、最後に社会党の暴力団対策につい

て一言いたしたいと存じます。

本改正案は、戦時特に労働運動、社会運動に利用され、国民大衆よりその廃止を叫ばれている現暴力法に対するきわめて重大な改正でありますから、社会党は本委員会における質問において、単に今回の改正案に対する法律解釈論や、その運用の問題点を指摘するにとどまらないのであります。これは、いわゆる治安立法ともいうべきたいへんなものでありまして、独占資本による現保守政権が、暴力団退治の美名のもとに国民をあざむき、被支配層の、働く国民の労働運動、大衆運動を制圧し、資本家専横の大衆収奪に利用せんとするものでありますから、かかる反動立法は今後とも絶対に許すことができない、この不動のかまを明確に打ち出すために、本法案に取り組んだのであります。しかるに法務大臣並びに政府は、絶対に労働運動、大衆運動には適用しないと、陳弁これつとめられ、衣の下よりいをちらつかせながら、われわれ社会党委員各位の追撃を避けてまいったのであります。そうして、ここにまだわれわれはその質疑を遺しておるものであります、遺憾千万な次第であります、ここにその討論に移ったわけであり、

そこで第二に、本法案の政治的意図でありますが、昭和三十三年でしか、自民党の治安対策特別委員会、民主社会党をいざない、自民、民社共同提案としていわゆる政防法を本院に提出したのであります。わが党は、この法案は国民の基本的人権に関するものであり、労働運動、大衆運動の弾圧法であるので、断固反対いたしました、同年六月二日の衆議院法務委

員会是非常な混乱をいたしまして、議事は速記もできない状態のもとに可決されたのであります。そのような経過を経て参議院に送付されたのであります、参議院では審議未了となつたのであります。そこで自民党において

は、大衆収奪、労働運動、大衆運動の弾圧法としてこれを正面から打ち出せば、強力なる反対にあつた、社会党はもちろん、国民大衆の抵抗は大きいのでありますから、これを回避するために本暴力法の改正を考えたのであります。そして国民の前には暴力団退治という美名のもとに本改正案を打ち出して、第四十三国会に提出したのであります。御存じのように、この法案につきましては衆議院法務委員会において審議未了となり、次の四十四国会に全同文の改正案を提出しまして、これまた審議未了になったのであります。昨年の臨時国会、解散後の総選挙を経て、この国会に三度目の提出をいたしましたのであります。二回も審議未了になったものをそのまま提出いたしました、これは暴力団撲滅のための法律であるといふことで、前二回と同様の方針でその説明をいたしまして審議に入つたのであります。そこでわれわれは、もしも昭和三十四年以来暴力団の撲滅に対してほんとうに政府が真剣に立ち向かいましたならば、このような暴力団の絶滅については相当の成果をあげていなければならぬと思つたのであります。さらに昭和三十六年二月二十一日には暴力犯罪防止対策要綱というのが発表されました、この内容については委員会において相当の論議がかわされたのであります、もしもこの

暴力犯罪防止対策要綱に基づいて政府がその先頭に立つて暴力団の絶滅に当たりましたならば、いわゆるチンピラその他の暴力団に対して非常な迷惑をこうむつておりますところの国民は、この政府の対策に協力し、支援いたしまして、そうして官民一体となつてその防止に尽くしましたならば、現在において、その成果があつていなければならぬ。ところが、その成果があがらずに、政府提出の資料によりまして、三十四年以来だんだん暴力団はふえまして、昭和三十八年におきましては五千三百三十三団体、十七万余人があるのだ。そのうちの六万人を檢舉しておる。檢舉者も年々ふえておる。そこで、檢舉をしながらどうして暴力団の絶滅ができなかつたかと申しますと、これは真に現行刑法のもとにおいて、この法律に対して官民こぞって良心的に全力を尽くして、そして法の適用を正しくいたしましたならば、その成果はあがつておるはずであります。暴力団を取り締まりに熱意のないこと、さらにまた大きい原因は、本委員会でもわれわれの同僚委員からたびたび指摘されたように、暴力団の根絶を断つことができない。いなむしろ、その根絶を断つどころか、暴力団の親分に対してはいろいろな関係を持つておる、また資金源を供給しておる、そういうような疑いもあつたのであります。

先ほど横山委員の質問に對しまして、三十八年の七月二十八日に大野副総裁が出席した問題は、読売夕刊、各紙並びに地方紙に一斉に出ておりますが、神戸のやくざ団体の本多会、二代目の会長眞名披露祝賀会に大野副総裁が出席されておる。地元代議士中井一

夫氏の懇請もだしがたく出席されておる。このように政党的副総裁ともあろう方がやくざ団体の披露祝賀会に出席するということは、総理大臣もそれが暴力団かどうかはわからないといふる申しておられましたが、一事が万事でありまして、こういうような関係を持つところに暴力団の根絶を断つことができない。いなむしろ、昨年の総選挙のごときは、この暴力団を選挙運動に利用し、その支援を求めて当選をする、こういうような状態である。さらに地方議会の議員におきましては、いわゆる暴力団といわれるような人が議席を持つ。そうして地方議會を掌握する。こういうような状態であつては、いかに法的組織を完璧にいたしましても、これは法定刑を重くして罰するといふ威嚇だけではとうていこれを撲滅するようにはできないのであります。この根絶を断たないから、暴力団を取り締まるという法律案を三回も出しながら、その間に少しもこの暴力団の減るどころか、ふえるといふようなこの現状であるといふのは、これはいかに陳弁いたされても、あるいは百分の一程度のものはチンピラ暴力団に対するところの威嚇的社會防衛のためにはなりましよう。しかしながら、法を改正し、法定刑を重くしても、とうていこの暴力団の絶滅はできないのであります。

そのような関係にあるこの暴力法に對して、三回も執拗にここに提出されるのはどこに政治的意図があるか、これはまさしくわれわれ社会党がここに絶叫いたしますように、この法律は大衆運動、労働運動に対する弾圧の労働刑法としての役割りを果たすために、ここに法律を通過させて、そうしてできた法律はひとり歩きをして、現暴力法と同時に、なおその上にこの暴力法によって大衆運動、労働運動の弾圧にこれを利用するといふよりほかに何もものないと言わざるを得ないのであります。

そこで本法案の内容につきまして

は、これは委員会においてわが党各委員の質問に對していろいろと明らかにされ、その欠陥も十分指摘されたのであります。その一つを申し上げます、第一条ノ二の「銃砲又ハ刀剣類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役」に、法定刑の最下限が引き上げられたのであります。そうして罰金がなくなつております。ここで一番問題になりますのは「銃砲又ハ刀剣類」で、この類については、いわゆる銃砲刀剣類所持取締法の第二条の解釈をそのまま持つてきたのである。このように刑法の体系に大きく影響するような法律をつくる場合は、その条文の中にやはりその定義を記載すべきである。これはわれわれ法律家が言う条文のていさよからも定義すべきである。これを定義しないところに、この「銃砲又ハ刀剣類」その類が拡張解釈されまして、ついには労働運動におけるところのプラカード、旗等もこういうのに拡張解釈して入れられはしないか、入れられる疑惑が十分にここにあるのであります。先ほど横山委員が指摘されましたように、かつて参議院の木村篤太郎氏は、マッチのあの小さい一本でも凶器である、こういうことも権力を乱用し、そうしてその解釈を拡張する場合には、常識をもって判断できないよ

うな拡張解釈がそこに出てくるわけ
あります。このような点からいたしま
しても、この第一号ノ二の法律は、わ
れわれが主張するところの労働運動、
大衆運動の制圧の法律として乱用され
るのではないか、この疑いが十分に存
するのであります。

さらに、第一号ノ三の、常習として
傷害、暴行、脅迫、器物損壊等を犯
した場合、これまた特別刑法といた
しまして、一年以上十年以下の懲役に
処して、その法定刑の最下限を引き上
げておるのであります。御存じのよう
に労働運動、いわゆるストライキ等
の場合の犯罪については、いわゆる争議
関係の犯罪には傷害罪が一番多いの
でございます。したがって、これを暴力
法の常習規定といたしましてこの中に
入れることは、それだけ労働運動に
する常習処罰の度を高めることを意味
するのであります。これは労働争議、
大衆運動に拡大されるおそれが十分あ
るのであります。参考人も申しました
ように、団体交渉の際に、特に大きい
声をしただけでも脅迫になる。大きい
声をして鼓膜に振動をしたならば暴行
である。傷害と申ししても、単なるか
すり傷でも傷害である。こういうよう
な関係からいたしまして、これは暴力
団に対するところの適用法律でなく
て、労働運動、大衆運動に拡大適用す
ると断言しても間違いないと思つた
のであります。ことに昨日の松井委員の質
問に際しまして、銃砲刀剣類による犯
罪の法定刑の最下限を引き上げる立
法の趣旨は、判決でいわゆる宣告
が軽いのでこれを引き上げるのであ
る。これが唯一の理由になつてい
たのです。しかし実際は、昭和三十

八年の東京地方裁判所の判決によりま
すと、この銃砲刀剣類によるところの
犯罪では一年以上の判決が七割五分
で、大部分であつて、たつた六件だけ
が一年以下の刑である。二割五分にも
該当しないわけでありまして、この
銃砲刀剣類によつてな殺人、殺人未
遂という現行刑法を考えますときに、
何も銃砲刀剣類による犯罪として法定
刑を引き上げる根拠は乏しいのではな
いか、かように存するのであります。

その他いろいろありますが、本法
律案の内容は、いま一言いたしました
点だけからいたしまして、もちろん
チンピラの暴力団の取り締まりに對し
ては、その威嚇的あるいは法律の運用
に当たつての幾らかの使命はあるので
あります。しかしその大部分は、暴
力団撲滅という美名のもとに現在の支
配権力を維持するために、被支配階級
の労働運動、大衆運動を制圧するた
めに、現在これを制圧するところの法律
が、先ほども申しましたように警職
法、政防法ができることが困難である
という、その前提として、そのかえの法
律として、この暴力法の改正にかつ
ておる。こういうものがその陰にひそ
んでおるといふことをわれわれは指摘
し、確信して、これを主張することが
できると思ふのであります。

なおたくさんありますが、このよ
うに社会党は、この法律改正案に對し
て反対をいたすものであります。
さらにこの民社党の修正案でござい
ますが、このような修正をいたしまし
ても、われわれ社会党としては、現暴
力法並びに改正案に對して、根本的な
反動立法、治安立法として反対をいた
しておるのであります。この修正案を

見ますと、破防法の第三条に規定し
てあるのとほぼ同じであるようであり
ますが、破防法に對しては、このよ
うな訓示規定がなくとも、破防法自体
がその構成要件が厳格であり、大衆運
動等に乱用できないようになつてい
るのでありますから、この法律ができ
ました現在においても、この法律の乱
用ということが免れておるのでありま
す。かりにこの改正案に對して修正案
があつたといつたとしても、これはそ
の基本法が乱用のできるような法律で
ありますから、このような修正をいた
しまして一カ条を加えたところで、そ
れはものの用には立たないと思つるの
であります。かような意味におきまし
て、民社党の修正案に對しても反対を
するものであります。

かようにわれわれは、いわゆる政府
が暴力団撲滅の法律として出した本法
案に對して反対をする。

暴力団の撲滅に對して社会党は不誠
意ではないか、熱意がないではない
か、こういうことを言われるのであり
ますが、われわれは、現在の暴力団
は、現行刑法をもつて官民一体とな
り、行政措置によつてその取り締まり
を遂行し、その現行刑法をフルに適用
いたしますならば、何もこの法律をつ
くつて改正してやる必要はないとい
うたてまえをとつておるのであります。
したがつて、われわれはこの暴力
団の対策に對しては熱意を持つてお
るのであります。先日暴力対策要綱を
表いたしましたのでありますが、すなわ
ち、この暴力団の撲滅に對しては、社
会党も政府も与党も一体となりまし
て、ここに行政措置の円満なる遂行を
期して、そうして現行刑法をその撲滅

のために運用する。こうやらなければ
ならない。したがつて、チンピラ
のお礼参り等のためにこの法律の法
定刑の最下限を上昇しまして、そうし
て権利保釈ができないようにする、こ
ういふことを言われるのであります。
が、常習者とか、あるいは保釈になつ
て、その本人が被害者とかあるいは近
親者に對して被害を加える場合は、刑
事訴訟法において権利保釈の場合にこ
れを除外してあるのであります。何も
この法律の最下限を上げて、そう
して権利保釈の点をこの法律でやる必
要はないのであります。いなむしろ、
これは労働運動等においてこの法律を
拡張乱用いたしまして、そうしてたと
えばストライキの場合においては、そ
の組合の指導者をこの法律の容疑者と
して逮捕して、さらに起訴するときに
権利保釈をしないといふことになりま
すと、ストライキはついに――その
組合の活動家、その主力となつて働く
人がこの法律の乱用によつてぶち込
まれるといふことになれば、自然とそ
のストライキは労働者側に不利になる。
こういう結果になるのであります。こ
ういふ点からいたしまして、労働
組合、大衆運動の弾圧法であると言わ
ざるを得ないのであります。こういう
ようにわれわれは、この現行刑法のも
とにおいて行政措置を官民一体となつ
て完璧を期して、暴力団対策に邁進し
なければならぬ、かように考えてお
るのであります。さような意味におき
まして、本暴力法は、政府の言われる
暴力団退治のための法律ではなくし
て、それはいわゆる表面のことばであ
り、その衣の下は大衆運動、労働運動
を弾圧するところの法律である。これ

を指摘いたしました。この法律案並び
に民社党の修正案に断固反対の趣旨を
明らかにするものであります。(拍手)
○濱野委員長 小島徹三君。
○小島委員 私は、自由民主党を代表
して、竹谷源太郎君提出の修正案に反
對し、政府原案に賛成いたすものであ
ります。

暴力に對する憎しみ、暴力を憎む感
覚は、元来日本人には多少あいまいな
点があると考えられるのであります。
目的さえ正しければ手段として暴力も
当然許される、いな、許されるという
より、むしろ正当化し、ときには美化
さえされんとする傾きすらあるのでは
ないかと思ふのであります。かたき討
ちという名前、仁俠道という名前、さ
らには労働運動、大衆運動等という美
名のもとに、ときには暴力的行為すら
許されるのではないかといふような錯
覚があると思ふのであります。こ
のような法の支配に對する認識が薄
いといふことは、民主主義国家としての
發展に大きな障害であることは言うま
でもありません。しかし、このような
法の支配の認識の強化といふことは、
単なる一片の法律の改正などで容易に
解決できるものでなく、政治の姿勢を
正すとか、経済政策、社会政策等の点
について十分なる考慮を払わなければ
なり、根本的解決はないといふことは
事実であります。今日町に横行する
暴力をとりあえずなくすることが緊急
の要務であると考えられ、ここに本改
正法案が提出された理由があると思
うのであります。

この改正により、暴力団を中心とす
る町の暴力を直接取り締まりを強化す
ることができるとともに、暴力というも

のは社会秩序維持の上には許さるべきものではない、法の秩序こそわれわれの生活にとつては絶対のものであることを一般に認識せしむる役を果たすものと私は考えて賛成するものであります。

次に、竹谷君の修正案につきまして、その言わんとするところの意図はわかるのでありますけれども、刑事法の中にかかる訓示的一条を挿入することは異常であるのみならず、言わすもがななことであると考えられますがゆえに、これに反対するのであります。(拍手)

○濱野委員長 竹谷源太郎君。

○竹谷委員 私は民主社会党を代表いたしまして、暴力行為等処罰法改正法案に賛成し、政府原案に反対の意を表明するものであります。

わが党は、最近の悪質な常習的組織暴力の激増にかんがみ、この際、これを取り締まり強化のための立法措置を講じ、もってこれら組織暴力から一般市民の權益を保護し、社会秩序の維持に万全を尽くすべきことの必要性は、これは認めるものであります。政府案は、かかる現状に対処するため、特に銃砲刀剣類を用いた悪質な傷害や常習暴力犯罪に対し、刑罰の強化をはかるとともに、お礼参り等の悪弊を除去するため、権利保護の適用の除外並びに裁判の迅速化のための単独裁判官の審理等を規定しており、その目的が組織的暴力団の取り締まり強化に置かれておることは、きわめて明白であります。わが党は、その意味で政府案の趣旨そのものには賛成であるが、目下誤解もしくは誤解とはいへ反対論が宣伝せられ、これにより一部国民の間に疑惑が起つてゐる点も考慮すべきであり、なお特に現在の警察、検察行政の民主化が必ずしも徹底されていぬことを十分考慮すべきであると考えらるものであります。

暴力行為等処罰法第一条第一項は、団体もしくは多衆の威力を示し、または凶器を示し、もしくは数人共同して暴行、脅迫、器物損壊の罪を犯したる者は三年以下の懲役または五百円以下の罰金に処すと書いてあるのであります。そこで暴力団がなぐり込みに出かける、総会屋が株主総会で集団で威力を示す、あるいは不良少年団がいなかから東京に出てきた修学旅行の生徒や学生をつかまえてこれを取り巻くといった行動とともに、労働組合が会社当局と団体交渉を行なう、あるいはデモ行進をして会社に入り込むといった行動も、これらとともに暴力行為等処罰法第一条第一項の団体または多衆の威力を示す行動となるのであります。

憲法で保障された労働組合の団結権、団体交渉権、団体行動権並びに集会結社の自由権、これらに基づく行為も、不法な暴力団等の行動も、十ば一からげに一応本法の対象となるのであります。また常習という点につきましても、その人が習癖として反復これをたびたび実行するという定義は判例で確立されてゐるから、こういう理由で政府は組合活動家が常習と認められるようなことはするはずがない、そういうことは考えられないと言つております。しかしながら、組合活動家が組合運動の中で暴力をやるという習癖があると認定されますならば、この法律の適用が起つてくるおそれが十分にあらるのであります。その行動が正当か正當ではないかというところで、判断が必要となつてまいらう次第であります。すなわち、このようなわけ合ひから、この法律は両刃の剣となるおそれが多分にあらうのでございます。しかしながら、

ら、だからといって私は、正当な組合運動に利用されるおそれがあるからといって、この種法律を撤廃すべしという意見は、暴力犯罪のばつこ跳梁を許すものであつて、賛成はできません。しからば暴力団等の社会を乱す憎むべき暴力行為を徹底的に排除しつつ、その一方において正当なる組合の労働運動、大衆行動を守り、これを保障するのにはどうしたらよいかということになると思ふのであります。

それには不法邪悪な暴力団を一掃し、しかも国民の自由と權利を完全に保障し、これを侵害しない法律をつくる責任があると考えるものであります。そのためにはわが党提出の乱用防止の修正案を取り入れ、この法律を破邪顯正、邪惡を破り、正しきをあらわすところのりつばな正しい剣として鍛え上げる責任があると考えるのであります。よつて、乱用防止のわが党修正案を一項挿入し、そうして本法に対する国民の一部の疑惑を一掃するとともに、第一線の取り締まりに当たる警察、検察の過誤なき執行の指針を示すことがきわめて必要にしてかつ有用なことであると確信するものであります。

わが党は、以上の理由によりまして民社党の修正案に賛成し、政府提出法案に反対するものであります。

○濱野委員長 志賀義雄君。

○志賀委員 私は、本改正案に反対であり、現行法そのものを廃止すべきであるとして主張するものです。そもそも現行法は、戦前の軍国主義的天皇制が支配した旧憲法体系下の旧刑法の特別法として立法されたもので、新憲法のもとでの刑法体系とは全く異質のものでありまして、当然廃止されなければならぬものであります。しかるに、これを廃止するどころか、さらに改悪しようとしておるのであります。これまでの審議の過程で明らかになりましたように、改正案の内容は、新しい犯罪類型規定をつくつて現行刑法体系を乱し、またきわめてあいまいな規定を数多く含んだものであります。たとえば傷害の未遂罪であり、現行刑法の中にもないものであります。たゞは傷害の未遂罪であり、現行刑法の中にもないものであります。改正準備草案にさえないものであります。政府の答弁は、このことを白々しくごまかしてあります。したがつて、本案は現行刑法体系のもとでは容認することのできないものであります。しかも質疑を通じて、この傷害未遂罪の新設が、現に労働運動に乱用されておる本法第一条を一そう広範な民主運動弾圧の武器として活用される危険性をつくり出すことが明らかになったのであります。本改正案には、その他認定範囲のあいまいな常習性の規定、裁判の構成に関する裁判所法の一部改正や、権利保護をなくするなど、きわめて問題の多い法案であります。

本改正案については、労働者階級や民主主義法律家がすべて反対しておりますし、法制審議会の刑事法部会の専門家の多数が政府案に反対したのであります。この法案を、政府自民党は審議の初めから強引な成立を企図し、今日に至つては一方的に賛成を打ち切つたのであります。この法案が成立しても、暴力団の絶滅は現在の裁判所、検察庁、警察をもつてはできません。かえつて暴力団は巧妙に形を変えながら増大することは火を見るよりも明らかであります。しかもこの法案の成立を池田内閣がさせる理由は、アメリカに從属しながら、開放経済体制で過酷な搾取と収奪を強化するために弾圧政策に利用しようとしてゐるからであり、特に戦後未曾有の規模で純出している中小企業の倒産、経営困難や、大経営の合理化の推進などに対する人民の反抗を抑圧しようとするものだからであります。また、日韓会談の強行に対する戦いの高まりに対する弾圧体制の強化とも深く結びついております。この法律並びに改正案は明らかに弾圧立法であります。

暴力団犯罪をみずから取り締まるためと政府は提案理由で説明してありますが、それなら、なぜはつきり暴力団への適用を明記しないのか。現行刑法でも、これを正しく運用するならば暴力団は十分に取り締まることのできるものであります。このことを無視して政府がこの提案理由によつて無理押しをしようとするのは、今日までの審議の過程で全く明らかになりましたように、根拠のないものであると言わなければなりません。したがつて、私は民社党の修正案をつけ加えても、この悪法案の本質は変わらないものと考えます。これに賛成することはできません。政府は、暴力団をほんとうに取り

締まるつもりならば、まず第一に、政府及び与党が、みずから暴力団、右翼団体との一切の関係をきっぱり断つことを内外に宣言すべきであります。警察が資本家、暴力団とぐるになるのをやめるべきであります。政府にはこの熱意も誠意も全くないのであります。

以上、私は民主的大衆運動の弾圧法案である本法の改正案に反対することにも、これを粉碎するために断固今後とも戦うことを表明して、私の発言を終わります。

○濱野委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、竹谷源太郎君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。（拍手）

おはかりいたします。ただいま可決せられました法律案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○濱野委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後九時四十六分散会

昭和三十九年五月七日印刷

昭和三十九年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局